

「今次の一連の危機によるスイスへの影響～リスク回避行動と、税逃れ対策の強化から」

藤田憲資(保険医療経営大学)

はじめに～課題の設定、方法、と意義

1. リスク回避行動～スイスへのリスク回避マネーの流入相手国・地域
 - 1-1. 在スイス銀行の地域別資金フローの全体像～今次の一連の危機を受けて
 - 1-1-1. 概要
 - 1-1-2. 「欧州」、英国との取引
 - 1-1-3. 「オフショア」地域との取引
 - 1-1-4. 「信託」の地域別取引
 - 1-2. スイスの為替レート
 - 1-2-1. 実質実効為替レートの動向
 - 1-2-2. 2国間為替レートの動向、準備資産
 - 1-3. 在スイス銀行の通貨別対外取引
- 小括 1
2. 税逃れ対策の強化～口座情報の共有および税優遇の見直しに向けた動きと、その影響
 - 2-1. 「銀行機密」への圧力～口座情報の共有に向けた動きと、その影響
 - 2-1-1. OECDによる取り組み～「自動的」口座情報の交換へ
 - A. 一連の動き～2014年の進展
 - B. 本取り組みの改善点
 - C. スイスに係る口座情報の交換に関する動き
(参考)スイスにおける口座情報の交換に関する取り決め～国内法と、対外協定
 - 2-1-2. EU諸国、米国とスイスによる口座情報に関する取り組み～強制と恩赦
 - A. EU諸国による盗難データと、税恩赦
 - B. 米国による FATCA、裁判と自己申告プログラム
 - C. スイス国内の居住者に対する銀行の「守秘義務」見直しと、税恩赦
 - 2-1-3. 「銀行機密」への圧力による影響
 - A. 積極的な結果～在スイス銀行における預金の「匿名性」
 - B. 消極的な結果
 - B-1. 在スイス銀行におけるカストディー
 - B-2. 金融機密指数<FSI: Financial Secrecy Index>
 - 2-2. 「タックス・ヘイブン」への圧力～税優遇の見直しに向けた動きと、その影響
 - 2-2-1. スイスにおける、税優遇の現状と見直し

2-2-2. 税優遇の見直しによるスイスの富裕な人々ないしマネーへの影響

A. 在スイスの富裕層の動向

B. スイスのウェルスマネジメント

B-1. クロスボーダー・ウェルスマネジメント

B-2. スイスの2大銀行のウェルスマネジメント～ネットの新規マネー

(参考) スイスの2大銀行のウェルスマネジメント～地域別運用資産と、マージン
小括2

3. まとめと展望

はじめに～課題の設定、方法、と意義

1. 課題の設定

今次の一連の危機を受けて、投資家によるリスク回避行動と、先進諸国を始めとする税逃れ対策の強化が見られる。とりわけ、こうした動きは、「避難通貨」、「銀行機密」ないし「タックスヘイブン」の特徴を併せ持つスイスに対してより大きな影響を及ぼすとみてよい。しかし、その影響の中身については様々な見解がある。

たとえば、投資家がリスク回避からスイスに資金を移す結果、スイスにマネーが流入し、スイスフランが増価するという見解もあれば、他方、かかる危機による財政バランスの悪化を食い止めるために、スイスの国内外で税逃れ対策が強化された結果、これを嫌った投資家がスイスから資金を移し、スイスからマネーが流出するという見解もある。

かかる指摘は、各々現状の一面を描き出したものであるが、併せて見ると、一見、矛盾するように受け取られる可能性もある。そこで、全体を一度整理しておくことは意義のあることであろう。のみならず、かかる特徴を持ったスイスの資金フローは当面続くことが予想されるため¹、この点について現段階で詳しく検討することは、今後の動向をみていく上でも意義があることと考える。

そこで、本報告では、こうした投資家によるリスク回避と、税逃れ対策の強化によるスイスへの影響について、主としてスイスの資金フローとの関係から、以下の諸課題を明らかにすることを試みる。

2. 方法、意義

まず、今次の一連の危機を受けてからのスイスをめぐる資金フローについて明らかにすることである。そのために、ここではスイスの資金フローの全体像を提示する。その狙いは、スイスをめぐる資金フローパターンの全容と、その変化を明らかにすることである。

これによって、先行研究でみられた「規模」を軸にした検討だけでなく、「方向」の側面

からも影響を確認することができる。実際、スイスをめぐる資金フローを取り上げているにもかかわらず、相手国・地域を提示していない先行研究も珍しくない。加えて、「オフショア」地域との取引や、「信託」の対外取引にまで触れている先行研究となると、その数はより少なくなる。それゆえ、こうした本報告の試みはスイスをめぐる資金フローへの影響をみる上で意義があると考ええる。

次に、投資家によるリスク回避が、スイスの資金フローに及ぼす影響についてである。ここでは、リスク回避行動を危機時におけるスイスへのマネーの流入、および当該国通貨に対するスイスフランの増価と解釈し、その際の、スイスへのリスク回避マネーに係る通貨ないし相手国を探る。そして、本課題については、在スイス銀行の地域別地域別資金フロー、スイスフランの為替レート、および在スイス銀行の通貨別対外取引の3つの側面からアプローチする。

先行研究において、これら3つの側面から、スイスへのリスク回避マネーに係る通貨ないし相手国を探る試みは、さほど多くないので意義と言ってよいと考える。とりわけ、在スイス銀行の地域別資金フローの視角を組み入れることによって、ユーロ圏が相手となった場合でも国別の内訳を明らかにできることが大きい。

最後に、税逃れ対策の強化が、スイスの資金フローに及ぼす影響についてである。その際、同対策のうち、「銀行機密」への圧力については、口座情報の共有に向けた動きに、他方、「タックスヘイブン」への圧力については、税優遇の見直しに向けた動きにそれぞれ着目する。さらに、同影響については、以下に示すような各々の圧力を受けてスイスからマネーが流出するとのしばしば指摘される想定を1つの手がかりにする。同想定とは、たとえば、「銀行機密」への圧力に関しては、口座情報の共有の進展から、在スイス銀行の「匿名性」の低下、そして、在スイス銀行からのマネー流出というものであり、他方、「タックスヘイブン」への圧力に関しては、税優遇の見直しによる、スイスの富裕な人々ないしマネーのスイスからの流出というものである。

そうして、ここでは、各想定の中核となる在スイス銀行の「匿名性」と、在スイスの富裕な人々ないしマネーの動向について検討する。実際、税逃れ対策によるスイスの資金フローへの影響に焦点を当てた先行研究の中でも、かかる想定のプロセスをたどり、実態と比較検討したものはあまり多くないので、その限りでは意義があると考ええる。

注

1. この点については、本報告の最後の展望において触れている。

1. リスク回避行動～スイスへのリスク回避マネーの流入相手国・地域

本章では、次の2つの課題を明らかにすることを試みる。1つは、今次の一連の危機を受けてからのスイスをめぐる資金フローについてである。そのために、第1節では在スイス銀行の地域別資金フローの全体像を提示する。その狙いは、スイスをめぐる資金フロー

パターンの全容をつかむことと、その変化を指摘することである。

いま1つは、投資家によるリスク回避が、スイスの資金フローに及ぼす影響についてである。本章では、同影響として、スイスへのリスク回避マネーの流入相手国・地域に着目し、この点について、各節における、在スイス銀行の地域別資金フロー、スイスの為替レート、および在スイス銀行の通貨別対外取引の各側面からの検討を通じて探っていく。

1-1. 在スイス銀行の地域別資金フローの全体像～今次の一連の危機を受けて

1-1-1. 概要

在スイス銀行のネットの対外取引は、図1-1のように、当初、流出超過にあったが2006年をピークに減少に転じると、リーマン破綻の2008年以降さらに大きく減少していき、2011年からは流入超過に転じている。

ついで、取引相手国をみると、図1-2のごとく、「オフショア」からの流入と、「先進国」への流出という取引パターンは、概ね、不変である。しかし、2008年のリーマン破綻以降に、「先進国」向けの資金フローが大きく減少している。これは、主に、同時期に「欧州」向けの資金フローが大きく減少したためであるが、この点について詳しくは次節で触れる。

他方、グロスでは、図1-1のように、リーマン破綻直後の2008年・2009年に、在スイス銀行の対外資金フローが流出入ともに大きく減少していることが注目点である。さらに、図1-3と、図1-4で、その取引相手国をみると、流出入ともに「先進国」との取引が大きく減少している。なかでも、2008年・2009年の米国ないし英国への流出と、2008年・2009年の米国ないし2009年の英国からの流入とりわけ大きく減少している。これは、恐らくリーマン破綻を受けて投資家がリスク回避のスタンスに転じ、「リパトリ」、すなわち、本国への資金引き揚げを進めた結果であると予想される。

このように、在スイス銀行の資金フローにおいて、ネットでは流出超過から流入超過へと転じ、また、グロスでは2008・2009年に大きく減少した。このうち、次項では、ネットの資金フローが流入超過へ転じた際に重要であった「欧州」との取引についてみていこう。

1-1-2. 「欧州」、英国との取引

まず、「欧州」向けのネットの資金フローは、図1-5のように、2008年以降、概ね、減少を続けており、2012年には流入超過を記録している。

このような、「欧州」向けのネットの資金フローの減少は、同図を見ると、2008年・2009年においては英国への流出が、また、2010年から2012年においては「欧州その他」への流出が急減したこと、さらに、2012年から2014年においては、英国との取引が概して流入超過にあることによるものである。

さらに、図1-6で、「欧州うち英国以外」との取引について、その国別内訳をみると、およそ次の3点を指摘することができる。

すなわち、第1に、スイスと同様に、「中継地」として分類されることの多いルクセンブルク、ないしオランダとの取引において、概して、ルクセンブルクからの流入と、オランダへの流出というパターンをみてとることができる。第2に、ユーロ圏の3大国であるドイツ、フランスおよびイタリアとの取引において、およそ2008年以降、ドイツへの流出、イタリアからの流入、および徐々に減少するフランス向けの流出というパターンをみてとることができる。そして、第3に、「うちその他」との取引において、流出超過が年々大きく減少しており、本時期に主要国とは別に「欧州」全体に向けて減少していたことがわかる。

もっとも、流入超過にある英国、ルクセンブルグおよびイタリアのうち、英国と、ルクセンブルグについては「中継地」としての性格が強いため、第3国の投資家の存在を考慮に入れた方が良くであろう。

以上のような動きは、在スイス銀行の地域別資金フローにおける、「欧州」ないし英国向け投資の「中継地」としての役割変化を示すものである。

1-1-3. 「オフショア」地域との取引

在スイス銀行における、「オフショア」地域とのネットの取引は、図1-7にあるように、同期間中、継続して流入超過にある。もっとも、その間、ジャージーからの流入超過が最大であったが、2008年以降減少が続き、2013年以降ではガーンジーからの流入超過が最大である。

ついで、グロスの流出入をみると、取引パターンに変化が見られる。図1-7にあるように、ジャージーからの流入と、ケイマンへの流出がメインであったが、リーマン破綻後ともに減少していき¹、代わりに、英領西インドとの取引が流出入ともに最大になった。

このように、在スイス銀行と「オフショア」地域との取引において、主要な取引相手国の変化がみられた。

1-1-4. 「信託」の地域別取引

この「信託(fiduciary)」取引について、ここでは、さしあたり、在スイス銀行が顧客の代わりに信託預金を銀行名義で外国市場に投資し、そこで得たリターンを顧客に分配するケースを代表例に考えたい。

投資家にとって、本取引の主な魅力は、「匿名性」と、税の回避にあるとみてよい。すなわち、スイスの銀行法における「銀行機密」に加え、本取引の名義が在スイス銀行であることで、最終的な受益者は不明のままになるため、「匿名性」が維持されること、ないし、同リターンがスイス源泉でないのでスイスでは課税されないだけでなく、企業名義で銀行に口座を開設することで個人を対象にした貯蓄課税指令に基づく源泉課税を回避できることである。そのため、本取引は、犯罪性のある税回避を促すものであり、とくに、個人による税回避に資するという見方がある(T.J.N.①, 2007 Dec.)。それでは、実際の動きを見て

いこう。

まず、在スイス銀行の「信託」の対外取引について、その規模をみると、図 1-8 のごとく、ネットの取引は 2008 年にかけて増加し続けたが、およそ 2008 年のリーマン破綻を境に減少に転じている。こうした動きはまた、同図のごとく、グロスの取引においても認められ、流出入はともに 2007 年をピークに減少し続けている。これらは、在スイス銀行の取引における「匿名」マネーの減少を連想させる 1 つの手がかりと言ってよい。

さらに、その取引相手国をみると、流出は図 1-9 のごとく、「先進国」向けが目立って大きいとそのほとんどが「欧州」であり、なかでも、ルクセンブルグ、次にオランダが大きい。他方、流入は図 1-10 のごとく、「オフショア」地域が最大である。その中では英領ヴァージン諸島などを含む英領西インドが最大であり、ついでパナマが大きい。

このような取引パターンが多い理由として、ルクセンブルグについては投資ファンドが、また、「オフショア」については貯蓄課税指令の回避がそれぞれ考えられる。その投資ファンドとしては、UCITS[Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities：譲渡可能証券の集団投資事業]に触れなければならない。UCITS というのは、欧州委員会が 1985 年に制定した指令に準拠するファンドを指し、2011 年末には欧州のファンドの約 7 割を占めている（鈴木、2012、4 頁）。他方、「オフショア」からの流入については、次の 3 つを指摘したい。1 つは、貯蓄課税指令は、欧州の家計が各々の名前で開設した口座にのみ適用されるのでダミー会社はそれを回避する簡単な方法であること（Zuckman, 2013, p.1334）、第 2 は、もし、フランスの預金者がパナマに登録したダミー会社の名前で口座を開設すると、SNB は預金者の所在国をパナマに分類すること（Zuckman, 2013, p.1332）、そして、第 3 は、このように SNB によってタックスヘイブンに分類された多くの信託預金は豊かな国々の居住者、とくに欧州の人々に属するものであることである（Zuckman, 2013, p.1333）。

この限りで言えば、この「信託」に係る流出入の多くが、欧州の人々によるカリブ海のダミー会社を利用したルクセンブルグの投資ファンドへの投資ということになる²。しかし、上記のように、かかる「信託」の取引は減少している。これは、同取引パターンに伴う魅力が低下してきたことを意味するものであり、その要因として、例えば、「匿名性」に対する圧力の増加や、金利の低下によるリターンへの減少等であろう。のみならず、信託の取引に係るスイスの「中継地」としての役割変化の一端もうかがい知ることができた。

かくて、「信託」の対外取引は減少しており、そこに、「匿名」マネーに係るスイスの「中継地」としての役割変化が認められた。

以上、本節では、今次の一連の危機を受けてからのスイスをめぐる資金フローについて、スイスをめぐる資金フローの全体像、ないしそのパターンの変化を示した。ここでは、在スイス銀行の地域別資金フローの観点から、「欧州」ないし英国向け投資における「中継地」としての役割変化、「オフショア」地域との取引における主要な相手国・地域の変化、およ

び、「信託」の対外取引の減少にみる「匿名」マネーに係る「中継地」としての役割変化等を明らかにした。

注

1. BIS のデータによると、ジャージーとケイマンは、スイスとの取引だけでなく、それら自身の銀行部門の資金流出入もリーマン破綻後にともに減少している (<https://www.bis.org/statistics/bankstats.htm>, Table2A, 時系列データ)。とくに、ジャージーは 2008 年から 2014 年にかけて毎年減少を続けており、結果、資産と、負債は、2008 年末の 3880 億ドルと、2330 億ドルから、2014 年末には 1980 億ドルと、1350 億ドルへと減少している。他方、ケイマンは、2008 年から 2010 年まではほぼ横ばいであったが 2011 年以降は目立って減少しており、結果、資産と、負債は、2010 年末の 1.76 兆ドルと、1.77 兆ドルから、2014 年末には 1.42 兆ドルと、1.44 兆ドルへと減少している。

2. かかる動きに関連して、スイスの銀行は、税の支払いを止め、法と秩序の力を削ぐためにスイスをめぐるマネーを動かす一種の回転台として機能している、との見方もある (T.J.N., 2007 Dec.)。

1-2. スイスの為替レート

本節では、先記のごとく、スイスへのリスク回避マネーの流入相手国・地域を探る上で、1つの側面として、実質実効為替レートと、2国間為替レートの動向を追った。

1-2-1. 実質実効為替レートの動向

最初に、スイスの為替レートの動向について、実質実効為替レートを使ってみていこう。ここでは、スイスの 40 カ国の輸出相手国でみた実質実効為替レートと、そのうちユーロ圏 12 カ国について示した同レートの 2 つを取り上げる。その際、以下、本節では、為替制度の変更に関連して次の 3 つの局面に大別して追っていく。

第 1 は、2007 年 8 月から 2011 年 8 月までの局面である。図 1-11 のごとく、「40 カ国」の実質為替レートは、2007 年 8 月を底に増価に転じると、サブプライムローン問題、翌年のリーマン破綻、さらには、2010 年以降の欧州債務・銀行危機を主たる背景により顕著に増価していき、2011 年 8 月にピークに達している。なお、2007 年から 2009 年にかけて「ユーロ 12」の同レートとの間で多少かい離が見られるが、この違いはドルやポンドなどユーロ以外の諸通貨との動きによるものである。

第 2 は、2011 年 9 月から、2014 年 12 月までの局面である。2011 年 9 月に対ユーロで上限ペッグを設けたこともあって、その後、減価していったが、それでも、その水準は 2007 年 8 月の時点に比べてはるかに高い状況にある。なお、図 1-11 のごとく、2011 年 9 月に対ユーロで上限ペッグを設定した時は、両者がともに増価していたが、2015 年 1 月に為替制度を変更する前の動きをみると、「ユーロ 12」の実質実効為替レートは増価している一方で、「40 カ国」の同レートは減価していたことを留意しておこう。

そして、第3は、2015年1月からの局面である。2015年1月に対ユーロ上限ペッグを外したこともあって、急激に増価に転じている。図1-11のごとく両者はともに顕著に増価しているが、その大きさをみると、「ユーロ12」の実質実効為替レートがより大きく、直前のピークであった2011年8月をも上回っている。

1-2-2. 2国間為替レートの動向、準備資産

いま見た実質実効為替レートの動きを踏まえて、次に、それを構成する主要5通貨との2国間為替レートについて、図1-12で上記の時期区分に沿ってみていくことにしよう。

まず、2007年8月から2011年8月までの局面についてである。この間、スイスフランは2008年から対ポンドで、2009年から対ドルで、2010年から対ユーロで、さらに、同年半ばからは対円と、カナダドルでも増価している。このうち、ドルやユーロに対する増価も大きかったが、最も大きかったのはポンドに対してであった。

次に、2011年9月から、2014年12月までの局面である。2011年9月に対ユーロで上限ペッグを設けた後、2013年5月にかけて、スイスフランは円を除く4通貨に対して減価した。この後は、変化の規模は小さいものの、2014年3月にかけて増価したが、この間、スイスフランはドル、円およびカナダドルに対して増価した。つづく、2014年12月まで、スイスフランはドル、ポンドおよびカナダドルに対して減価した。ただし、上記のように、ユーロに対しては増価していたことを留意しておこう。

さらに、2015年1月からの局面である。上記のごとく、2015年1月に対ユーロ上限ペッグを外したこともあって、急激に増価に転じており、今のところ、とくに、対ユーロにおいて大きい。

本節では、つづいて準備資産についてみていきたい。それは、スイスフランの対ユーロ相場は、2011年9月に上限ペッグを設定して以来、ほぼ変化していないように見えるが、この間、為替介入でコントロールしていた部分があるからである。このことは、準備資産の変化からある程度推測可能である。

準備資産は、図1-13のごとく、大別すると、4度の増加局面が認められる。すなわち、2010年5月、2011年8月、2012年5月から7月、そして、2014年12月である。前月比で見ると、2010年5月が785億スイスフラン、2011年8月が714億スイスフラン、および2012年5月が683億スイスフランでトップ3である。これらは、概して、各局面において、ユーロ圏の債務・銀行危機への不安を受けて強まったスイスフランの増価圧力にSNBが外貨買い介入で対抗した結果である。

以上、本節では、スイスへのリスク回避マネーの流入相手国・地域を探る上での1つの側面として、実質実効為替レートと、2国間為替レートの動向を追った。結果、実質実効為替レートについては2度の大きな増価をそれに係る為替制度の変更との関連から3つの局面に分けて整理し、また、2国間為替レートについては、とくに、ユーロないしポンドに対

するスイスフランの大きな増価に注目した。

1-3. 在スイス銀行の通貨別対外取引

本節においても、先記のごとく、スイスへのリスク回避マネーの流入相手国・地域を探る上での1つの側面として在スイス銀行の通貨別対外取引を見ていくことにする。

まず、図 1-14 で、グロスの取引についてみると、ドル建てが最大であり、ユーロないしその他通貨がこれに続くが、いずれも、およそ 2008 年のリーマン破綻の時期を境に減少に転じている。とりわけ、2008・2009 年における両者の大きな減少は、先に見た米国ないし英国との取引で確認した動きと関係していると言ってよい。他方、スイスフラン建て取引は、これら 3 つに比べて小さい。ただし、負債に関しては 2011 年以降増加している一方で、上記のごとくユーロないし「その他通貨」が減少していることから、これらはほぼ同水準になっている。

次に、同図で、ネットの取引についてみていくが、ここでは次の 3 点に注目する。第 1 は、ドル建てのネットの対外債権が 2006 年をピークに大きく減少していることである。この減少は上記のように、資産が負債に比べてより大きく減少する中で生じた結果である。この事実は、先に見た 2009 年を除いた 2007 年から 2011 年における米国への資金流出の減少や、ドル安スイスフラン高を読み解く上で 1 つの手がかりとなる。すなわち、ネットのベースで、米国への投資が減り付随してドル買いが減ったという見方である。

第 2 は、2009 年以降、ユーロ建ての対外負債がプラスで推移していることである。これは上記のように、資産が負債に比べてより大きく減少する中で生じた結果である。この事実は、先に見た同時期における「英国を除いた欧州」への資金流出の減少や、ユーロ安スイスフラン高を読み解く上で 1 つの手がかりとなる。すなわち、「英国を除いた欧州」への投資が減り付随してユーロ買いが減ったという見方である。

および、第 3 は、2011 年以降、スイスフラン建ての対外負債がプラスで推移していることである。これは、これまでの 2 つと異なり、負債が増加する中で生じた結果である。また、同図のごとく、本時期における流入超過の多くがこのスイスフラン建て取引である。すなわち、本時期の対外取引において、ネットベースで、在スイス銀行にスイスフランの預け入れが大きかったことがわかる。これが、本時期において、スイスの実質為替レートが高い水準で推移していた 1 つの理由と言ってよいかもしれない。

以上、本節では、スイスへのリスク回避マネーの流入相手国・地域を探る上での 1 つの側面として在スイス銀行の通貨別対外取引を概観した。その結果、とくに、スイスフラン、ユーロおよびドル建ての対外取引について明らかにすることができた。

<小括 1>

本章では、主に次の 2 つを明らかにした。1 つは、今次の一連の危機を受けたスイスを

めぐる資金フローについてである。ここでは、在スイス銀行の地域別資金フローの観点から、「欧州」ないし英国向け投資の大きな減少にみる「中継地」としての役割変化、「オフショア」地域との取引における主要な相手国の変化、および、「信託」の対外取引の減少にみる「匿名」マネーに係る「中継地」としての役割変化等を明らかにした。

もう1つは、投資家によるリスク回避が、スイスの資金フローに及ぼす影響についてである。ここでは、同影響として、スイスへのリスク回避マネーに係る通貨ないし相手国に着目し、これを、在スイス銀行の地域別資金フロー、スイスの為替レート、および在スイス銀行の通貨別対外取引の3つの側面から迫った。その結果、リスク回避行動を危機時におけるスイスへのマネーの流入、および当該国通貨に対するスイスフランの増価と解釈すれば、通貨ではユーロとポンドについて、さらに、ユーロ圏の中ではイタリアおよびルクセンブルグについて同状況をおよそ読み取ることができた。

この場合、次の2点を付言する。1つは、危機に際して、「欧州」における政治・経済的リスクが高まり、スイスとの間で「カントリーリスク」ないし為替リスクの差が大きくなるため、金利差によるリターンが小さいことを考慮に入れてもスイスへの投資の方がより望ましいという判断がそれら投資家に働いたということである¹。ここに、スイスフランをユーロの「避難通貨」とみなす理由の一端をみてとることができるかもしれない²。いま1つは、上記でリスク回避マネーの相手国と指摘した3カ国のうち、英国と、ルクセンブルグについては「中継地」としての性格が強いため、第3国の投資家の存在を考慮に入れた方が良いということである。

注

1. こうした見方のベースにあるものは、国際資本移動の「規模」と「方向」は予想収益率と、リスクによって決まり、この場合、予想収益率は金利差と、為替差損益を、また、リスクとは為替リスクと、「カントリーリスク」を指すというものである(貝塚・中嶋・古川編、2007、208頁)。なお、「カントリーリスク」とは、たとえば、その国の経済的要因や、政治・社会的要因などの総合評価で示されるものである(金融辞典編集委員会編、2002、93頁)。

2. この点について、たとえば、C.Grisse および T.Nitschka は、スイスフランは全ての通貨に対する「避難通貨」として機能するわけではなく、そのなかでは、ユーロ圏における金融市場のストレスが表面化して以来かなり明白にユーロとの間で「避難通貨」としての特徴が表れていると指摘しており (C.Grisse and T.Nitschka, 2013, April)、比較的、本報告と似たような見解を示している。なお、本報告は、「避難通貨」に焦点を当てたものではないので、この点については、以下、簡単に触れておくことにしよう。まず、危機時における「避難通貨」の特徴を持った資産として、たとえば、次の4点が指摘される。すなわち、第1に、リスクが低く流動性の高い資産、第2に、不確実な時期に投資家が購入する資産、第3に、参考となるポートフォリオのリターンとは無関係な(もしくは負の関係にある)リタ

ーンを持ったヘッジ資産、および第 4 に、参考となるポートフォリオが巨額の損失を被る時に良い成績を残す災難時の資産である(McCauley, R.N and McGuire, P. , 2009, p.86)。次に、こうした避難通貨に関する先行研究は数多くあるが、それら研究では、概ね、同通貨として、スイスフランを挙げている。近年の研究では、たとえば、Kohler, M., 2010, “Exchange rates during financial crises,” *BIS Quarterly Review*, March, pp.39–50、ないし Deutsche Bundesbank, 2014, “Empirical method of identifying safe haven currencies,” *Monthly Report*, July, pp.21-23 を参照されたい。さらに、ECB ないし Bundesbank は、それぞれ『月報』においてスイスフランを「避難通貨」、正確には「セーフヘイブン」通貨と指摘している。たとえば、ECB のそれにおいては、スイスフランは現下の金融の混乱の最中に「セーフヘイブン」通貨として機能した、とあり(ECB, 2008, p.92)、また、Bundesbank のそれにおいても、「セーフヘイブン」としての役割により、スイスフランは 2008 年 9 月以降の一定期間、目立って増価した、とある(Deutsche Bundesbank, 2010, p.41)。

2. 税逃れ対策の強化～口座情報の共有および税優遇の見直しに向けた動きと、その影響

本章では、税逃れ対策の強化が、スイスの資金フローに及ぼす影響について明らかにすることを試みる。その際、「銀行機密」への圧力については、第 1 節で、口座情報の共有に向けた動きに、他方、「タックスヘイブン」への圧力については、第 2 節で、税優遇の見直しに向けた動きにそれぞれ着目する。さらに、同影響については、各々の圧力を受けてスイスからマネーが流出するとのしばしば指摘される想定を 1 つの手がかりにして、各想定の中核となる在スイス銀行の「匿名性」を第 1 節で、在スイスの富裕な人々ないしマネーの動向を第 2 節で検討する。

2-1. 「銀行機密」への圧力～口座情報の共有に向けた動きと、その影響

本節では、「銀行機密」への圧力について、口座情報の共有に向けた動きと、その影響を明らかにすることを試みる。まず、第 1 項では、OECD による「自動的」口座情報の交換に向けた取り組みを追い、ついで、第 2 項で EU 諸国、米国、およびスイス政府による取り組みを強制と恩赦という側面から整理する。さらに、第 3 項では、同圧力による影響として、その核となる在スイス銀行の「匿名性」に着目する。

2-1-1. OECD による取り組み～「自動的」口座情報の交換へ

A. 一連の動き～2014 年の進展

ここ数年、OECD は情報交換の枠組み作りに積極的に取り組んでいる。その際、ターゲットは相手国のリクエストに応じる「個別的」情報交換から、「自動的」情報交換へとシフトしている。とくに、かかる取り組みは 2014 年に大きく進展した。

まず、2014 年 2 月に、OECD の加盟国は、2015 年末までに「非居住者」の口座情報を

共有する仕組みを作ることで合意した(朝日新聞 2014 年 2 月 14 日付)。同年 5 月 6 日には、スイスを含む OECD の加盟国ないしその他の国・地域が、「自動的」に銀行口座データを共有するという目的を確固たるものにする旨の声明を公表した(FDF, 2014.5.21.)¹。さらに、同年 7 月 21 日には OECD が「自動的」情報交換に関するグローバルな基準を公表した(FDF, 2014.7.21.)。ついで、2014 年 9 月の G20 でその新たな基準を確認し、翌 10 月 8 日に、先行して実施する 40 か国は 2016 年にデータの収集を開始し、翌 2017 年にデータの交換を開始することが決まった(FDF, 2014.10.8.)。そして、同年 10 月 29 日のグローバルフォーラムの会合でスイスを含む 51 の国・地域が自動的な情報交換の協定に署名した(FDF, 2014.11.19.)。

この結果、これら参加国・地域は、居住者のうち、自国と、非参加国を除いた居住者情報について、「自動的」交換に向けた手続きを進めていくことになる。この場合の情報とは、口座保有者の氏名、住所、口座番号、口座残高、利子・配当の年間受け取り総額などである(吉井・是枝、2015、88 頁)。

B. 本取り組みの改善点

今見たような、口座情報の「自動的」交換が進行している中であって、いまだ不十分な点があることも否定できない。たとえば、参加国の数、情報提供の範囲、「タックスヘイブン」諸国の持つ情報の中身、および最終的な受益者の特定などである。

すなわち、本取り組みの参加国・地域は 2014 年 11 月 19 日時点で 52 の国・地域に限られており、また、情報提供の対象外のものとして、フローでは給与所得、事業所得および譲渡所得などが、また、ストックでは不動産や貴金属などがある(吉井・是枝、2015、87、89 頁)。さらに、「タックスヘイブン」諸国の持つ情報については、たとえば、どこの「タックスヘイブン」も、およそ情報などと呼べる代物は持ち合わせていないし、そもそも持とうとしていない、との指摘もある(志賀、2013、38 頁)。加えて、ダミー会社を通じた第 3 国経由の場合、情報提供の対象となるその当該主体が最終的な受益者であるか否かについては不明である。

その結果、得られる情報は限定的なものになり、かつ、同情報の中身も実態を正確に捉えていないものも含まれるとなれば、量と質の双方で不満が残るものになる。それゆえ、今後は、同対策の実効力を上げるために、上記の諸点を可能な限り改善することがカギとなるろう。

C. スイスに係る口座情報の交換に関する動き

ここでは、スイスに係る情報交換の動きをみていく²。その際、まず、相手国のリクエストに応じる「個別的」情報交換の受け入れに関する動きについて簡単に整理し、ついで、「自動的」情報交換に向けた動きについて触れる。

OECD は、「個別的」情報交換の核となる OECD モデル租税条約第 26 条の受け入れを各国に迫り³、不十分な国々については 2009 年 4 月に「リスト」で公表するとともに⁴、「ピアレビュー(相互審査)」という手法を通じて、「個別的」情報交換に係る法整備ないし実施状況をチェックした⁵。

スイスは、同「リスト」に掲載されたため、これを回避すべく 12 カ国と租税情報交換協定を結んだ⁶。また、「ピアレビュー」については、「個別的」情報交換の法整備をチェックする第 1 段階が 2011 年 7 月に不合格と判断されたが、以下に示すような進展もあって最近クリアし、第 2 段階へのステップアップが認められた。その法整備として、二国間レベルでは、既存の二重課税協定の修正や、新たな租税情報交換協定の締結、また、多国間レベルでは、「OECD/欧州評議会税務執行共助条約」への署名がある。こうして、スイスは、「個別的」情報交換の受け入れを着々と進める一方で、「自動的」情報交換の受け入れに向けた取り組みを進めている。

主な流れは、上記の A にある OECD の取り組みに沿ったものである。結果、スイス政府は、2014 年 10 月 8 日に「自動的」な情報交換に関する新たなグローバル基準の導入について、議会ないし有権者の賛同を得られれば 2017 年にデータの収集を開始し、翌 2018 年にデータの交換を開始することを発表した(FDF, 2014.10.8.)。ついで、スイス政府は、2014 年 11 月 19 日に、税に関する自動的な情報交換の多国間協定にスイスが参加することを認め、これらの案を全て 2015 年から提起し、議会ないしレファレンダムへと認定プロセスを進めていくことを決めた(FDF, 2014.11.19.)。

このようになれば、在スイス銀行の口座情報は、スイスならびに非参加国の居住者を除いた参加国の居住者の口座情報のうち、上記の情報提供対象のものについては秘密でなくなることになる。さしあたり、今後のポイントとしては、このままの流れで進むのか、あるいは、「銀行機密」の維持に重きを置く議会第 1 党の国民党や、「銀行機密」に根強い支持のあるスイス国民の抵抗に遭って多少路線の変更があるのか等が考えられる。

以上、OECD による「自動的」な情報交換に向けた取り組みについて確認した。この後、スイスの情報交換に関する概要を以下の(参考)で述べるのに続いて、次項では EU 諸国、米国、およびスイス政府による取り組みを強制と恩赦という側面から整理する。

注

1. 本声明に参加した国々の中にリヒテンシュタイン、英領のジャージーとガーンジー、ルクセンブルグ、およびシンガポールといったスイスに似た特徴を持つ国・地域が含まれており(The Local, 2014.5.6.)、脱税可能な地域を減らすという側面からみると、このことの意味は大きい。

2. スイスの情報交換に関する概要は以下の(参考)で述べる。なお、以下、本節で指摘すものも含めスイスの「銀行機密」については、たとえば石黒一憲、2014、『スイス銀行機密と国際課税—国境でメルトダウンする人権保障—』信山社 に詳しい。

3. この第 26 条は、権限のある当局間の情報交換を可能にする根拠条文であり、とくに、2005 年の改訂では、同条第 5 項を新設し、金融機関が保有する情報というだけの理由で、加盟国は情報の提供を拒んではならない旨が明記された(増井、2011、266-267 頁)。

4. OECD の「グローバルフォーラム」は、2009 年 4 月 2 日に、「国際的に合意された租税基準」に対する、各国・地域のスタンスを評価した「リスト」を公開した。まず、ここでいう「国際的に合意された租税基準」とは、OECD モデル租税条約第 26 条または国連モデル租税条約第 26 条と実質的に同一の情報交換規定、もしくは OECD モデル租税情報交換協定[TIEA]と実質的に同一の TIEA を指す(中島、2010、145 頁)。なお、2008 年 10 月に、国連税務国際協力委員会が OECD モデル租税条約第 26 条第 4 項、第 5 項を国連モデル租税条約第 26 条に取り入れたことで OECD 基準が明確に「国際的に合意された」租税基準と説明できるようになった(中島、2010、149 頁)。次に、同「リスト」は、次の 3 つに分類されている。第 1 は、国際的に合意された租税基準を実質的に実施している国・地域、第 2 は、同基準の遵守を約束した実質的にはまだ実施していない国・地域、および、第 3 は、同基準の順守を約束していない国・地域であり、それらは、便宜上、しばしば、「ホワイトリスト」、「グレーリスト」および「ブラックリスト」と呼ばれる(中島、2010、145 頁)。

5. OECD の「グローバルフォーラム」は 2009 年 9 月のメキシコ会議で 94 の国・法域が 3 年間の期限内に「ピアレビュー」を行うことを決めた(増井、2011、272 頁)。この「ピアレビュー」とは「グローバルフォーラム」参加国のすべてを対象に、情報の入手可能性、情報アクセス、および情報の公開に係る 10 項目について、法・規制の枠組みを対象にする「フェーズ 1」を 3 段階で、また、その枠組みが実際に効果的に機能しているかどうかをみる「フェーズ 2」を 4 段階でそれぞれ評価するものである(増井、2011、273-274 頁)。

6. スイスは OECD モデル租税条約第 26 条と実質的に同一の情報交換規定を取り入れた租税条約交渉を次々と行い、2009 年 9 月の G20 直前に「グレーリスト」から抜ける条件である 12 カ国の基準をクリアしたため、2009 年 9 月 25 日付進捗報告書で「ホワイトリスト」に格上げされた(中島、2010、147 頁)。

(参考) スイスにおける口座情報の交換に関する取り決め～国内法と対外協定

スイスにおける口座情報の交換に関する動きを見ていく上で、2009 年 3 月における、OECD モデル租税条約第 26 条に従う決定、2012 年 7 月 18 日における、執行共助に関する規定を OECD モデル租税条約第 26 条と一貫したものへと推し進める OECD の決定、および、2013 年 10 月における、「OECD/欧州評議会税務執行共助条約」の署名という 3 つの大きな動きに触れる必要がある。

その結果、まず、第 1 の決定により、執行共助が意図的な脱税だけでなく、意図していない脱税の場合でも認められることになった。ついで、第 2 の決定により、これまで個々のケースに限定されていた執行共助について、新たに「グループリクエスト」が国際基準

の一部となった。および、第 3 の署名により、多国間相互の情報交換と、徴収共助が可能になった。

大まかな流れとしては、新たな国際基準が決定される度に、それを実施するべく、国内法、ないし対外協定を修正する、という動きがみられる。その中心となる国内の法律、ないし対外協定として、税務執行共助法、二重課税協定、および租税情報交換協定がある。

それら 3 つに関する最近の動きは概ねそれぞれ以下のごとくである。

まず、税務執行共助[Tax Administrative Assistance]に係る動きとしては、2009 年 3 月に、税務執行共助に関する OECD モデル租税条約第 26 条の基準の採用を決めたことから見ていこう。これを受けて、翌 2010 年 10 月 1 日に、スイス国内で、二重課税協定の下での執行共助の法律が発効する。ついで、2012 年 7 月 18 日に、OECD が執行共助に関する規定を OECD モデル租税条約第 26 条と一貫したものへと押し進める決定をしたことを受けて国内法を修正し、2013 年 2 月 1 日に、二重課税協定の下での執行共助の法律から、税務執行共助法[Tax Administrative Assistance Act]に置き換わった。この税務執行共助法とは、国際的執行共助に関する一般的な規則を定めたもので、不正に入手された情報は情報交換の対象としないことや、情報交換要請の手順等が定められている(高田、2013、204 頁)。その後、2013 年 10 月における、「OECD/欧州評議会税務執行共助条約」の署名を受けて、スイス国内の税務執行共助法が部分的に修正されていった。2014 年 3 月 21 日には、若干の修正とともに議会を通過し、2014 年 8 月 1 日には同法の修正版が発効予定である。

ついで、二重課税協定[Double Tax Agreements]に係る動きとして、2009 年 3 月に、二重課税協定に OECD モデル租税条約 26 条の規定を盛り込むことを決めたことから見ていこう。この時以来、かかる新たな規定を含む協定を様々な国々との間で交渉している。さらに、2014 年 2 月に、政府は、いまだ修正されていない二重課税協定について、OECD 基準に沿うように修正することを決めた。なお、そうした国際基準を盛り込んだ協定は、2015 年 8 月 12 日時点で 52 カ国と締結されており、うち 41 カ国で発効している(FDF, 2015.5.22.)。

最後に、租税情報交換協定[Tax Information Exchange Agreements]に係る動きとしては、2012 年 4 月 4 日に、政府が、二重課税協定だけでなく租税情報交換協定においても、国際的な執行共助の基準を採用することに決めたことがある。こうした国際基準を盛り込んだ協定は、2015 年 8 月 11 日時点で 9 カ国と締結されており、うち 3 カ国で発効している(FDF, 2015.5.21.)。なお、二重課税協定が各種の特典を織り込んだフル・セットの標準型条約であるのに対して、この租税情報交換協定は、租税情報の交換に特化した租税条約である(増井、2009、13 頁)。もともと、二重課税協定には通常情報交換条項が含まれるので、いずれかを締結していれば、租税情報を交換するための条約上の法的根拠が与えられることになる(増井、2009、14 頁)。

2-1-2. EU 諸国、米国とスイスによる口座情報に関する取り組み～強制と恩赦

A. EU 諸国による盗難データと、税恩赦

EU 諸国は盗難データの使用と、税恩赦という両面から硬軟織り交ぜて口座情報の入手に努めている。

A-1. スイスの銀行の口座情報に関する盗難データの利用

フランスやドイツなどはスイスの銀行から盗難された口座情報のデータを購入し脱税者の追跡に利用している¹。これにより、同データに名前が掲載されている人々だけでなく、これに不安を感じた人々による納税も促している²。

なかでも、盗難データとして、しばしば取り上げられるのが香港上海銀行の元行員であるファルシアーニのそれである。彼は同行のジュネーブの情報開発部門で働いていた 2006 年から 2008 年の間に顧客データを集めたという(The Local, 2013.4.21.)。もっとも、その人数については多少の幅があり、少なくとも 2 万 4 千人の顧客データを集めたというものから(The Local, 2013.4.21.)、彼の「リスト」には 12 万 7311 人の名前がある(The Local, 2014.7.12.)、というものである。

その後、フランス政府は 2009 年に同データを手に入れ(The Local, 2014.6.11.)、自国における脱税の摘発に使用するのみならず他の国々にも渡した、とされる。具体的には、米国、スペイン、ギリシャ³、イタリア、および幾つかの他の EU 諸国に伝えられたという(The Local, 2013.4.23.)。結果、フランスは 1 億 8800 万ポンド(3 億 2148 万ドル)を取り戻し、英国は 1 億 3500 万ポンド(2 億 3100 万ドル)にすぎなかったが、スペインは 2 億 2000 万ポンド(3 億 7620 万ドル)を取り戻したとの報告がある(The Local, 2014.7.16.)⁴。そして、このフランスと並んで、あるいはそれ以上に盗難データを積極的に活用しているのがドイツである⁵。

ドイツの税当局が主要な追跡を開始したのは、スイスのような海外のタックスヘイブンにおける銀行口座の保有者のリストが載った CD を手にした 2010 年であった(The Local, 2014.2.9.)。2013 年には、2 万 6 千人以上のドイツ人が申告に転じた。結果、ドイツ政府は 2010 年以降、未払いの税金の支払いと、罰金から新たに 35 億ユーロ(47.5 億ドル)を得た(The Local, 2014.2.9.)。なかでも、ドイツ北西部で最大の人口を抱える、ノルトライン・ウエストファーレン州は盗難データの利用を通じた脱税の追跡に積極的である。同州だけで 2010 年以降に捜査や自己申告によって 6.7 億ユーロの徴税に成功している(毎日新聞、2013 年 5 月 28 日付)。

なお、その購入費用についてはその性格上非公開であるが、たとえば、フランスと同じ上記のデータを 250 万ユーロで打診されたケースや(東京新聞、2010 年 2 月 19 日付)、巨額のものでは当局が 900 万ユーロで購入したケース(毎日新聞、2013 年 5 月 28 日付)、および、ノルトライン・ウエストファーレン州が連邦政府や他の州と分担して、2010 年以降、ドイツ人顧客の情報を収めた CD 6 枚を 950 万ユーロで購入したケースなどが報じられている(朝日新聞、2012 年 10 月 30 日付)。

いまみたりで言えば、フランスやドイツにとって本措置は購入費用を加味しても、歳入の増加を見込める効果的な措置である。それゆえに、これからも盗難データそれ自体、ならびに、そのアナウンス効果により脱税の摘発を続けていくと予想される。

A-2. EU 諸国における税恩赦

EU 諸国は過去の脱税に対するペナルティーを和らげる恩赦措置を何度か実施しているが、これに伴い、スイスの銀行から匿名マネーが少なからず流出している。近年では、イタリア、ドイツ、英国、およびフランスなどが本措置を実施しているが、その回数や、効果をみるとイタリアが目立っている。

2000 年以降で言えば、イタリアは税恩赦を通じた脱税対策を 2001 年、2003 年、2009 年の計 3 回実施しているのに対して⁶、ドイツは 2004 年の 1 回、英国は 2007・2009 年の 2 回、そして、フランスも 2009 年・2013 年の 2 回である⁷。他方、税収への効果をみても、イタリアは 2009 年の措置のみで約 56 億ユーロ税収が増加したと言われているのに対して、ドイツは約 14 億ユーロ、英国は 2 回で計 9～11 億ユーロ、およびフランスは 2009 年の措置で約 7 億ユーロの税収増とされる。

このように、イタリアにおいて大きな効果がみられる主たる理由としては、罰則が緩いことが考えられる。たとえば、2009 年の措置で言えば、海外蓄積の不正資金について申告した上でイタリアに還流させれば 5% の税率で源泉分離課税をするだけでよい⁸、延滞税も加算税も課さない、国外資産の真の所有者を明らかにしなくてもよい、反マネーロンダリング法違反も含めて免除する、などである(居波、2011 年、278 頁)。とりわけ、本報告との関連で、同措置がイタリアにマネーを還流させることを求めている点に着目すると、たとえば、2009 年に約 1045 億ユーロがイタリアに還流し、そのうち半分を超える 600 億ユーロがスイスからであるとされる(居波、2011 年、279 頁)⁹。その際、イタリアとの国境にあるティチーノ州はイタリア人が多く住んでいることもあって、同措置による影響を多く受けるため批判を強めている¹⁰。

かくして、データの制約もあって全てを明らかにすることは難しいものの、税の恩赦によってスイスから少なからぬ匿名マネーが流出している状況の一端を恐らく最も影響の大きかったイタリアのケースから確認した。

以上、欧州諸国が盗難データ、ないし税恩赦の利用を通じてスイスの銀行の口座情報を徐々に明らかにしていること、ならびに、結果として、そうした口座情報の入手が当該国の税収の増加に寄与していることがわかった。

注

1. フランスおよびドイツは、盗難データ以外にも脱税対策を講じている。すなわち、フランスは、オランダ政権における相次ぐ不祥事を受けて、新たな独立機関や部局を設けて、閣僚の申告した資産内容の検査や、企業や個人が適正に納税しているかを取り締まること

を発表した(日本経済新聞、2013年5月10日付)。それら不祥事の中でも、脱税対策を担当していたカユザック予算担当大臣が、スイスに資産を隠し持ち、それをシンガポールに移した疑いで訴追され、結果、辞任したことは、当初、大統領が同氏を支持していただけに上記の一連の政策発表に大きな影響を持ったとみてよい。他方、ドイツは、2013年4月に入って脱税対策の特別チームを設置する構想を発表している(日本経済新聞、2013年5月10日付)。その際、ドイツにおいても、フランスと同様にトップと親しい人物による脱税が一定の影響を及ぼしたと言ってよい。すなわち、メルケル首相と親しい関係にある、ドイツの名門サッカーチーム、バイエルン・ミュンヘンの会長、U.ヘーネスが、2013年1月にスイスの銀行に預けた隠し資産の存在を認め、同年3月に逮捕された事件である(毎日新聞、2013年5月28日付)。

2. その一端が、ドイツ人によるスイスからの不法な資金の持ち出しが増加している点に認められる。本来、スイスとドイツの間で、1万ユーロを超える現金の持ち込みは税関で申請することになっているが、2012年に、国境にある3カ所の税関において、合計2000万ユーロの違法な持ち込みの未遂があったという(ブルームバーグ、2013年9月6日)。とはいえ、結果として、同年における不法な資金の持ち出しは930万ユーロであったが、2013年にはそれをはるかに上回る5億7300万ユーロへと急増した(The Local, 2014.4.17.)。

3. ギリシャでは当時のパパコンスタンティヌ財務大臣が勝手に「リスト」にあった親族の名前を削除したとされる等(産経新聞、2013年1月9日付)、同「リスト」が有効に活用されていない側面もある。

4. ちなみに、ファルシアーニはその後スイスからの追跡をかいくぐるためにおよそ最適とされるスペインに向かい、同国で2012年7月に、ある意味、予定通りに逮捕され、その際、スペインの裁判所は脱税追跡への貢献もあってスイスの求める身柄引き渡しを拒否した(The Local, 2014.5.8.)。その後、釈放された彼はフランスの警察の保護下にある(The Local, 2014.4.17.)。

5. スイス以外にも、2008年に、ドイツがリヒテンシュタインにあるLGT銀行の盗難データを購入したケースは注目を集めた。それは、大手企業の経営者など160人以上から約2900万ユーロの税金をドイツが取り戻したからである(ニューズウィーク日本版、2010年2月17日号)。

6. スイスと、イタリアは2015年2月24日にも税問題に関する取り決めに調印した。それら合意事項の1つに過去の清算があり、スイスの銀行口座に資金を隠しているイタリア人は2015年9月までに、それら資金を当局に公開して税を支払うことに決めた(The Local, 2015.1.8.)。これは、イタリアで2015年3月2日に始まる自発的情報開示プログラムを後押しするものである。

7. これら3国による措置と、およその結果について簡単に触れておこう。まず、ドイツの措置は2004年に、1993年から2002年までに脱税所得のある納税者を対象に、オフショ

ア金融口座に秘匿した所得を申告すれば 2004 年 12 月 31 日までは 25%、2005 年 3 月 31 日までは 35%の加算税を賦課するのみで刑事告発は行わないというものである(居波、2011 年、279 頁)。結果、約 5 万 6 千件の納税者が申告を行い約 14 億ユーロ(約 1800 億円)の追徴課税を得た(居波、2011 年、279 頁)。ついで、英国では 2 回行われた。1 回目の措置は、2007 年 4 月 17 日に、オフショア金融口座の詳細について情報開示を行い、すべての税目について本税および延滞税を納付することで最大 100%となる加算税が 10%に軽減されるというものである(居波、2011 年、272 頁)。ただし、開示対象となる期間が 1987 年から 1998 年にかけての 20 年間になるので 10 数年遡って延滞税額を計算すると本税額を超えることもあるので決して優遇措置ではないとしている(居波、2011 年、272 頁)。結果、約 4 万 5 千人が情報開示をし、追徴税額の合計は 4~5 億ポンド(920~1150 億円)であった(居波、2011 年、273 頁)。つづいて 2009 年に 2 回目の措置を公表した。その中身は、前回開示しなかったオフショア金融口座に秘匿した所得について 20%の加算税が課されることを除けば前回と同様である(居波、2011 年、274 頁)。結果、約 5500 人が情報開示をし、追徴税額の合計は 8500 万ポンド(約 200 億円)であった(居波、2011 年、275 頁)。最後に、フランスでも 2 回行われた。1 回目は 2009 年 4 月に年末までの期限付きで、タックスヘイブンにおける無申告資産について本税および延滞税をすべて納付すれば加算税および刑事告発を免除するというものである(居波、2011 年、277 頁)。もっとも、フランスは本税および延滞税をすべて納付させるので税恩赦には当たらないとしている(居波、2011 年、277 頁)。結果、年末までに 3500 人が自主開示を行い 7 億ユーロ(800 億円)の追徴課税がなされたとされる(居波、2011 年、278 頁)。2 回目は、2013 年 6 月に実施した。これは海外に資金を隠した人々のペナルティーを低減するものであるが、同年 12 月 2 日の時点で 8500 人を超える脱税者が申告しており、過去 4 年間の総数を越えたという(The Local, 2013.12.2.)。さらに、1 年後には約 2 万 3 千人に達したが、それら人々のうち 80%がスイスからであったとされる(The Local, 2014.6.8.)。なお、スイス銀行協会によれば、ほとんど全てのフランス人顧客が本措置を採用しているという(The Local, 2013.12.2.)。

8. なお、イタリアは、その後、2010 年の 2 月末および 4 月末を期限として本措置の実施期間を延長し、その際、源泉分離課税の税率は、2010 年 1 月 1 日から 2 月 28 日までが 6%に、3 月 1 日から 4 月 30 日までが 7%に引き上げられた(居波、2011 年、278 頁)。

9. なお、2003 年の恩赦のケースでは、在スイスのクレディスイスから引き出された資金のうち 80%が在イタリアの同行へ移動したとの指摘もある(The Economist, 2009. 8. 8., p. 61)。

10. ティチーノ州には 7 万人以上のイタリア人が住み、毎日 4 万 4 千人が国境を越えてイタリアから通勤しているが、そもそも、同州はイタリア人にとって典型的なオフショア市場である(Swissinfo, 2009 年 10 月 29 日.)。1950 年代から 1960 年代にかけてイタリアは高成長を続けるも、その間、1963 年における財政赤字への転換と、インフレに見舞われ左傾

した政府が税金に活路を見出そうとしたことによって、イタリアから、ミラノに程近いスイスのティチーノ州ルガーノに大量の資金が流出した(T.R.フェーレンバッハ、1968年、208-211頁)。1963年から1965年にかけて、ルガーノには新たに12行の銀行が新設され(T.R.フェーレンバッハ、1968年、208頁)、結果、1960年代半ばになると、ルガーノはチューリッヒ、ジュネーブに次ぐ第3の重要な金融の中心地となった(N.フェイス、1982年、417頁)。

B. 米国による FATCA、裁判と自己申告プログラム

米国は、FATCA ないし裁判という側面と、自己申告プログラムという側面から硬軟織り交ぜて口座情報の入手に努めている。

B-1. FATCA

まず、FATCA に関する概要と、それが在スイス銀行にもたらす影響についてみていくことにする。

(1)概要

まず、FATCA の基本的な中身についてみておこう。FATCA は、2010年3月に成立した米国の法律であり、米国の内国歳入庁<IRS>が、米国からみた外国の金融機関に対して米国人の口座情報の提供を求めるものである(吉井・是枝、2015、83-84頁)。本合意がなければ、海外金融機関は米国の資産から得る利子・配当、ならびに同資産の売却・処分額について30%の源泉税を課される(古橋、2011、157頁)。そのため、FATCA に対応せざるを得ない状況となり、2014年11月末時点で IRS は52カ国・地域と協定を締結し、60カ国・地域と大筋合意を得ている(吉井・是枝、2015、84-85頁)。

次に、FATCA の実施に際しての情報交換について見ていこう。1つは、外国の金融機関が各国税務当局を通じて IRS に間接的に米国口座情報を提供する「モデル1協定」であり¹、もう1つは、情報提供について同意を得た口座情報を外国の金融機関が IRS に直接提供し、同意を得られない口座情報についてはその総件数・総額を外国の金融機関が IRS に提供する「モデル2協定」である(吉井・是枝、2015、85頁)。

なお、前者は、「自動的」な口座情報の交換を受け入れている国々との間で情報交換を行う方法であり、いま1つは、情報交換を拒んでいる国々との間で情報交換を行う方法である(SIF②)。そのため、「モデル2協定」で同意を得られない口座情報については、IRS から各国に対して租税条約に基づく要請を行い、それを受けて各国の税務当局が外国の金融機関から同情報を入手し、IRS に提供するという形をとる(吉井・是枝、2015、85頁)。

最後に、FATCA の改善点としては、先に触れた OECD による「自動的」な情報交換に向けた取り組みと同様に、参加国の数や、情報提供の範囲などを指摘することができる。この他にも、たとえば、参加のメリット、各種法令との抵触、および情報の処理能力と負担等が²、問題点として指摘される³。

(2) スイスへの影響

2013年2月にスイスと米国の政府間で FATCA について合意した後、同法令が議会で審議され、同年6月に上院を、ついで同年9月に下院をそれぞれ通過した。その後、同法令は2014年6月30日に発効予定であり、同日から実施される(FDF, 2014.6.6.)。様々な意見対立がある中で最終的に受け入れられたのは、もし拒絶すれば米国において他の金融機関と競争する際にスイスの銀行を不利にしてしまうのではないかと、さらに言えば、実質上、米国の市場から除外されてしまうのではないかと議会のメンバーが恐れたとの見方がある(Swissinfo, 2013年9月9日)。

なお、先に触れた情報交換の方法に関して、スイスの場合は「モデル2協定」であるが、「自動的」な情報交換の受け入れを視野に入れて、スイス政府は「モデル1協定」への転換交渉に入ることを決めた(FDF, 2014.6.6.)。

かかる FATCA の実施に際して、スイスの銀行に預金のある米国人の選択肢としては、およそ、同意する、米国籍を捨てる⁴、米国不動産に投資する⁵、他国に資金を移す、またはペナルティーを受け入れる⁶、といったものになる。

他方、スイスの銀行には、本措置を受けて、米国人の顧客を回避しようとする動きもみられる。たとえば、UBS は、2009年7月に米国人顧客の投資口座へのアクセスをブロックし、また、ライフアイゼン銀行も同時期に米国人顧客の新規口座を開かないように各支店に通達した(Swissinfo, 2009.7.3.)。さらに、2012年7月には、スイスの銀行が米国籍の顧客を中心とした外国人口座を解約する動きが加速していると報じられた(ブルームバーグ、2012年7月3日)。その一方で、スイスのプライベートバンクの中には、最大手のピクテ銀行や、中堅の EFG バンクなどのように、世界各国に多くの拠点を置いているものの、守秘義務を侵害される恐れから、もともと米国には進出していない銀行もある(沢井、2009、164頁)。

かくして、米国は、FATCA を通じて在外米国人の預金者の口座情報を自動的に入手しようとしている。ただし、まだ改善点や問題点があることは上記のごとくである。それゆえ、これからは、質・量ともに望ましい情報を得るべくそれら諸課題に取り組んでいくことになろう。

B-2. スイスの銀行に対する訴訟

米国は、近年、スイスの幾つかの銀行に対して脱税幫助の疑いで訴訟を起こし、罰金と共に口座情報ないし周辺情報を得ようとしている。最初に、そのきっかけとも言える UBS のケースからみていくことにしよう。

(1) UBS との裁判

本裁判に関するおおよそのプロセスは以下のごとくである⁷。まず、2008年5月、米国が UBS の元行員を脱税幫助の疑いで起訴すると、翌6月に本人が罪を認め、7月には UBS

が監督不行き届きを謝罪するなど追い詰められていき、結果、2009年2月18日、UBSが米国に対して7億8000万ドルの支払いと、重大な脱税をした約300人分の米国人顧客の口座情報を米国に提供することで合意した。しかし、米国は翌19日にスイスに対してさらに約5万2000人分の口座情報を要求したため、両国間で新たな交渉が始まった。そうした中、同年8月19日に、UBSがスイス政府を通じて4450人分の口座情報を1年以内に米国政府に提供することで合意した。

その後、2010年1月22日に、スイスの行政裁判所が、この米国とUBSとの合意の履行を禁止する判決を出すなど先行き不透明な時期があったものの、最終的には、同年6月18日にスイスの連邦議会が同合意を承認したことで決着をみた。

かくして、UBSはこの一連の裁判を通じて7億8千万ドルの罰金に加え、約4750人分の口座情報を提供することになった。

(2) 訴訟対象の拡大、和解案と自己申告プログラム

ついで米国は新たに14行に対して脱税幫助の疑いで訴訟を起こした⁸。これに対してスイス政府は口座保有者の周辺情報の提供を含む和解案を提示した⁹。ところが、この和解案には様々な批判もあり¹⁰、結果として廃案となった¹¹。

その後、両国の話し合いを経て、2013年8月29日に、スイス政府と、米国司法省との間で合意に達した¹²。新たな和解案では、まず、スイスの銀行を4つの「カテゴリー」に分けている。すなわち、米国司法省の調査対象になっている14行<「カテゴリーⅠ」>¹³、米国の租税法を破ったと信じる十分な理由を持つ銀行<「カテゴリーⅡ」>、米国の租税法を破っていないと信じる銀行<「カテゴリーⅢ」>、およびビジネスが事実上ローカルな銀行<「カテゴリーⅣ」>の4つである¹⁴。

本案は、個別に和解交渉に入っている<「カテゴリーⅠ」>を除いた全ての銀行に開かれており、各行は、残る3つの「カテゴリー」のいずれか、もしくは、本プログラムへの不参加を選択する¹⁵。これがいわゆる自己申告プログラムである。

なお、これらのうち、<「カテゴリーⅡ」>については、罰金および情報の協力を条件に米国司法省は告訴しないことを約束しているが¹⁶、その協力は当該銀行にとって大きな負担になると言ってもよい。にもかかわらず、予想よりも多くの銀行が「カテゴリーⅡ」に参加することを決めている。それは、米国人の顧客は少なく、また、脱税幫助をしていないが、そのわずかな顧客に認知していない脱税が発覚して、後に大きな問題になるのを恐れたためであるという(The Local, 2013.12.23.)。

そうした中、2015年3月30日に、本プログラムを利用した第1号のケースが誕生した。イタリアのジェネラルの傘下にあるティチーノ州に本店を置くBSIが2億1100万ドルの罰金と、2008年以降開設した3000の米国人口座におけるクロスボーダーの活動情報に関する情報提供により、訴追免除となった(Financial Times, 2015.3.30.)。

かくして、米国は訴訟を通じて罰金と共に口座情報ないし周辺情報を得るようになって

いる。口座情報は言うまでもないが、周辺情報も脱税の全容をつかむ上で米国にとって重要なデータとなる。

以上のように、米国による、FATCA や訴訟といった強制と、自己申告プログラムという恩赦を通じて、スイスの銀行にある米国人の口座情報は基本的に米国に提供される方向に進んでいるとみてよい。

注

1. 同協定は、米国からの情報提供も行うか否かにより、さらに 2 種類に分かれる(吉井・是枝、2015、85 頁)。

2. このうち、情報の処理能力と負担の問題として、貯蓄課税指令において、すでに銀行の口座情報の「自動的」な交換を経験している EU は、情報量が膨大である上に形式が異なることや、納税者番号制度を統一していないために納税者の身元確認の問題があること等を指摘している(Swissinfo, 2013 年 1 月 17 日)。

3. FATCA の問題点については、たとえば、田中 良、2011、「全世界所得課税確保のための海外金融資産・所得の把握手法－米国の適格仲介人(QI)レジーム・FATCA レジームの展開－」日本銀行金融ディスカッション・ペーパー・シリーズ、2011-J-10 に詳しい。

4. 米国人資産家による米国市民権の返上について、各国の米国大使館で市民権を放棄する手続きをした海外在住の米国市民の動きをみると、2008 年の 235 人から 2011 年には 1780 人へと実に 7 倍超も増加した(ブルームバーグ 2012 年 5 月 2 日)。その数は、両国の政府が FATCA に調印した 2013 年には 3000 人に達し、さらに、施行目前の 2014 年に入ると第 1 四半期のみで 1001 人が放棄している(ブルームバーグ 2014 年 5 月 12 日)。もともと、IRS によれば、米国の市民権を放棄しても、その放棄した時期と、お金を稼ぐ方法によって、年間の所得報告の提出を求められ、また、それら放棄した人々が潔白であることを証明するには、過去 5 年間、完全に税の義務を果たしていたことを立証しなければならない、という(*Japan Times*, 2013.8.21.)。

5. FATCA の施行の前に、これを回避すべく米国の不動産にマネーが向かったとの報告もある(ニューズウィーク日本版、2014 年 7 月 15 日号)。

6. 個人に対するペナルティーは次のごとくである(トーマツ、2012 年 7 月 4 日)。すなわち、報告書を未提出、または不完全な様式の場合は、1 万ドルの罰金が科され、さらに、その後も提出されない場合、最高 5 万ドルまで罰則金が加算される。また、詐欺行為とみなされた場合、過少申告額の 75%がペナルティーとして科される。

7. 以下に述べる本裁判のプロセスは主に、太田康夫、2010、『グローバル金融攻防三十年』日本経済新聞出版社、240-241 頁、白井さゆり、2010、『欧州激震』日本経済新聞出版社、74 頁、ならびに、徳田郁生、2008、「スイスとリヒテンシュタインー 2 つの不思議な小国について」『ファイナンス』9 月号、37 頁によるものである。

8. ちなみに、本訴訟を受けて、業務を停止した金融機関もある。たとえば、当時、スイ

ス最古のプライベートバンクであったヴェゲリンは少なくとも 100 人の米国人顧客について 12 億ドル超の脱税を手助けしたことを認め、賠償金および罰金を合計で約 7400 万ドル支払うことを約束するとともに、2013 年 1 月 3 日に廃業を発表した(*Japan Times*, 2013.1.15.)。ついで、同年 10 月 17 日にはチューリッヒに拠点を置く銀行 Frey が営業停止を発表し、さらに、翌 18 日にはリヒテンシュタインのランデスバンクのスイス子会社が起訴を回避するために 2380 万ドルを支払い、2013 年末までにジュラ州の信託に売却して営業を停止する予定であると発表した(*The Local*, 2013.10.19.)。

9. まず、スイス政府は、米国当局との関係を改善したいと願うスイスの銀行に対して、2013 年 5 月 29 日に、特定の枠組みの中で、米国司法省と直接交渉することを認めた(SIF ①)。その際、顧客データそのものは除外されるが、米国人顧客を担当した行員や、それらビジネスと深い結びつきがあった第 3 者等の周辺データの提供など、米国当局とかなり協力する必要があった(SIF①)。もっとも、行員に関する情報提供については、すでに、2012 年 4 月に、スイス政府は、米国で業務を行っているスイスの銀行に対して許可をし、なかには情報提供を開始している銀行もあった。その後、かかる動きに反対の声が上がったものの、2012 年 10 月に連邦行政監視委員会が違法性はないとの見解を示したことで、スイス政府は、改めて米国で業務を行っている 11 行に対して行員に関する情報提供を許可していた(*Swissinfo*, 2012 年 10 月 17 日)。

10. そのような批判としては、たとえば次の 3 つがある。1 つは、米国の圧力もあってスイス政府が急いで本案を処理しようとしていることである。本法案は緊急課題として、6 月から直ちに検討に入り、上下両院の討議を経て、21 日には最終結論を出し(*Swissinfo*, 2013 年 5 月 30 日)、7 月 1 日の施行が想定されていた(*ブルームバーグ*, 2013 年 5 月 29 日)。2 つは、本案の中身を非公開にしていることである。とりわけ、非公開にされていることの中には、スイスの銀行が罰金を支払うことも含まれているが、その最終的な支払額や、政府と銀行との分担の中身など重要な部分が定かでないことは問題視されている(*Swissinfo*, 2013 年 5 月 30 日)。それは、和解に必要な罰金の総額が最大で 100 億ドルに上り、一部地銀が経営困難に陥るとの観測もあるからである(*日本経済新聞*, 2013 年 6 月 21 日付)。そして、3 つは、データを提供して欲しくない行員や第 3 者が訴訟を起こす恐れがあることである。2012 年だけでもスイスの銀行の元行員や現職の行員 1 万人の名前が米国の司法当局の手に渡ったと言われ、その多くが事前に連絡を受けないものであったが、解雇への不安から法的手段を使った抵抗もままならず、異議申し立てはこれまで 20 件ほどで、そのほとんどは元行員であるという(*Swissinfo*, 2013 年 8 月 30 日)。もっとも、本案には、銀行がスタッフを守るためにとるべき規定が設けられている。それは、詳細が伝えられる場合、事前に行員に伝えることや、見込みでスタッフに尋ねないこと、さらに、米国に協力したことで困難な状況に陥った場合に備えて 250 万スイスフランの基金を創設すること等である(*Financial Times*, 2013.6.1.,6.2.)。

11. この結果を受けて、スイス政府は 7 月 3 日に既存の法律の範囲内で最大限協力可能な新たな和解案を探り始めた。そのベースとなるのは、上記のごとく、銀行法を柔軟に運用するだけでなく、各銀行が個別にスイス政府に申請し、政府が銀行に個別に許可を与えることで、許可なく外国当局と交渉することを禁じた刑法 271 条にも抵触することなく、米国に特定の銀行情報を提供するというものである。その場合の情報は、脱税容疑のある米国人顧客と関わった銀行員および第三者(資産運営者、税理士など)の名前、また、米国人顧客がスイスの銀行から引き出した資産総額およびその資産の移転先となった銀行の名前である。なお、顧客情報を得るためには、二国間租税協定に基づき、米国当局からスイス当局へ申請する必要がある。

12. 以下、本合意の概要に関する記述は、主に、(Department of Justice, 2013.8.29.) <http://www.justice.gov/opa/pr/2013/August/13-tax-975.html>、(FDF, 2013.8.30.)および、(Swissinfo, 2013 年 8 月 30 日) によるものである。

13. それら 14 行の中でも巨大な金融機関であるクレディスイスと米国との間で 2014 年 5 月 19 日に 1 つの決着をみた。それは、クレディスイスが 26.15 億ドルの罰金を支払うというものであり、内訳は、米国連邦当局に 18 億ドル、ニューヨーク州金融サービス局に 7.15 億ドル、および FRB に 1 億ドルである(ブルームバーグ、2014 年 5 月 19 日)。なお、SEC<米国証券取引委員会>には 2014 年 2 月に 1.96 億ドルを支払い済みであるので(The Local, 2014.5.9.)、これを合わせると支払い総額は 28.11 億ドルとなる。

14. なお、これらのうち、米国の租税法を破っていないと信じる銀行<「カテゴリーⅢ」>については、中立的な検査官によって米国司法省宛てに報告書を作成し、無実を証明することが求められるが、ビジネスが事実上ローカルな銀行<「カテゴリーⅣ」>については、その報告書の必要さえもない(Swissinfo, 2013 年 8 月 30 日)。

15. およそ 40 のスイスの銀行が本プログラムに参加することをすでに表明しているが、予想よりも「カテゴリーⅡ」に参加する銀行が多いという。その背景には、後に脱税が発覚して大きな問題になるのを避けるためであるという(The Local, 2013.12.23.)。

16. まず、罰金は、次の 3 種類に分類される。2008 年 8 月 1 日にすでに開設されていた口座については最高預金額の 2 割、2008 年 8 月 1 日から UBS と米国が協定を結んだ 2009 年 2 月末までに開設された口座については最高預金額の 3 割、および、それ以降に開設された口座については、最高預金額の 5 割に当たる罰金を支払う(Swissinfo, 2013 年 8 月 30 日)。ついで、情報の協力については、クロスボーダー関連を中心に多様な情報を提供しなければならない。そうした情報の協力として、米国司法省は具体的に以下の諸点を挙げている(Department of Justice, 2013.8.29.)。すなわち、(1)米国の納税者が直接もしくは間接に関係する口座についての詳細な情報提供、(2)口座の情報に関する条約上のリクエストについての協力、(3)秘密口座に資金を移した、もしくは秘密口座が閉鎖された時に資金を受け入れた銀行についての詳細な情報提供、および、(4)米国の報告義務に従っていない口座

保有者の口座を閉鎖することである。なお、顧客情報については、過去の 2 国間の取り決めに基づいた政府間共助の範囲内でのみ提供され、顧客の名前は含まれない。そして、米国は、その受け取った情報を他の目的に使用しないこと、また、行員の情報にも一定の配慮をすることを確認した。

C. スイス国内の居住者に対する銀行の「守秘義務」見直しと、税恩赦

先に 2-1-1 でみたように、非居住者に関する口座情報の交換に向けた枠組み作りが進められている。ただし、同国際基準は、税当局間の顧客データのクロスボーダーの交換に対する土台を形成するものであり、国内の透明性については何も言っておらず、それは個々の国々が決めるもの、としている(FDF, 2014.10.8.)。そうした中、スイスにおいて、居住者に対する銀行の「守秘義務」見直しが検討されている。

もともと、議会第 1 党の国民党の反対や、銀行の守秘義務に対する国民の根強い支持を背景に変更は容易でないと思われる¹。しかし、ここで注目したいのは、こうした居住者に対する銀行の守秘義務廃止への動きが、近年、税恩赦の利用を後押ししているという点である(swissinfo, 2014 年 12 月 12 日)。

税恩赦は、2008 年にスイス議会で可決され 2010 年 1 月以降施行された²。特典としては、たとえば、通常、脱税額の 30%~300%に当たる罰金を科されるが、自己申告すると、初回に限りそれが免除されることがある(高田、2013、209 頁)。自己申告の件数は、2010 年に 3320 件、2011 年に 4247 件、および 2012 年には 2151 件と 3 年間で計 9718 件というかなり多くの申告がなされている(高田、2013、209 頁)。

以上、前項ならびに本項では、まず、OECD による「自動的」な口座情報の情報交換に向けた取り組みを追い、ついで、EU 諸国、米国、さらにはスイス政府による取り組みを強制と恩赦という側面から整理した。これらの取り組みによって口座情報の共有は確かに進んでいるものの、本取り組みには改善すべき点も少なからずあり十分であるとは言えない。これを踏まえて、次項では、こうした「銀行機密」への圧力による影響について見ていくことにしよう。

注

1. 「銀行機密」に関する、以前の「国民投票」や、最近の世論調査の結果をみても、その維持に多くの支持が集まっている。多少古くなるが、1984 年 5 月に金融業の守秘義務の乱用を是正すべき、というテーマで国民投票が実施されたが、その時、賛成は 27%にすぎなかった(森田・踊編、2007、72 頁)。また、比較的、最近の世論調査をみても、銀行の守秘義務に賛成する人は、2011 年の 73%から 2013 年に 54%へと低下しているとの調査結果もあるが(swissinfo, 2014 年 12 月 12 日)、いまだ過半の人々が銀行の守秘義務を支持している。

2. 以前、1969 年に税恩赦が実施された際には、1150 億スイスフランの隠し資産が明るみ

に出た(swissinfo、2014年12月12日)。

2-1-3. 「銀行機密」への圧力による影響

このような、「銀行機密」への圧力による影響については現時点で様々な結果が見られる。そこで、本項では、影響が比較的良好に見られるケースと、そうでないケースに大別してそれぞれを見ていくことにしよう。

A. 積極的な結果～在スイス銀行における預金の「匿名性」

ここでは、「銀行機密」への圧力による影響が比較的良好に見られたものとして、在スイス銀行における預金の「匿名性」に着目する。

2005年7月に発効したEUの貯蓄課税指令を受けて、在スイス銀行に預金をしているEU市民は口座内容を報告するか、または、報告せずに源泉課税を支払うか、を選択することとなった。以下、公表されている関連データを使って、まず、「報告」希望者数と、報告希望者の利子所得の動向を示し、ついで、匿名希望者の利子所得を推計し、最後に、匿名希望者の利子所得の比率を示すことにする。

A-1. 「報告」希望者数

「報告」希望者の総数を見ると、図2-1のように、2007年から2009年にかけて減少が続いたが、その後は増加に転じている。この増加した期間について、ここでは、2010年から2012年と、2012年から2014年に分けて見ていきたい。

まず、図2-1で、2010年から2012年にかけての増加をみると、最大であるドイツ人のみならず、それまでほぼ横ばいにあった「その他EU加盟国の人々」が大きく増加している。この点について、図2-2で国別内訳をみると、南欧のいわゆるPIGS諸国が目立って増加している。これは、同時期における欧州債務・銀行危機に関連したリスク回避行動の一環とも考えられる。

次に、2012年から2014年にかけての増加をみると、図2-1にあるように、顕著に大きなものであることがわかる。それは、先と同様、ドイツ人のみならず「その他EU加盟国の人々」が大きく増加した結果であるが、その規模はより大きなものである。そのため、両者はかなり接近している。図2-3で国別内訳をみると、スペインが引き続き大きいことに加え、フランスが急増しており、これら両国の増加が「その他EU加盟国の人々」の大きな増加をもたらしたと言える。

A-2. 報告希望者の利子所得

このような、報告希望者の大きな増加は、付随的にこれら人々の利子所得を増加させた¹。図2-4にあるように、2013・2014年はこれまでにない大きさになっている。なかでも、「その他EU加盟国の人々」における、2010年から2012年にかけての増加、さらに、2012年から2014年にかけてのより顕著な増加は注目される。これは、上記の2010年から2012

年における、南欧のいわゆる PIGS 諸国の増加、および、2012 年から 2014 年における、スペイン人の大きな増加に付随したものである<図 2-5、図 2-6 参照>。

A-3. 匿名希望者の利子所得

つづいて、匿名希望者の利子所得を推計したところ²、図 2-7 にあるように、2007 年をピークに近年減少が続いている。これは、先に図 2-4 でみた「報告」希望者の利子所得が 2009 年を境に近年増加に転じていることと対照的である。

国別にみると、「報告」希望者のケースと同様に、ドイツ人が大きいことがわかる³。当初はイタリア人と同規模であったが、恐らく先に触れたイタリアで実施された税恩赦を 1 つの理由として、2010 年にイタリア人の「匿名」希望者の「利子所得」が大きく減少したことからドイツ人がトップになった。その規模は 24 カ国から成る「その他 EU 加盟国の人々」とほぼ同じである。しかし、その後、ドイツ人と、「その他 EU 加盟国の人々」が減少していく中、両者に比べてイタリアの減少が比較的小さかったため、2014 年にはドイツを抜いて再び最大となった。

A-4. 匿名希望者の利子所得の比率

最後に、表 2-1 で、匿名希望者の利子所得の比率をみると、EU 平均はピークの 2007 年には 84.1%であったが、その後、低下を続けて 2014 年には 36.4%になった。これは 47.7%もの顕著な低下である。国別にみると、スペインと、ポルトガルが、それぞれ-83.6%と、-78.4%ととりわけ大きく低下している。その一方で、イタリアと、エストニアはそれぞれ-16.5%と、-18.5%とそれぞれ相対的に小さな低下にとどまっている。なかでも、イタリアは、先に触れた匿名希望者の利子所得と共に、本比率の今後の動向を見ていく上でポイントになる。その点、最近、スイスと、イタリアの間でかかる税逃れを防止すべく、新たに租税条約が締結されたことは注目である。

以上を通じてわかったことは、在スイス銀行における EU 市民の預金について、報告希望者ないし同利子所得の増加と、匿名希望者の利子所得の減少を受けて、「匿名性」が低下していることである。もっとも、その中には、PIGS 諸国を始めとするリスク回避目的の流入が含まれていることも留意する必要がある。

注

1. もっとも、次の 2 つのケースについては少し触れておくことにする。1 つは、図 2-1 と図 2-4 で、2007 年および 2011 年におけるドイツ人の動きをみると、「報告」希望者の数が増える一方で、「利子所得」が減少していることである。その確かな理由是不明であるが、可能性としては、為替の変動、もしくは先に触れた EU 貯蓄課税指令の対象で投資信託の一種である UCITS のリターン低下に起因したものであるかもしれない。いま 1 つは、両図で、2007・2008 年における、「その他 EU 加盟国の人々」の動きをみると、「公開」希

望者の数がほぼ横ばいに推移する一方で「利子所得」が大きく増加していることである。その1つの理由として、両年において金利が上昇した結果、それら国々の人々が得た「利子所得」が大きく増えたことが考えられる。

2. 本推計は、スイスから EU 各国への利子源泉税の税収の分配額<図 2-7 付表>を、各時期における利子源泉税の税率<2005 年 7 月から 15%、2008 年 7 月から 20%、ならびに 2011 年 7 月から 35%>と、同税収の EU の取り分 75%で除して求めたものである。この推計方法自体は、先行研究において珍しいものではない。たとえば、スイスの証券会社ヘルベア(2009)は本報告と同じ資料を使って 2006・2007 年を対象に推計を試みている。

3. スイスの銀行にはドイツ人の預金が推計で 2000 億ユーロ(約 26 兆円)から(毎日新聞、2013 年 5 月 28 日付)、3000 億ユーロあり(東京新聞、2013 年 5 月 5 日付)、その相当部分が未申告であるという。

B. 消極的な結果

ここでは、「銀行機密」への圧力による影響があまり見られなかったケースとして、在スイス銀行におけるカストディー、および金融機密指数に着目する。

B-1. 在スイス銀行におけるカストディー

ここでは、在スイス銀行のカストディーの動向からアプローチする。そもそも、個人にとってスイスの銀行に証券を委託する唯一の関心事は昔から同じ課税逃れであり、その背景には、スイスの銀行が情報交換をしないことにあるという(ズックマン、2015、28 頁)。仮に、それを踏まえて、非居住者による、在スイス銀行におけるカストディーの動向をみると、図 2-8 のように、2008 年の急減、2009 年から 2011 年にかけての漸次的な減少の後、2012 年から 2014 年にかけての大きな増加が認められる。このように、カストディーの流入が増加していることは「銀行機密」への圧力による影響があまり見られないことがわかる。

さらに、ここで、1つ注意する必要がある。それは、同図における「機関投資家」の動きである。同図で、投資家の内訳をみると、機関投資家が最も大きく、かつ、2012 年から 2014 年にかけて大きく増加している。ただし、この「機関投資家」の中には、SNB データの分類上の特性により、ダミーの子会社を使った「民間の顧客」も含まれるという(Zuckman, 2013, p.1332)。つまり、このダミー会社の利用が、想定される動きとの違いを一部形成していることになる。

かくして、「銀行機密」への圧力による影響を、在スイス銀行におけるカストディーの側面からみたところ、情報交換しないことを背景に課税逃れを求める性格を持つ「カストディー」が近年増加していることから、同圧力が十分に浸透していないと言っても大過ない。

B-2. 金融機密指数<FSI: Financial Secrecy Index>

この金融機密指数は、英国の NGO で「タックスヘイブン」の問題に取り組んでいるタックス・ジャスティス・ネットワークが導出した値である。具体的には、15 項目の指標に基づいて評価される<Secret Score>の 3 乗と、グローバルな金融サービスの輸出における当該地域のシェアに基づく<Global Scale Weight>の立法根を掛け合わせることによって導出したものである(T.J.N.②)。最近では、2013 年の結果が公表されており、表 2-2 の A にあるように、スイスは第 1 位であった。この結果を受けて、様々な研究者がスイスの金融機密が依然高いことを指摘している。

ただし、その内訳をみると、スイスの機密性が絶対的なものではないこともまた認められる。実際、「Secret Score」を構成する 15 項目のうち積極的な評価も 6 つあった。結果、スイスの「Secret Score」は表 2-2 の B のごとく対象とする 82 カ国・地域の中で 24 番目である。さらに、「Secret Score」を構成する 15 項目のうち「銀行機密」の項目をみると、表 2-2 の C のごとく、スイスは 15 番目であり、また、その評価内容としては、スイスは銀行機密を十分に縮小していない、としながらも中間もしくはやや積極的な評価を下している(T.J.N.③, 2013 Nov., pp.7-8)。

かくて、タックス・ジャスティス・ネットワークは、スイスの金融機密指数を第 1 位にして、総合的にスイスの機密性の高さを示している。さりながら、立ち入って見ると、上記のごとく評価にばらつきがあり、現状は、いまだ、改革途上の状況にあることをうかがわせる。端的に言えば、口座情報の共有に向けた改革はスタートして、変化の兆候も幾つか見られ始めているが、まだ道半ばの状況にあると考える。

このように、「銀行機密」への圧力が及ぼす影響について、積極的な結果と、消極的な結果を見てきた。そこでは、EU 市民の預金については、近年、「匿名性」の低下が見られる。ただし、その中には、リスク回避目的の流入が含まれていることも留意する必要がある。この他、「機密性」に深い関係のあるカストディーの増加や、スイスの総合的な機密性の高さを示すデータ等もあり、圧力による影響が十分に見られていないことがわかった。

こうした状況下で、想定通りに「匿名性」が低下して、在スイス銀行からマネーが流出するためには、さしあたりクリアすべき次の 2 つのポイントがあると考えられる。1 つは、今見たような抜け穴や、情報交換が不十分なところを 2017 年の実施時期までに改良できるかという点である。そのためには、先に触れた超国家機関ないし先進諸国による取り組みに加え、スイスにおける、「銀行機密」の堅持に熱心な下院第 1 党の国民党と、同様の考えを持つ人々が多い国民投票をクリアする必要がある。

その上で、もう 1 つのポイントは、「匿名性」を目的に流入していないマネーについてである。すなわち、「匿名性」が低下したとしても、現状のようなリスク回避や、伝統的な政治・経済の安定など、「匿名性」以外の理由で在スイス銀行に預金しているケースも少なくなく、そうした場合、情報交換の実施がマネーの流出に直結しにくいと考える。かくて、想定通りの動きが実際に見られるためには、幾つかのクリアすべきハードルがあるため、

その実現は指摘されるほど容易でない。

以上、本節では、「銀行機密」への圧力について、まず、OECDによる「自動的」な口座情報の情報交換に向けた取り組みを追い、ついで、EU諸国、米国、さらにはスイス政府による取り組みを強制と恩赦という側面から整理した。これらの取り組みによって口座情報の共有は確かに進んでいるものの、本取り組みには改善すべき諸点もあり十分ではない。

さらに、同圧力による影響として在スイス銀行の「匿名性」を検討した結果、EU市民の預金者については、「匿名性」の低下が見られ始めているものの、その中には、リスク回避目的の流入が含まれていることも留意する必要がある。この他、「機密性」に深い関係のあるカストディーの増加や、スイスの総合的な機密性の高さを示すデータ等もあり、圧力による影響が十分に見られていないことがわかった。かくして、口座情報の共有に向けた取り組みも、その影響もいまだ途上にあると言ってよい。

2-2. 「タックス・ヘイブン」への圧力～税優遇の見直しに向けた動きと、その影響

本節では、「タックス・ヘイブン」への圧力について、税優遇の見直しに向けた動きと、その影響を明らかにすることを試みる¹。そのうち、ここでは、まず、第1項で、スイスにおける、税優遇の現状と、その見直しに向けた動きについて整理し、ついで、第2項で、同圧力による影響として、その核となる在スイスの富裕な人々ないしまネーの動向について検討する。

2-2-1. スイスにおける、税優遇の現状と見直し

スイスの税優遇について、本項では、まず、スイス国内における税優遇のポイント、ついで、同措置に対する国内外からの批判、そして、同措置の廃止への動きという順に見ていくことにする。

まず、税優遇措置のポイントとして、税率から見ていこう。その際、ここでは、州レベルでの課税が自由であることに注目する。法人税率ならびに所得税率は、連邦レベルでは各々一律8.5%ならびに最高11.5%と決まっているが、州レベルではそれらを自由にコントロールできる(高田、2013、194頁)。そこに、各州間の競争原理が働く。

法人に関して言えば、2014年12月31日時点での、各州都における実効最高税率でみると、法人税率は、12.32%のルツェルン州から24.17%のジュネーブ州まで倍近くの大きな差がある(UBS, 2015)。さらに、法人税率の低い州をみると、アッペンツェル・アウサーローデン<12.66%>ないしアッペンツェル・インナーローデン<14.16%>を除けば、トップのルツェルン<12.32%>や、これに続くニートヴァルデンとオブヴァルデン<12.66%>を始めとして上位に中央スイスの州が並ぶ(UBS, 2015)。

他方、個人に関しても、所得税率は、法人税率と似たような特徴がみられる。1つは、各州の間の差が大きいことである。所得が5万スイスフランの場合0.21%のジュネーブ州から6.74%のソロトゥルン州まで、また、20万スイスフランの場合10.08%のツーク州か

ら 22.72%のヌシャテル州まで大きな差がある(UBS, 2015) ²。いま1つは、中央スイスの州における税率が低いことである。とくに、所得の高い場合に中央スイスの州における税率が低い。

つづいて、税優遇措置について見ていこう。まず、法人については、多数の州が外資誘致のために免税措置をとっていることがある(本庄、2013、279頁)。結果、連邦財務省によると、スイスには、2009年に法人登録している企業の数が33万4519社あり、そのうち税制優遇措置を受けていたのは約7%に当たる2万3524社にすぎないが、これら企業が連邦に支払った法人税収は全体<82億スイスフラン>の約半分に相当する38億スイスフランであったという(swissinfo, 2012.11.16.)。

他方、個人については、主として富裕層を対象にした、「一括税」、相続税ないし別荘の取得に関する税優遇措置に着目する。

これらのうち、まず、「一括税」とは、年収が200万スイス・フラン以上の外国人を対象に、各州が所得税および資産税を低く計算するもので、年間半年以上住めば母国での収入や資産に課税されないため、母国での税の支払いに比べて9割以上の節税になるという(朝日新聞、2012年2月7日付)。その納税額は、1万スイスフランから823万326スイスフランと幅が広く平均で12万3358スイスフランとされる(swissinfo、2014年10月6日)。

もともと、スイスで定年後を過ごす裕福な外国人を対象に1862年に導入したものであるが、人の往来の自由化や、年齢制限の撤廃等で近年対象者が増加している(swissinfo, 2014年11月5日) ³。つづいて、相続税については、基本、州の管轄であり、現在、直属卑属の相続への課税は3州のみである(swissinfo、2015年5月26日)。そして、別荘の取得については、非居住外国人に対する別荘販売の規制が2007年に廃止され各州に委ねられることになった結果、富裕な外国人が投機目的で購入する傾向が強まったという(毎日新聞、2012年3月13日付)。

こうした法人ないし個人に対する優遇措置について、国内外からの批判がある。たとえば、EUは、企業と大口納税者のシフトに伴う成長および税収への影響、ならびに、1972年にEECとスイスとの間で締結した自由貿易協定に反するという観点から批判している。さらに、同措置のなかでも、「一括税」に対して、OECDは廃止を求め(swissinfo、2014年2月19日)、また、フランスは同税に付随する利益を無くすべく課税を始めると2012年12月26日に発表している(The Local, 2013.1.17.)。他方、国内からは、人口の増加(満員電車や交通渋滞など)、不動産価格の高騰、景観の乱れ、労使間の所得格差の拡大⁵、および財政赤字や「財政調整」制度(Finanzausgleich)による負担⁶、などの理由から批判がある。

そして、かかる批判は、数はいまだ少ないものの、具体的に、各州における、法人、ないし個人(富裕な非居住者)に対する優遇措置の廃止を求める動きとなって表れている。たとえば、そうした動きとして、ルツェルン市における法人税率の引き上げ、「一括税」の適用条件の厳格化ないし3.5州での廃止⁶、相続税の課税義務化に関するイニシアティブ<国民

発議>、および別荘の取得制限に対する国民投票の可決などにみられる⁷。

以上、本項において、スイスにおける、税優遇の現状と見直しを概観したところ、各州が課税に関する多くの権限を持っていること、および、優遇措置に関する国内外からの批判もあって、幾つかの州で優遇措置の廃止を求める動きがみられること等がわかった。ただし、対象とする税の範囲についても、廃止を実施する州についても、いまだ限定的なものである。それでは、これらを踏まえて、次項において、同圧力がスイスの富裕な人々ないしマナーに及ぼす影響について見ていくことにしよう。

注

1. 本報告では詳しく取り上げないものの、税優遇の見直しについて触れる上で無視することのできない動きとして、現在、OECD が多国籍企業の税逃れ対策として取り組んでいる「BEPS(税源浸食と利益移転)行動計画」がある。これについて少し触れておこう。本計画をまとめる OECD 租税委員会の議長である浅川氏によれば、本計画は、2012年6月に伝統的な国際課税ルールを根本から見直すというスタンスから議論が始まったという。本計画のポイントは、さしあたり2点あり、1つは、各国が税収を増やそうと努力し、貧富の格差が拡大する中、税逃れを政治的に看過できなくなってきた点、いま1つは、G20の枠組みでそれら国々に権利義務を対等に与えた点にあるという(『週刊東洋経済』、2013年9月7日号、123頁)。そして、OECDは、2013年7月にBEPSプロジェクトとして15の行動計画を公表した。その約1年後の2014年9月には行動計画の内容の一部を発表し、2015年末には行動計画の全内容を発表する予定である。なお、この「BEPS」については、たとえば、居波邦泰、2014、『国際的な課税権の確保と税源浸食への対応』中央経済社に詳しい。

2. この場合の所得税率は、2013年時点での、州都に居住する子供のいない夫婦の粗所得に関する連邦、州、自治体および宗教の各税の合算である(UBS, 2015)。

3. 対象者は1999年の3106人から2012年末には5634人へと増加している。このうち、フランス国境沿いにあるヴォー州<1396人>、フランスおよびイタリアと国境を接するヴァレー州<1300人>、およびイタリア国境沿いにあるティチーノ州<877人>の上位3州で約63%を占める(swissinfo、2014年10月6日)。

5. この問題意識から、2013年3月3日に、企業幹部の高額報酬を制限するか否かを問う国民投票が実施され、結果、賛成が上回り可決した。しかし、その後、同年、11月24日に企業幹部の月額報酬を社内最低の12カ月分を上限とするか否かを問う国民投票では反対が上回り否決された。

6. 「財政調整」制度とは、経済力の強い州から財政基盤の弱い州へとお金を分配して各州の経済格差を埋めることを意図したものである(swissinfo, 2012.11.16.)。

7. 「一括税」を廃止した州は2014年1月においてチューリッヒ、シャフハウゼン、アペンツェル・アウサーローデン、バーゼル農村部と都市部の5つ、計3.5州である(FDF, 2014,

Jan.)。ちなみに、最初の 2 つの州以外は俗に「半カントン」と呼ばれ、0.5 州とカウントされる。

8. 本国民投票の提案とは、具体的には、別荘の数を各市町村の全住宅戸数の 2 割以下に制限するというものである(毎日新聞、2012 年 3 月 13 日付)。

2-2-2. 税優遇の見直しによるスイスの富裕な人々ないしマネーへの影響

本項では、スイスにおける税優遇の見直しによるスイスの富裕な人々ないしマネーへの影響を考える¹。その際、1 つの手がかりとして、以下、在スイスの富裕層の動向と、スイスのウェルスマネジメントに焦点を当てる。

A. 在スイスの富裕層の動向

在スイスの富裕層の動向をみる上で、1 つの手がかりとして表 2-3 を使ってアプローチする。これは、スイスにおける、100 万ドル超、ならびに 1 億ドル超の資産を保有する家計について、その総数と、比率、および世界の中の順位を示したものである。同表を見ると、為替レートの変化や、時系列の切れ目に注意する必要があるが、総数、比率および順位のいずれにおいても、スイスの富裕層が減っているとは言い難い。どちらかと言えば、2013 年の結果がほぼ全ての項目で最高であることを始めとして、この間の動きを見ると安定もしくは増加していると言っても大過ないであろう。

加えて、上記のような富裕層のみならず、スイス全体でみても、居住者の平均金融資産はグロスで約 22 万ユーロ、ネットで約 14.6 万ユーロで世界第 1 位であることが昨年 52 カ国を対象にした保険会社アリアンツの調査によって明らかになった(The Local, 2014.9.23.)。

この結果に関連して次の 3 点を指摘する。第 1 は、富の不平等についてである²。スイスの連邦納税事務局の統計によれば、1990 年に最も裕福な納税者の 1 %がスイスの国有財産の 30%を保有していたが、今日ではそのシェアは 40%に上昇し、さらに、同納税者の 2 %が同財産の 50%を保有するという。他方、納税者の 26%は資産を持たず、同 56%の人の資産は 5 万スイスフラン以下という(swissinfo、2015 年 5 月 26 日)。

第 2 は、在スイスの外国人についてである。2014 年における、スイスの所得番付上位 300 人のうち約半分が外国人であり、さらにそれらの多くがドイツ人であるという(The Local, 2014.11.28.)。したがって、在スイスの富裕層の動向をみる上で、今後、それら人々の動向は 1 つの注目点である。

および、第 3 は、国内における移動の可能性である。たとえば、先記の「一括税」の廃止が 2009 年に決まったチューリッヒ州では、該当する 201 人のうち約半数の 97 人が転出し、その多くは別の州に向かったという(swissinfo、2014 年 10 月 6 日)。その際、大勢の富裕な人々は隣の州に引っ越したという(朝日新聞、2012 年 2 月 7 日付)³。この場合であれば、スイス全体の富裕層の規模は変わらない。

かくて、上記の圧力を受けて、他国に向かった人々もいるであろうが⁴、スイスの富裕層

の総数、比率および順位のいずれをみても、依然としてスイスに富裕層が多く存在しており、総じて税優遇の見直しによる影響は大きくないと考える。

注

1. スイスの個人に対する影響については、以下、本文で触れるので、ここではスイスの法人に対する影響について少し触れておこう。ここで着目するのは、外国企業の誘致数である。スイス全土における、外国企業の誘致数は2011年の391社をピークに毎年減少を続けており、2014年には274社にまで減少した(VDK)。このうち、企業立地ランキングで首位のツーク州も過去2年間減少している(swissinfo、2015年8月10日)。さらに、ツーク州と、同2位のチューリッヒ州を含む10州でみても外国企業の誘致数は、2009年から2013年で計464社、年平均90社超であったものが2014年には65社に減り、2015年も同様の傾向がみられるという(swissinfo、2015年8月10日)。かかる減少の理由としては、移民規制と、法人税改革の先行きが不透明なことが影響しているとの指摘がある(swissinfo、2015年8月10日)。

2. この点について、クレディスイスは『グローバル・ウエルス・レポート2014』の中で、資産分布の長期データが残っている10カ国の中でスイスは唯一、過去100年間にわたり富の不平等に大きな低下が見られないと述べている(クレディスイス、2014年、52頁)。

3. この点について、たとえば、所得が20万スイスフランある富裕な人々の場合、チューリッヒ州の所得税率が16.63%である一方で、すぐ南にあるツーク州ないしシュビーツ州はそれぞれ10.08%と13.40%という税率の低い順で上位トップ2であることは、この引越に際して大きな理由の1つであったとみてよい。ちなみに、資産1000万スイスフラン以上のスーパーリッチが人口に占めるシェアをみると、この両州を含むシュヴィーツ<0.84%>、ニートヴァルテン<0.8%>およびツーク<0.76%>がトップ3である(swissinfo、2013年2月4日)。

4. かかる動きを端的に示すデータは管見の限り見当たらないが、有力な候補国の1つとしてモナコの名前が挙がる(ブルームバーグ、2014年8月19日)。

B. スイスのウエルスマネジメント

ここでは、スイスのウエルスマネジメントについて、クロスボーダーと、オンショアの両側面から迫っていくことにしよう。

B-1. クロスボーダー・ウエルスマネジメント

ここでは、スイスのウエルスマネジメントについて、クロスボーダーの側面からアプローチする。表2-4は、クロスボーダーのウエルスマネジメントについて、最近5カ年における国・地域別の動向を示したものである。同表にあるように、スイスは同期間を通じて最大であり、かつ、増加している。このように、スイスにおいて、クロスボーダーのウエルスマネジメントが成功している要因として、たとえば、豊かな経験、高品質のサービス、

法律の確実性、ならびに高水準の経済・政治の安定などが指摘される(SBA, 2013, p.8)。

その一方で、シンガポールおよび香港は近い将来にもスイスに代わってトップになると言われており、たしかに、表の期間中も両者の合計と、スイスとの差は縮小している。しかし、2014年時点でいまだ約9000億ドルの差があることも確認しておこう。

かくして、クロスボーダーのウエルスマネジメントにおいて、シンガポールおよび香港の増加は無視できないものの、スイスは少なくとも改革が本格化したここ数年においてトップにおり、かつ、増加していることから、税優遇の見直しによるマイナスの影響をみてとることができない。

B-2. スイスの2大銀行のウエルスマネジメント～ネットの新規マネー

ここでは、スイスのウエルスマネジメントのオンショアの側面として、世界でも有数のUBSないしクレディスイスの2大銀行のウエルスマネジメントにおける「スイス部門」に焦点を当てて見ていくことにしたい¹⁾。その際、新規マネーの流入に着目する。

まず、年ベースで見ると、UBSは、図2-9のように、新規マネーの流入が流出超過から流入超過へと増加している。このうち、「国際」部門ないし「北米」部門は、ともに2008年から2010年にかけてマイナスであったが、2011年以降、ともにプラスに転じている。とくに、「国際」部門のプラスへの転換は、「アジア・太平洋」部門の流入が非常に大きかった結果である。その反面、同じ「国際部門」でも「欧州」部門は近年流出超過または流入が少ない状況にある。なお、「スイス」部門は2010年にプラスに転じるとその後徐々に流入が増加している。

他方、クレディスイスは、図2-10のように、UBSとは反対にネットの新規マネーの流入が減少している。それは、主に、「欧州・中東・アフリカ」部門における2012年の急減とそれ以降の鈍化、ならびに「スイス」部門における2011年から2013年にかけての減少によるものである。これに対して、「アジア・太平洋」部門は安定した流入が続いており、近年では流入の多くを占める。

かくして、両行におけるネットの新規マネーの流入の推移をみたところ、「スイス」部門は、2008・2009年のUBSを除けば流入超過にある。もっとも、その規模は、徐々に増加しているUBSと、減少しているクレディスイスという点で異なる姿が認められた。併せて、近年、「アジア・太平洋」部門の流入が多い点や、「欧州」部門の流入が少ない点で共通していることにも触れた。

このように、年ベースでおよその状況を理解した上で、次に、四半期ベースでさらに立ち入って見ていくことにしよう。その際、「タックスヘイブン」への圧力が原因である可能性を探るため、両行に共通した以下の4つの流出超過局面に絞って触れることにする。

第1は、2008年4Qである。図2-11ないし図2-12にあるように、本時期において、UBSは、主に「国際部門」から、また、クレディスイスは「スイス」部門から大きな流出

が見られる。もっとも、両行の流出規模には大きな差があり、UBS で 2 番目に大きな「スイス」部門からの流出でさえクレディスイスのそれを上回る。

本時期の流出は、リーマン破綻を受けた「デレバレッジ」によるものとされる。なお、クレディスイスの場合、本流出とほぼ同規模の流入が「米州」に見られることから、「スイス」から「米州」への資金のシフトをうかがわせる。

第 2 は、2009 年 4 Q である。本時期においてもまた、両図のごとく、UBS は、主に「国際部門」から、また、クレディスイスは「スイス」部門から大きな流出が見られる。しかし、その規模は、先の時期に比べると半分以下である。なお、本時期の流出は、イタリアの税恩赦に起因したものとされ、イタリア人がこの恩赦措置を受けてマネーを引き出して本国にシフトさせたとも考えられる。

第 3 は、2012 年 4 Q である。図 2-13 ないし図 2-14 にあるように、本時期において、UBS は、主に「西欧部門」から、また、クレディスイスは「欧州・中東・アフリカ」部門から大きな流出が見られる。本規模を第 2 の時期と比べると、クレディスイスにとっては同規模であるが、UBS にとっては約 5 分の 1 程度である。なお、本流出は、罰金と引き換えに口座所有者の匿名を維持することを主旨とした「ルビク」条約が、ドイツの議会において批准されなかったことに起因したものとされる。すなわち、本条約の批准を予想していたドイツ人がこの予想外の結果からマネーを引き出した結果であろう。

最後に、第 4 は、2013 年下半期ないし 2014 年である。この間、UBS は「欧州」部門、また、クレディスイスは「欧州・中東・アフリカ」ならびに「スイス」部門において流出が見られた。ただし、規模はこれまでの 3 つの局面において最も少ない。また、かかる流出の主因が何であるのかについては、これまでの 3 つの局面と比べて特定が難しい。そこで、その可能性があるものとして以下の 4 つを提示することで代替したい。

その 1 つは、2013 年 6 月から始まるフランスでの税恩赦である。2 つは、2013 年 4 Q を期限にしてクレディスイスがドイツ人の口座保有者に対して求めた潔白証明書の提出である。ついで、3 つは、先記の 2014 年に入って見られた OECD による「自動的」な情報交換に向けた動きである。そして、4 つは、2014 年 4 Q を期限として UBS がドイツおよびフランス人の口座保有者に対して求めた潔白証明書の提出である²。

このように、四半期ベースでみたところ、およそ 4 つの大きな流出超過局面が認められた。そのうち、「スイス」部門から大きな流出超過がみられた最初の 2 つのケースについて、主たる原因と思われるものとして、ここでは、リーマン破綻を受けた「デレバレッジ」と、イタリアの税恩赦を指摘した。

かくて、両行のウェルスマネジメントについて、ネットのマネーの流入に焦点を当ててみてきた。その結果、「スイス部門」について言えば、年ベースでクレディスイスは流入超過を続けた。また、UBS は 2008・2009 年に流出超過がみられたものの、それはリーマン破綻と、イタリアの税恩赦が主な原因と思われる。かくして、総じて言えば、税優遇の見

直しによるマイナスの影響は大きくないと考える。

以上、本項では、税優遇の見直しによるスイスの富裕な人々ないしマネーへの影響について検討した。その結果、まず、スイスの富裕層の中には、他国に向かった人々もいるであろうが、スイスの富裕層の総数、比率および順位のいずれをみても、依然としてスイスに富裕層が多く存在している。次に、クロスボーダーのウエルスマネジメントにおいて、シンガポールおよび香港の増加は無視できないものの、スイスは少なくとも税優遇の見直しが本格化してきたここ数年においてもトップを維持し続け、かつ、増加している。さらに、UBS ないしクレディスイスのウエルスマネジメントの「スイス部門」について、新規マネーの流入に着目したところ、年ベースでみるとクレディスイスは流入超過を続けている。また、UBS は 2008・2009 年に流出超過がみられたが、それはリーマン破綻と、イタリアの税恩赦が主な原因と思われる。かくして、総じて言えば、税優遇の見直しによるスイスの富裕な人々ないしマネーへの影響は今のところ大きくないと考える。

注

1. ウエルスマネジメントを行う世界各国の銀行について、その運用資産の規模を比較すると、スイスの銀行が上位に多くいる。たとえば、調査会社のスコピオ・パートナーシップが 200 社余りを対象に行った調査によると、2013 年末における富裕層顧客からの預かり資産で UBS が 1 兆 9669 億ドルで 2 年連続の第 1 位であった(ブルームバーグ、2014 年 7 月 17 日)。なお、スイスでは同行以外にもクレディスイス<第 4 位、8882 億ドル>、ピクテ<第 10 位、3381 億ドル>、ユリウスベア<第 12 位、2825 億ドル>、およびロンバー・オディエ<第 17 位、1980 億ドル>の 4 行が上位 20 位以内にランクインしている(ブルームバーグ、2014 年 7 月 17 日)。

2. ちなみに、UBS のドイツ人顧客のうち 95%超が同行に書類を提出し、ドイツの税法に従っていることや、自発的な規制遵守を完了したことを示しているという(I.N.Y.T., 2014.7.30.)。その限りでは、これら人々の預金は UBS に留まった可能性が高い。

(参考) スイスの 2 大銀行のウエルスマネジメント～地域別運用資産と、マージン

UBS ないしクレディスイスのウエルスマネジメントについて、次の 2 つの側面からも少し触れておこう。

1 つは、地域別運用資産である。まず、UBS は、「北米」部門が最大であり、かつ、近年、増加している。その規模は、「新興市場」、「アジア・太平洋」と「欧州」を合計した「国際部門」をも上回る。これらに比べると、「スイス」部門の規模はかなり小さい。他方、クレディスイスにとって「スイス」部門は「欧州・中東・アフリカ」部門と並んで最大であるが、UBS と異なり「米州」部門はさほど大きくない。このように、両行の地域別運用資産において、「北米」部門と、「スイス」部門の位置づけは異なるものである。

いま 1 つは、投資に関するグロスのマージンである。UBS のそれは、投資資産の大きい

「北米」部門はほぼ横ばいであり、また、「全体(スイスと国際部門)」は近年低下している。そうした中であって、投資資産のあまり大きくなかった「スイス」部門が最大であった。もっとも、そのマージンも近年、低下している。他方、クレディスイスについては地域別の内訳データが無いが、UBSと同様に、マージンは近年、低下している。このように、両行とも近年マージンの低下がみられる。

<小括2>

本章では、税逃れ対策の強化がスイスの資金フローに及ぼす影響について、「銀行機密」ないし「タックスヘイブン」への圧力に着目して検討した。

そのうち、「銀行機密」への圧力については、口座情報の共有に向けた動きと、その影響という観点からアプローチした。

まず、OECDによる「自動的」な口座情報の情報交換に向けた取り組みを追い、ついで、EU諸国、米国、さらにはスイス政府による取り組みを強制と恩赦という側面から整理した。これらの取り組みによって、たしかに口座情報の共有は進み、結果として、そうしたことが当該国の税収の増加に寄与している面はあるものの、他方で、本取り組みには改善すべき面も少なからずあり十分であるとは言えない。

さらに、同圧力による影響として、その核となる在スイス銀行の「匿名性」を検討した。その結果、EU市民の預金については、近年、「匿名性」の低下が見られる。ただし、その中には、リスク回避目的の流入が含まれていることも留意する必要がある。この他、「機密性」に深い関係のあるカスタディーの増加や、スイスの総合的な機密性の高さを示すデータ等もあり、圧力による影響が十分に見られていないことがわかった。かくして、口座情報の共有に向けた取り組みも、その影響もいまだ途上にあると言ってよい。

他方、「タックスヘイブン」への圧力については、税優遇の見直しに向けた動きと、その影響という観点からアプローチした。その結果、まず、スイスにおける、税優遇の現状と見直しを概観したところ、各州が課税に関する多くの権限を持っていること、および、優遇措置に関する国内外からの批判もあって、幾つかの州で優遇措置の廃止を求める動きがみられること等がわかった。ただし、対象とする税の範囲についても、廃止を実施する州についても、いまだ限定的なものである。

ついで、税優遇の見直しによるスイスの富裕な人々ないしマネーへの影響について検討した。その結果、まず、スイスの富裕層の中には、他国に向かった人々もいるであろうが、スイスの富裕層の総数、比率および順位のいずれをみても、依然としてスイスに富裕層が多く存在している。次に、クロスボーダーのウエルスマネジメントにおいて、シンガポールおよび香港の増加は無視できないものの、スイスは少なくとも税優遇の見直しが本格化してきたここ数年においてもトップを維持し続け、かつ、増加している。さらに、UBSないしクレディスイスのウエルスマネジメントの「スイス部門」について、新規マネーの流

入に着目したところ、年ベースで見るとクレディスイスは流入超過を続けている。また、UBSは2008・2009年に流出超過がみられたが、それはリーマン破綻と、イタリアの税恩赦が主な原因と思われる。

かくして、総じて言えば、税優遇の見直しによるスイスの富裕な人々ないしマネーへの影響は今のところ大きくないと考える。

以上のごとく、「銀行機密」ないし「タックスヘイブン」への圧力がスイスに及ぼす影響について、各々の圧力を受けてスイスからマネーが流出するとのしばしば指摘される想定を1つの手がかりにして、各想定の中核となる在スイス銀行の「匿名性」と、在スイスの富裕な人々ないしマネーの動向に焦点を当てて検討した。

その結果、まず、両圧力に係る、情報の共有、および税優遇の見直しに向けた取り組みが、いまだ途上にあることがわかった。そうしたこともあって、結果、両圧力を受けてスイスからマネーが流出するとの想定は、限定された状況下でのみ認められた。

3. まとめと展望

本報告では、主に次の3つを明らかにした。第1に、今次の一連の危機を受けたスイスをめぐる資金フローについては、在スイス銀行の地域別資金フローの観点から、「欧州」ないし英国向け投資の大きな減少にみる「中継地」としての役割変化、「オフショア」地域との取引における主要な相手国の変化、および、「信託」の対外取引の減少にみる「匿名」マネーに係る「中継地」としての役割変化等を明らかにした。

第2に、投資家によるリスク回避が、スイスの資金フローに及ぼす影響については、同影響として、スイスへのリスク回避マネーに係る通貨ないし相手国に着目し、これを、在スイス銀行の地域別資金フロー、スイスフランの為替レート、および在スイス銀行の通貨別対外取引の3つの側面から迫った。その結果、リスク回避行動を危機時におけるスイスへのマネーの流入、および当該国通貨に対するスイスフランの増価と解釈すれば、通貨ではユーロとポンドについて、さらに、ユーロ圏の中では主にイタリアおよびルクセンブルグについて同状況をおよそ読み取ることができた。

そして、第3に、税逃れ対策の強化が、スイスの資金フローに及ぼす影響として、「銀行機密」ないし「タックスヘイブン」への圧力を受けてスイスからマネーが流出するとのしばしば指摘される想定を1つの手がかりにして、各想定の中核となる在スイス銀行の「匿名性」と、在スイスの富裕な人々ないしマネーの動向に焦点を当てて検討した。その結果、両圧力に係る、口座情報の共有、および税優遇の見直しに向けた取り組みが、いまだ途上にあることもあって、両圧力を受けてスイスからマネーが流出するとの想定は、限定された状況下でのみ認められた。

最後に、今後の展望として、本報告で着目したリスク回避行動と、税逃れ対策の強化に係るスイスの資金フローの流入ないし流出について多少述べておきたい。

まず、リスク回避マネーについては、その流入が当面続くと考える。たしかに、かかる流入は、本来、一時的なものである。しかし、当面の間、「欧州」を始めとして、世界的に政治・経済的リスクは高いと予想される。加えて、2015年1月にスイスフランの対ユーロ上限ペッグを排除したことで、制度上は対ユーロの増価に歯止めがかからなくなった。結果、先記のごとく、スイスとの間で「カントリーリスク」ないし為替リスクの差が大きいと判断した投資家は、金利差を除いた、為替差損益、為替リスク、ならびにカントリーリスクの諸点において有利なスイスフランを選ぶであろう。

もともと、スイスでは、最近、中央銀行の預け入れ金利や政策金利、民間銀行の預金金利、さらには10年物国債の利回りにもマイナスのケースがみられる¹。そのため、この点を嫌った投資家が増えれば、そうしたリスク回避マネーの流入が抑制される可能性もある。

他方、税逃れ対策の強化に係る「銀行機密」ないし「タックスヘイブン」に関する改革はこれからも本格化していく。結果、スイスを離れて他に投資することを選ぶ投資家がこれまで以上に増える可能性もある。先にみたように、OECDやG20などは口座情報や税情報の共有を目指して税逃れ対策の強化を着々と進めている。このような動きに対して、近年、スイス政府は、国内に反対勢力を抱えながらも、少なくとも表面上は、かかる国際基準を受け入れるようになってきている²。この背景には、強い通貨、政治・経済の安定、さらには金融ノウハウの充実などの魅力でスイスにマネーを引き寄せようとする、スイス政府の「ホワイトマネー」戦略があると言ってよい。

ただし、現状は、上記のごとく、両圧力が強まる方向にあるにもかかわらず想定される動きから離れてスイスへの流入超過がみられる。この場合、先記のごとく両圧力に係る取り組みが途上であることや、本来、一過性であるはずのリスク回避マネーの影響力が継続して大きいことが背景にあると考えられる。いずれにせよ、これら諸点については、しばらく推移を見守った上で判断することが適当であろう。

以上、本報告での検討が、今次の一連の危機によるスイスへの影響に関する整理と、今後の見通しに際して1つの参考になればよいと考えている。

注

1. たとえば、クレディスイスは2015年1月18日に、大手法人顧客から預金手数料を徴収することを発表し(ロイター、2015年1月19日)、また、UBSは2015年1月28日に口座の残高が多い法人と、機関投資家の預金に料金を課すと発表した(ブルームバーグ、2015年1月28日)。他方、スイス国債の10年物利回りは-0.09%になっている(ブルームバーグ、2015年1月21日)。

2. この意味は、1つは、「ゼブラ」戦略という、厳しい態度をとる国ないし組織に対しては丁寧に応じるが、それ以外に対してはこれまでと変わらぬ態度をとるという姿勢に起因するものであり、いま1つは、多国間の取り決めとは別に二国間条約を結んでその中でできる限り情報の流出を抑制しようという姿勢に起因するものである。

引用文献

1. 日本語文献

- 石黒一憲、2014、『スイス銀行機密と国際課税－国境でメルトダウンする人権保障－』信山社。
- 居波邦泰、2011、「タックス・アムネ스티の我が国への導入についての考察」『税大論叢』68号、254－467頁。
- 居波邦泰、2014、『国際的な課税権の確保と税源浸食への対応』中央経済社。
- 太田康夫、2010、『グローバル金融攻防三十年』日本経済新聞出版社。
- 貝塚啓明・中嶋敬雄・古川哲夫編、2007、『国際金融用語辞典(第6版)』銀行研修社。
- 金融辞典編集委員会編、2002、『大月 金融辞典』大月書店。
- クレディスイス、2014、『グローバル・ウェルス・レポート 2014』。
- 沢井智裕、2009、『世界金融危機でも本当のお金持ちが損をしなかった理由』大和書房。
- 志賀 櫻、2013、『タックス・ヘイブン－逃げていく税金』岩波書店。
- 白井さゆり、2010、『欧州激震』日本経済新聞出版社。
- 鈴木優子、2012、「UCITS IVの概要と UCITS 市場の発展」NFI リサーチ・レビュー、4月号、1－13頁(<http://www.nikko-fi.co.jp/uploads/photos1/1106.pdf>)。
- 高田昌孝、2013、「スイスの税務行政及び税制の概要－基本的概要と情報交換を巡る最近の動向－」『税大ジャーナル』21号、191－212頁。
- 田中 良、2011、「全世界所得課税確保のための海外金融資産・所得の把握手法－米国の適格仲介人(QI)レジーム・FATCA レジームの展開－」日本銀行金融ディスカッション・ペーパー・シリーズ、2011-J-10。
- 徳田郁生、2008、「スイスとリヒテンシュタイン－2つの不思議な小国について」『ファイナンス』9月号、36－43頁。
- 中島隆仁、「OECDのタックス・ヘイブン対策－租税目的の情報交換に関する最近の動向－」『税大ジャーナル』14号、141－155頁。
- 本庄 資、2013、『オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税』公益社団法人日本租税研究協会。
- 増井良啓、2009、「タックス・ヘイブンとの租税情報交換条約(TIEA)」『税大ジャーナル』11号、11－31頁。
- 増井良啓、2011、「租税条約に基づく情報交換：オフショア銀行口座の課税情報を中心として」『金融研究』第30巻第4号、253－312頁。
- 森田安一・踊 共二編、2007、『ヨーロッパ読本 スイス』河出書房新社。
- 吉井一洋／是枝俊悟、2015、「国際租税回避への対応と金融証券取引～金融口座の自動的情報交換と BEPS プロジェクトを中心に～」『大和総研調査季報』新春号 Vol.17、78－111頁。

2. 外国語文献

Deutsche Bundesbank, 2010, *Monthly Report*, July.

ECB, 2008, *Monthly Bulletin*, December.

Grisse, C. and T.Nitschka, 2013, “On financial risk and the safe haven characteristics of Swiss franc exchange rates,” *SNB Working paper*, April.

Helvea, 2009, *Swiss banking secrecy and taxation: Paradise Lost ?*, May.

N.Johannesen, 2012, *Tax Evasion and Swiss Bank Deposits*, October(http://www.nielsjohannesen/wp-content/uploads/2012/11/Tax-evasion-and-Swiss-bank-deposits_RESUBMISSION_JPubE.pdf).

Kohler, M., 2010, “Exchange rates during financial crises,” *BIS Quarterly Review*, March, pp.39–50.

McCauley, R.N and McGuire, P. , 2009, “Dollar appreciation in 2008 : safe haven, carry trades, dollar shortage and overhedging ,” *BIS Quarterly Review*, December, pp.85–93.

SBA(Swiss Banking Assosiation), 2013, “Wealth management—at a global level and in Switzerland ,”November.

Zucman,G., 2013, “The missing wealth of nations : Are Europe and the U.S. net debtors or net creditors?,” *The Quarterly Journal of Economics*, July, pp.1321–1364.

(邦訳)

G.ズックマン『失われた国家の富—タックス・ヘイブンの経済学』(林昌宏訳) NTT 出版、2015年。

T.R.フェーレンバッハ『スイス銀行』(向後英一訳) 早川書房、1968年。

N.フェイス『秘密口座番号』(斉藤精一郎訳) 日本放送出版協会、1982年。

3. 新聞、雑誌(引用箇所の日付は本文中に記載)

『週刊エコノミスト』

『週刊東洋経済』

『ニューズウィーク日本版』

『朝日新聞』

『産経新聞』

『東京新聞』

『日本経済新聞』、『日本経済新聞(電子版)』

『毎日新聞』

Japan Times

Financial Times

International New York Times

The Economist

4. ウェブサイト

—トーマツ(引用記事の日付は本文中に記載)

<ホーム>http://www.tohmatsu.com/view/ja_JP/jp/industries/fi/fatca/index.htm

—ブルームバーグ(引用記事の日付は本文中に記載)

<ホーム><http://www.bloomberg.co.jp/>

—ロイター(引用記事の日付は本文中に記載)

<ホーム><http://jp.reuters.com/>

—Department of Justice

<http://www.justice.gov/opa/pr/2013/August/13-tax-975.html>、

—FDF(Swiss Federal Department of Finance) (引用記事の日付は本文中に記載)

<ホーム><http://www.efd.admin.ch/index.html?lang=en>

—OECD

<http://www.oecd.org/dataoecd/38/14/42497950.pdf>

—SIF(State Secretariat for International Financial Matters)

① “ Tax dispute with the United States ”
(<http://www.sif.admin.ch/themen/00502/00806/index.html?lang=en> Last updated on:
04. 06. 2013).

② “ Implementation FATCA ” (http://
www.sif.admin.ch/themen/00502/00807/index.html?lang=en Last updated on:
14. 02. 2013).

—Swissinfo(引用記事の日付は本文中に記載)

<ホーム><http://www.swissinfo.ch/jpn/index.html>

—T.J.N.(Tax Justice Network)

①<http://taxjustice.blogspot.jp/2007/12/scrutinizing-switzerland.html>

②<http://www.financialsecrecyindex.com/introduction/fsi-2013-results>

③<http://www.financialsecrecyindex.com/PDF/Switzerland.pdf>

—The Local(引用記事の日付は本文中に記載)

<ホーム><http://www.thelocal.ch/>

—UBS

“ Switzerland in Figures 2015/2016 edition ”
(http://www.ubs.com/global/en/wealth_management_research/switzerland_in_figures.)

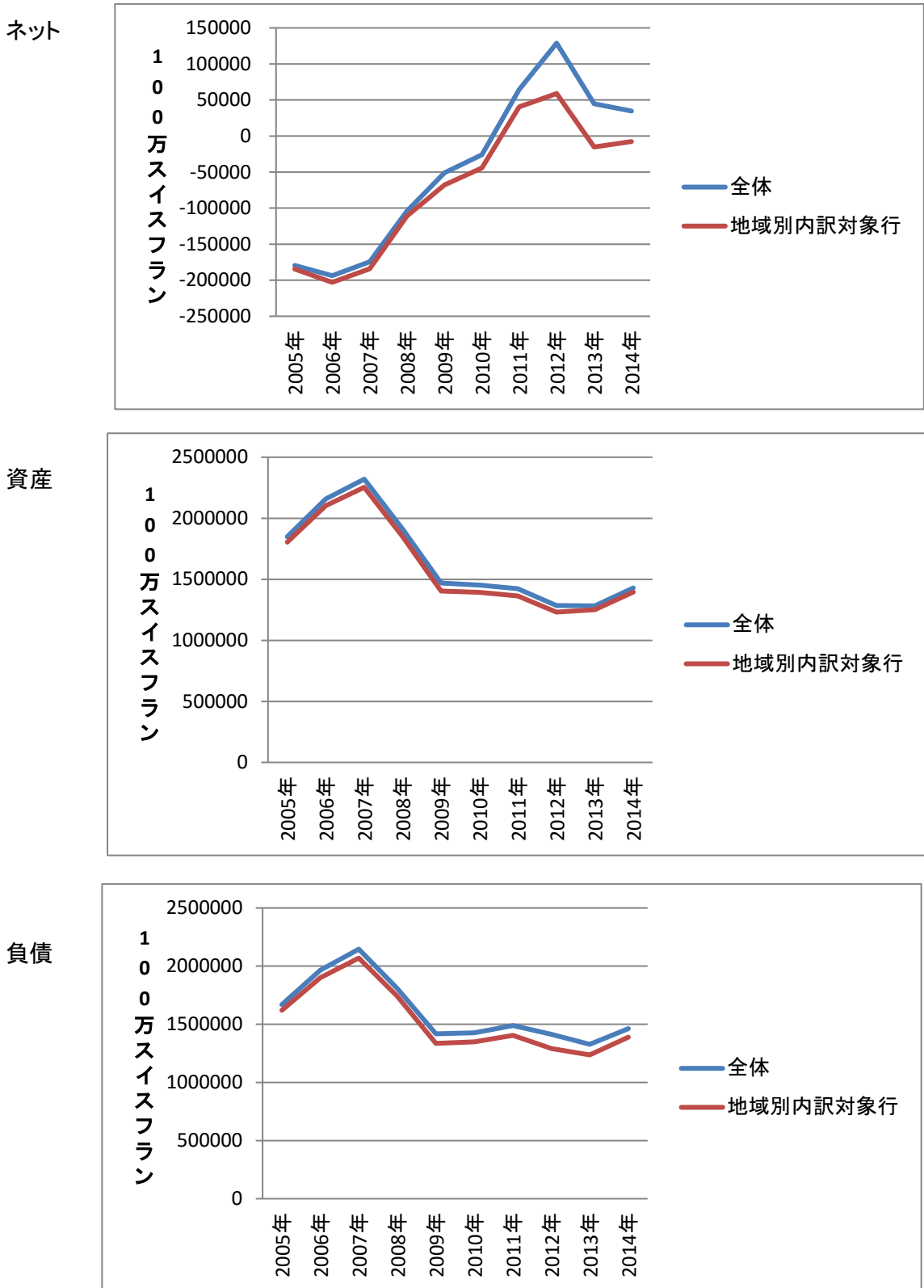
html).

—VDK(Volkswirtschaftsdirektorenkonferenz)

“Zahlen Standortorderung der Kantone von 2014” (<http://www.vdk.ch/de/> Last updated on: 16.04.2015).

*なお、図・表の引用文献については、各々の出所に記す。

図1-1. 在スイス銀行の対外取引

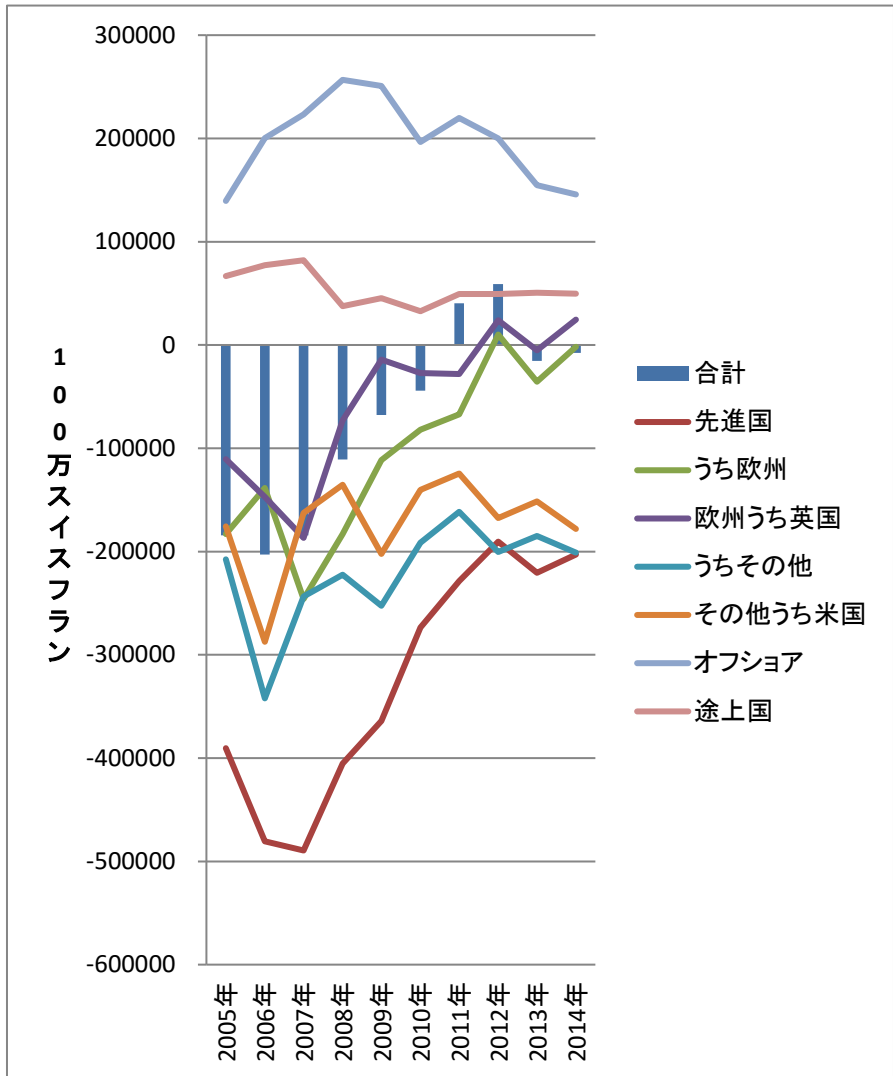


(出所)図中の「全体」は、SNB, Banks in Switzerland 2014, Assets and liabilities, domestic and foreign, Time series(<http://www.snb.ch/en/iabout/stat/statpub/bchpub/stats/banken/>)より作成。
 また、図中の「地域別内訳」は、SNB, Banks in Switzerland 2014, Geographical Breakdown of assets and liabilities shown in the balance sheet(<http://www.snb.ch/en/iabout/stat/statpub/bchpub/stats/banken/>)より作成。

注

1. 図中の「ネット」は、「負債」から「資産」を差し引いたものであり、プラスは在スイス銀行への流入超過を、マイナスは在スイス銀行からの流出超過を示す。

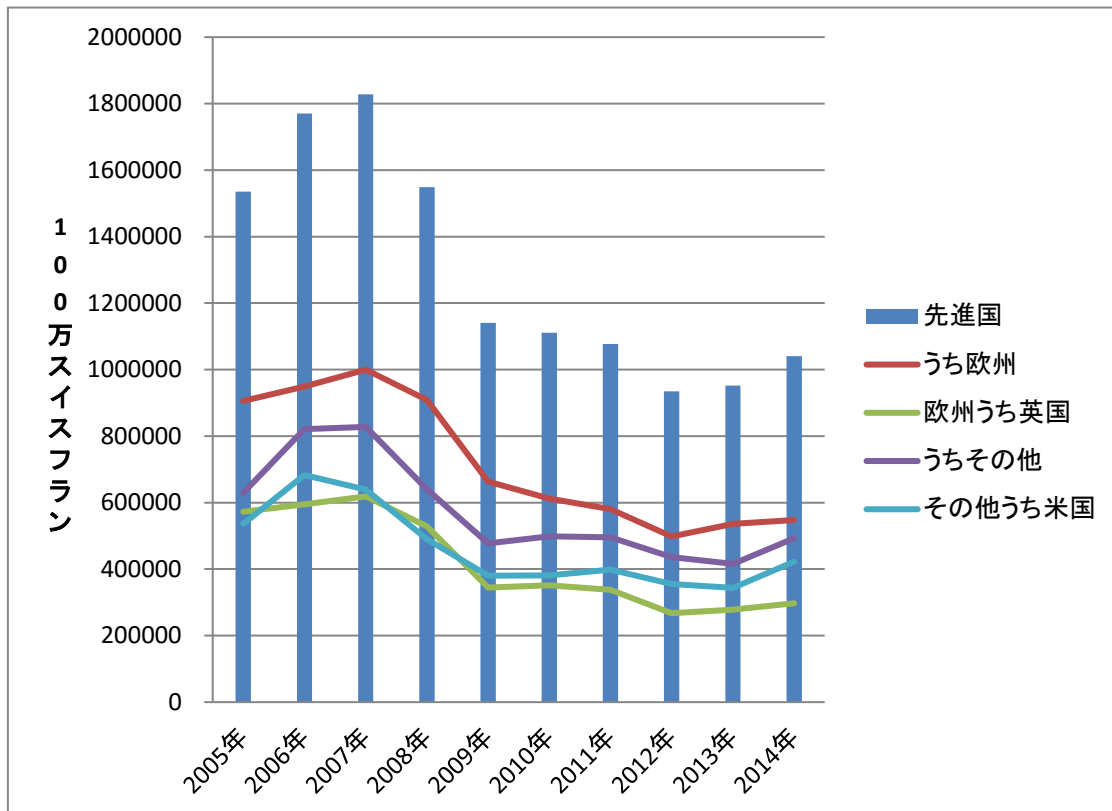
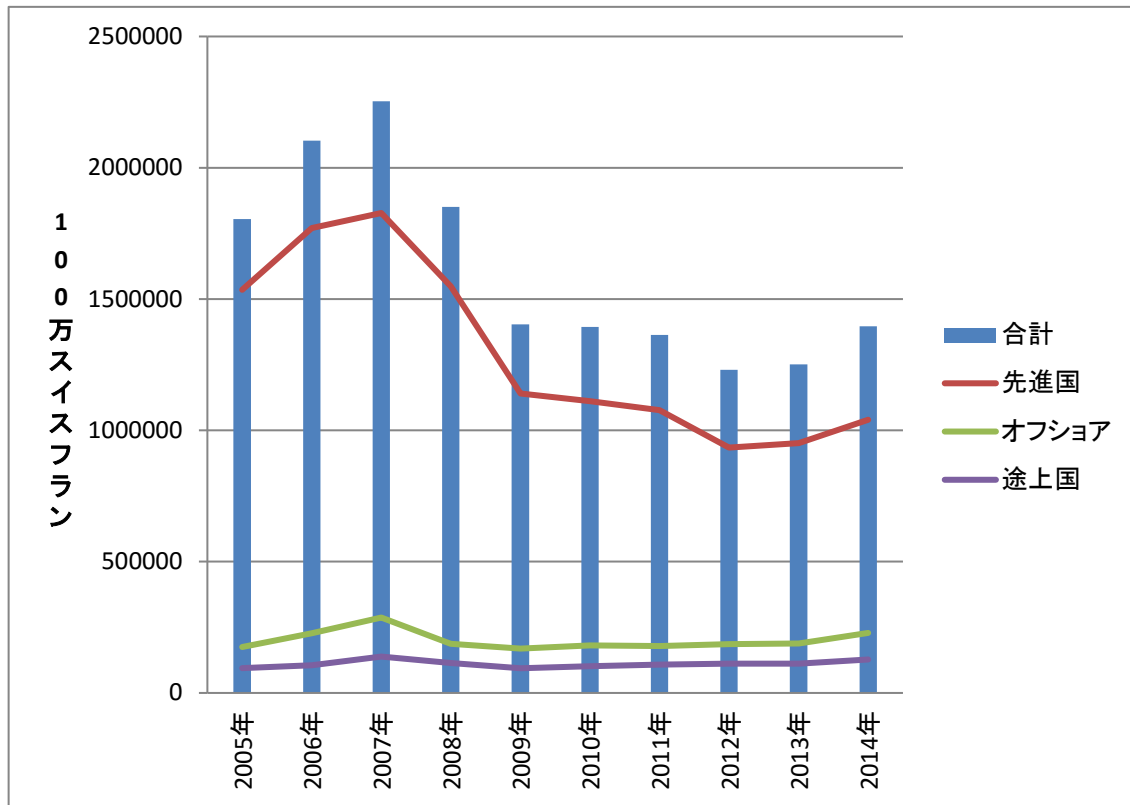
図1-2. 在スイス銀行の対外取引、地域別内訳、ネット



(出所)SNB, Banks in Switzerland 2014, Geographical Breakdown of assets and liabilities shown in balance sheet(<http://www.snb.ch/en/iabout/stat/statpub/bchpub/stats/banken/>)より作成。
注

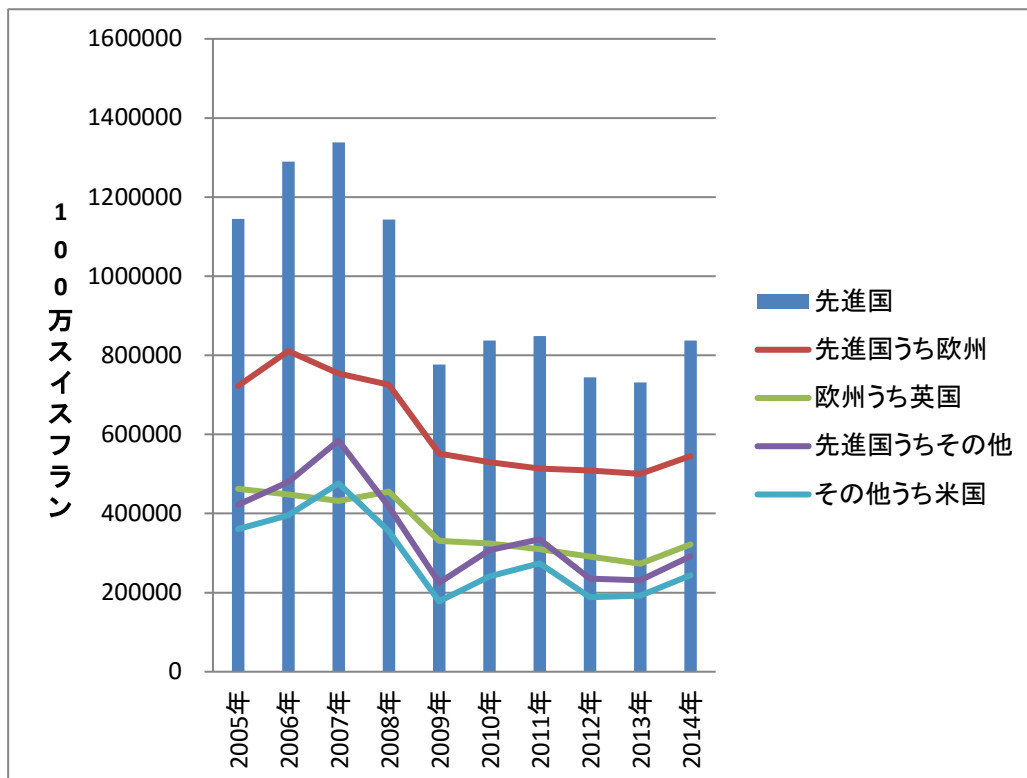
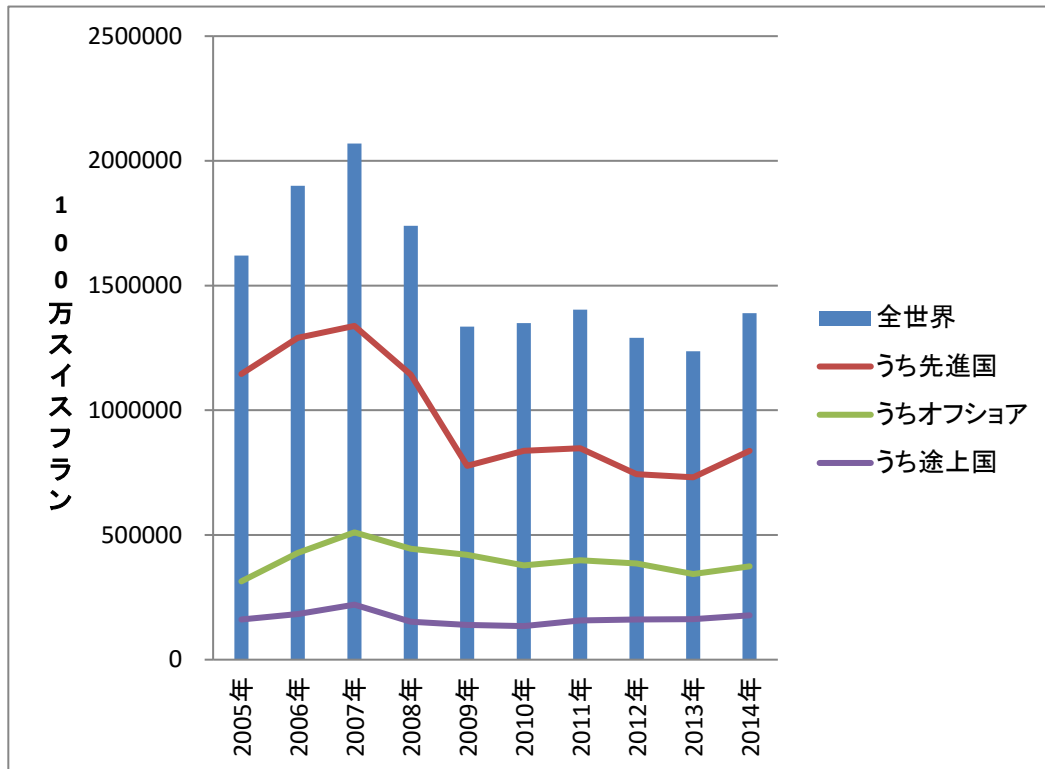
1. 図中の「ネット」は、「負債」から「資産」を差し引いたものであり、プラスは在スイス銀行への流入超過を、マイナスは在スイス銀行からの流出超過を示す。

図1-3. 在スイス銀行の対外取引、地域別および先進国内訳、資産



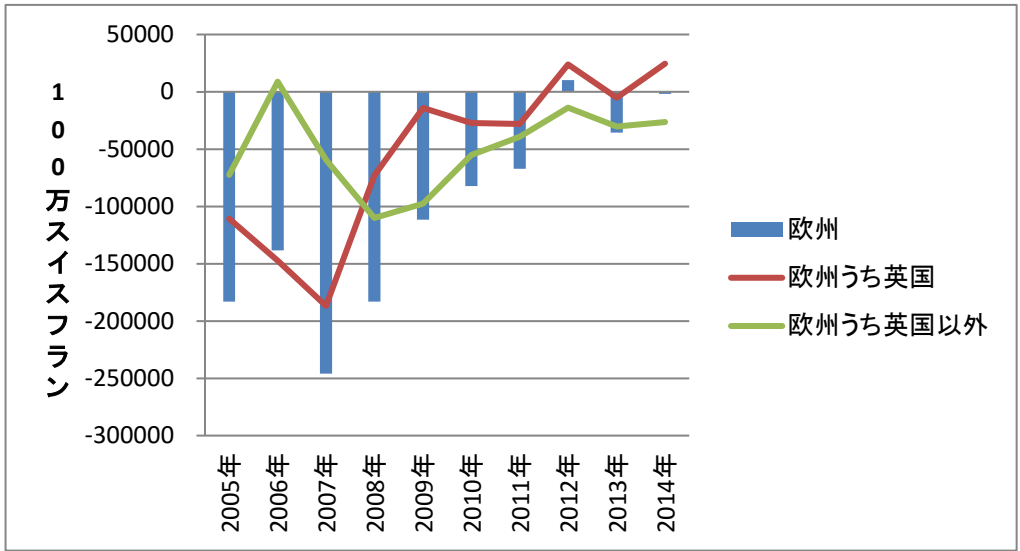
(出所)SNB, Banks in Switzerland 2014, Geographical Breakdown of assets and liabilities shown in the balance sheet, Banks: Assets(<http://www.snb.ch/en/i/about/stat/statpub/bchpub/stats/banken/>)より作成。

図1-4. 在スイス銀行の対外取引、地域別および先進国内訳、負債

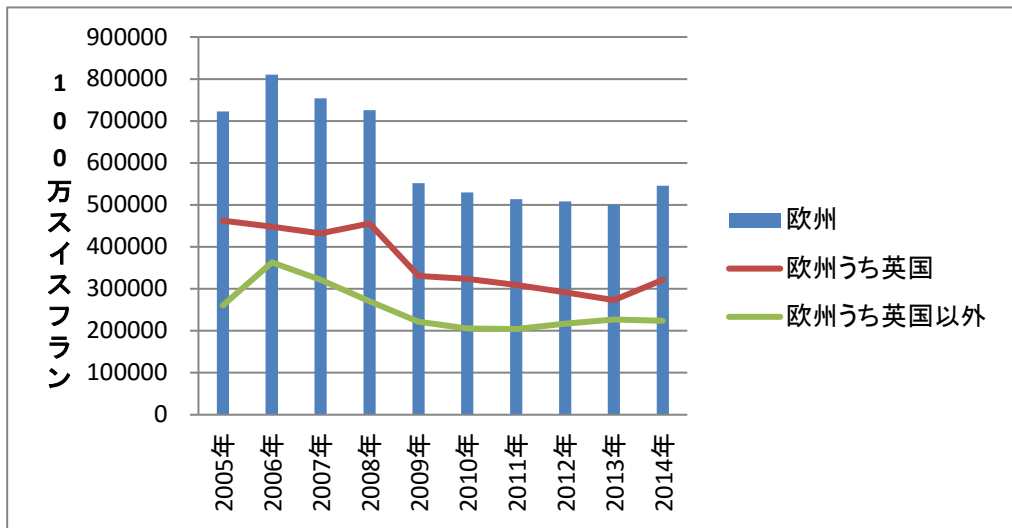


(出所)SNB, Banks in Switzerland 2014, Geographical Breakdown of assets and liabilities shown in the balance sheet, Banks: Liabilities(<http://www.snb.ch/en/i/about/stat/statpub/bchpub/stats/banken/>)より作成。

図1-5. 在スイス銀行の対外取引、「欧州」内訳
ネット

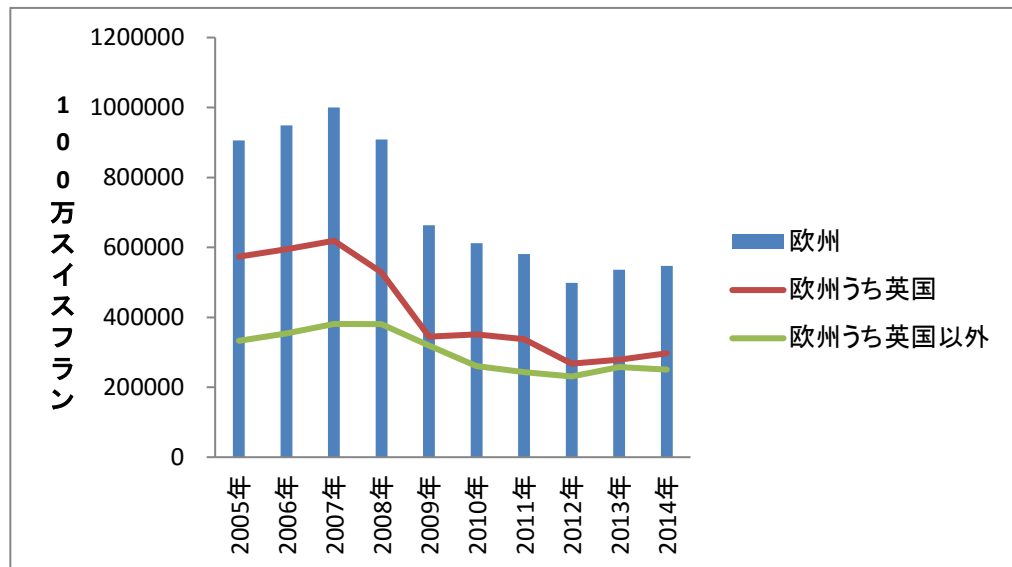


負債



the

資産

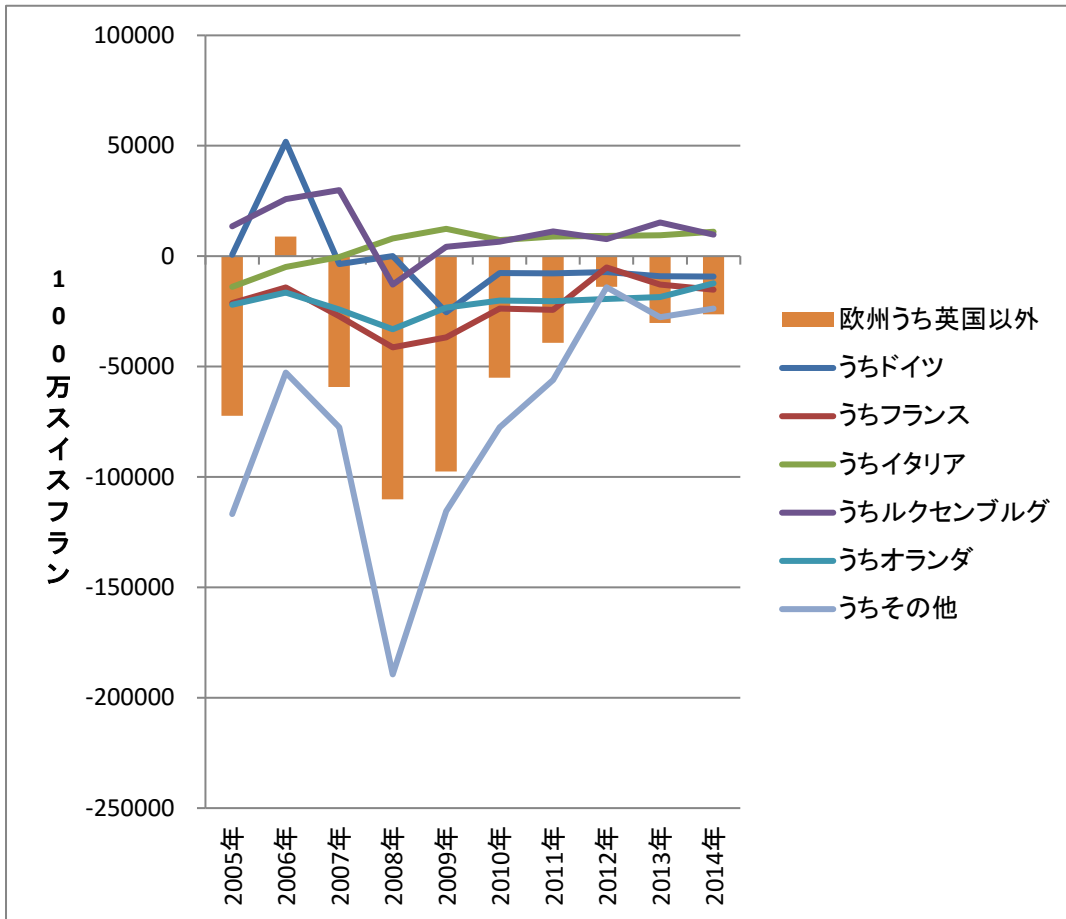


(出所)図1-2に同じ。

注

1. 図中の「ネット」は、「負債」から「資産」を差し引いたものであり、プラスは在スイス銀行への流入超過を、マイナスは在スイス銀行からの流出超過を示す。

図1-6. 在スイス銀行の対外取引、「欧州うち英国以外」内訳



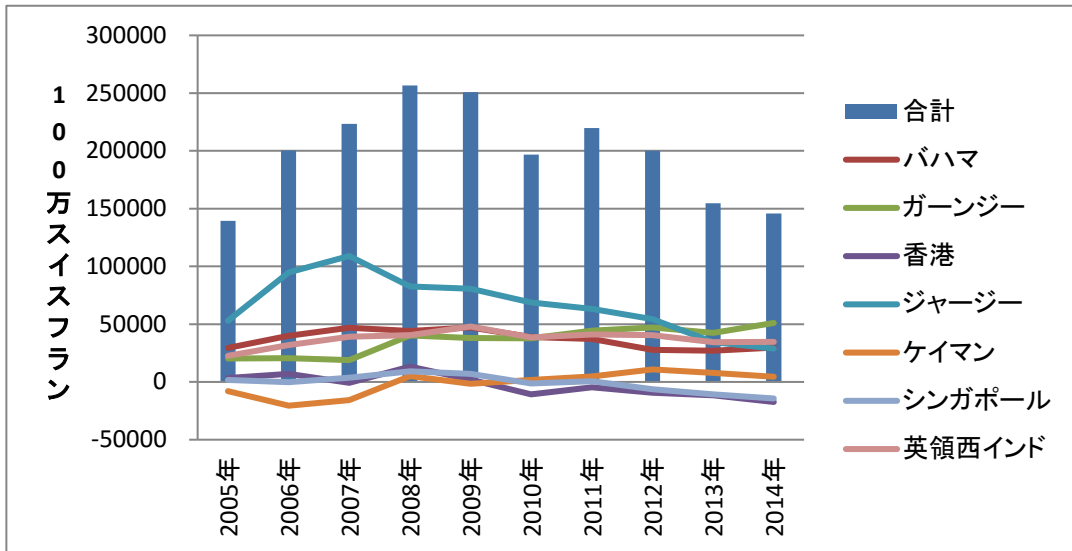
(出所)図1-2に同じ。

注

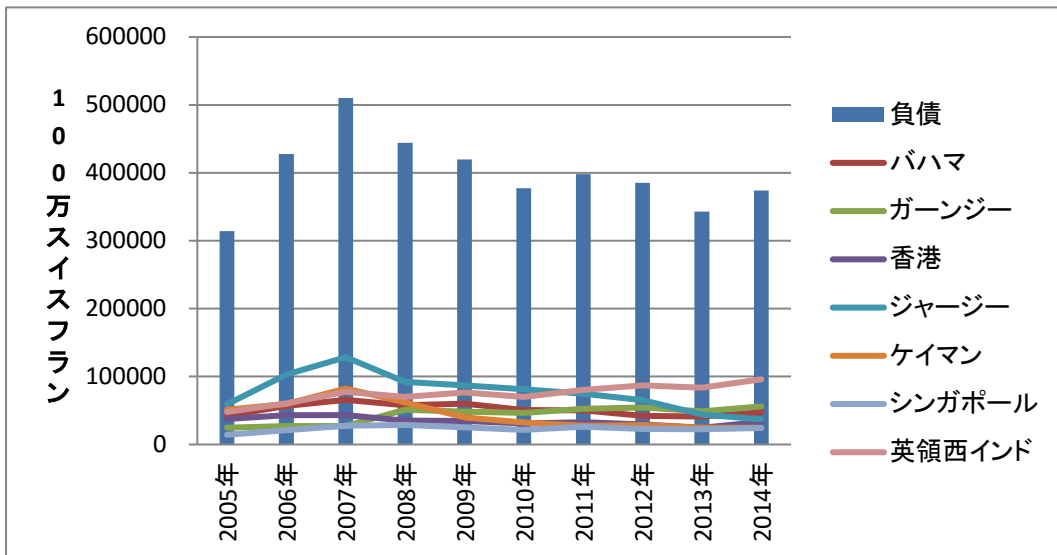
1. 図中の「ネット」は、「負債」から「資産」を差し引いたものであり、プラスは在スイス銀行への流入超過を、マイナスは在スイス銀行からの流出超過を示す。

図1-7. 在スイス銀行の対外取引、「オフショア」内訳

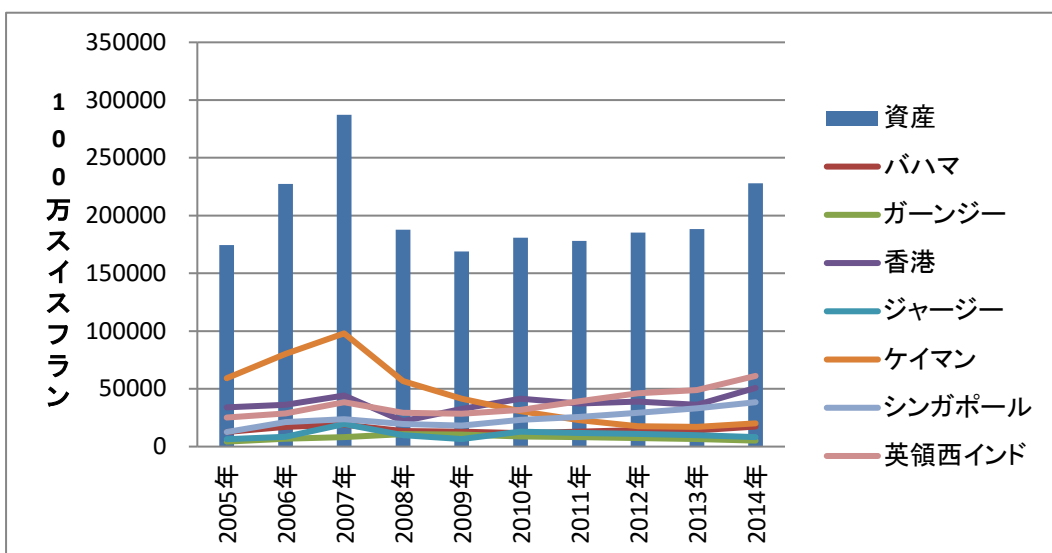
ネット



負債



資産



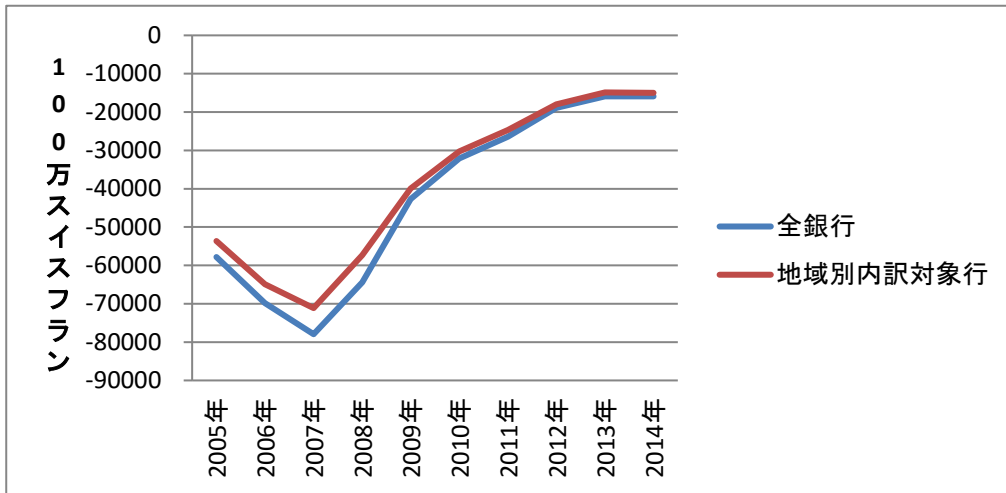
(出所)図1-2に同じ。

注

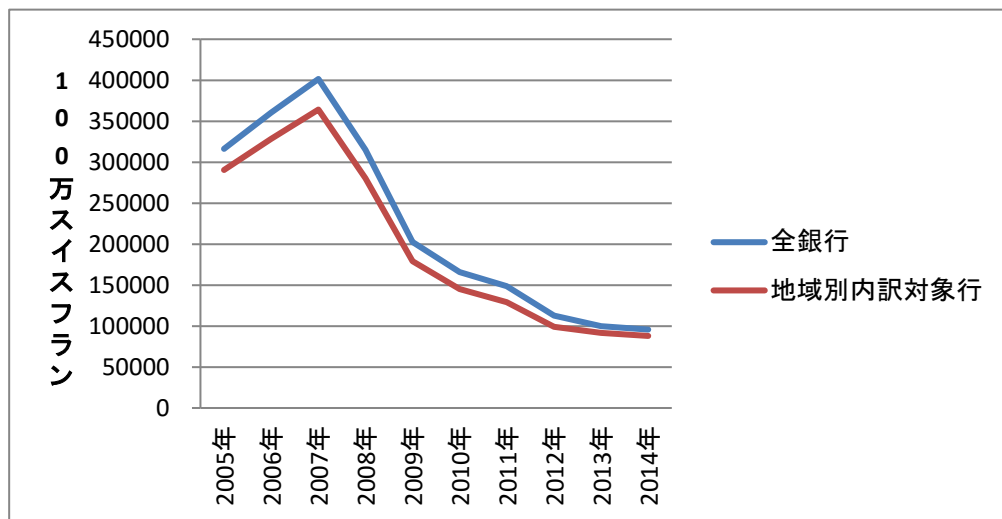
1. 図中の「ネット」は、「負債」から「資産」を差し引いたものであり、プラスは在スイス銀行への流入超過を、マイナスは在スイス銀行からの流出超過を示す。

図1-8. 在スイス銀行の対外取引、「信託」

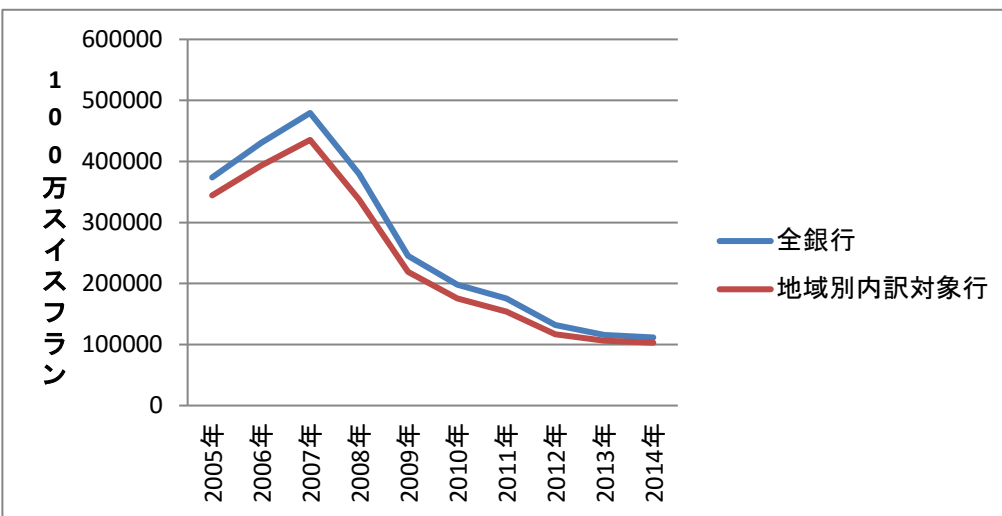
ネット



負債



資産

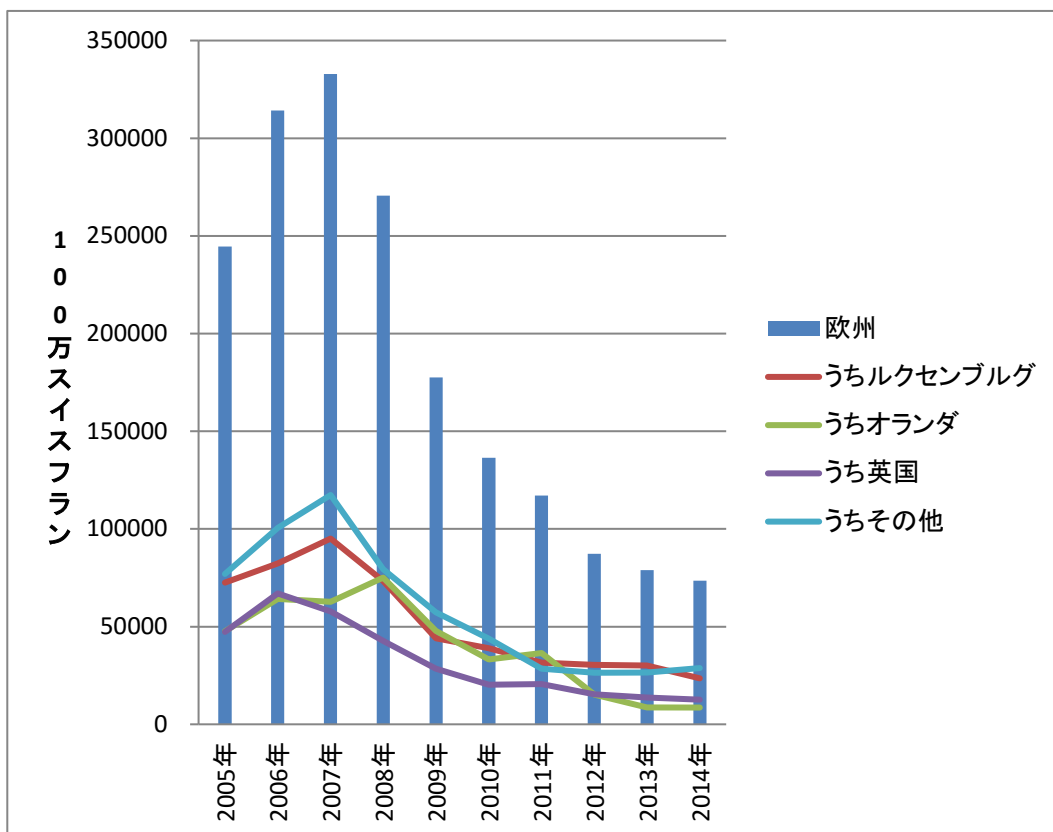
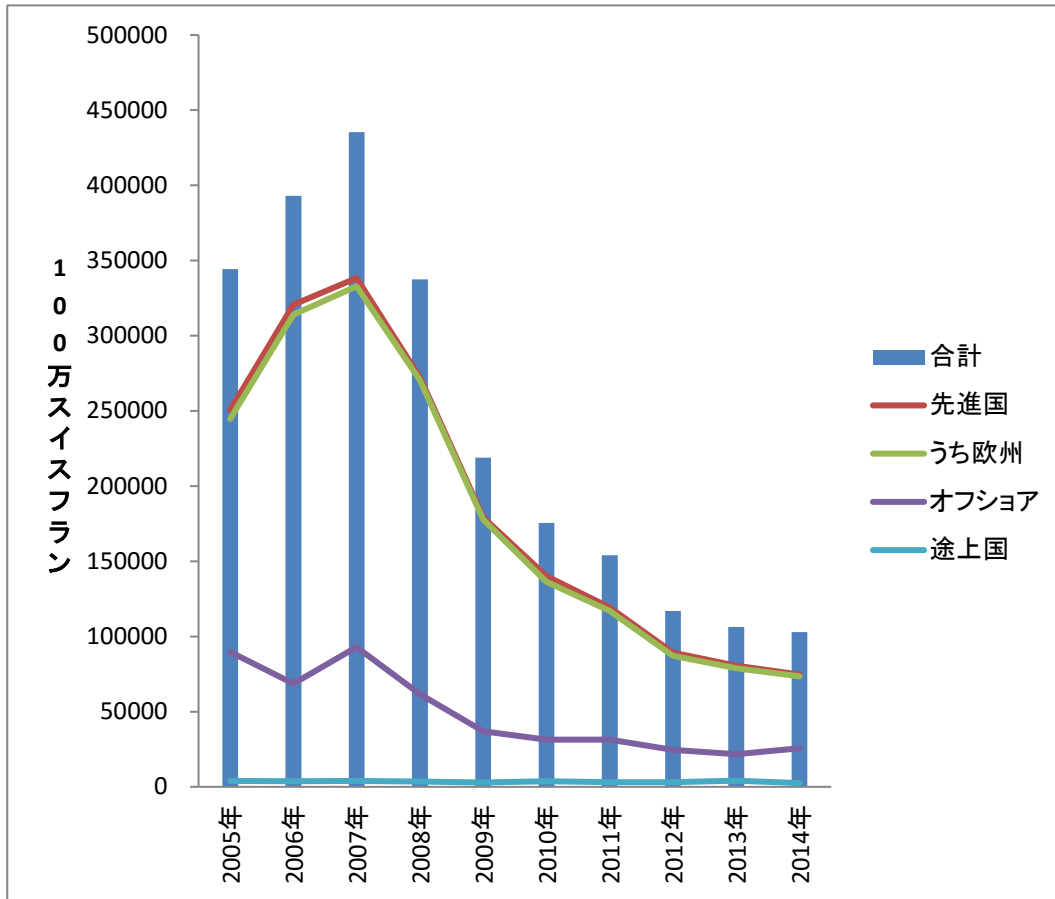


(出所)図中の「全体」は、SNB, Banks in Switzerland 2014, Fiduciary transactions, domestic and foreign, by currency, Time series(<http://www.snb.ch/en/iabout/stat/statpub/bchpub/stats/bankench/>)より作成。また、図中の「地域別内訳」は、SNB, Banks in Switzerland 2014, Fiduciary transactions, by country (<http://www.snb.ch/en/iabout/stat/statpub/bchpub/stats/bankench/>)より作成。

注

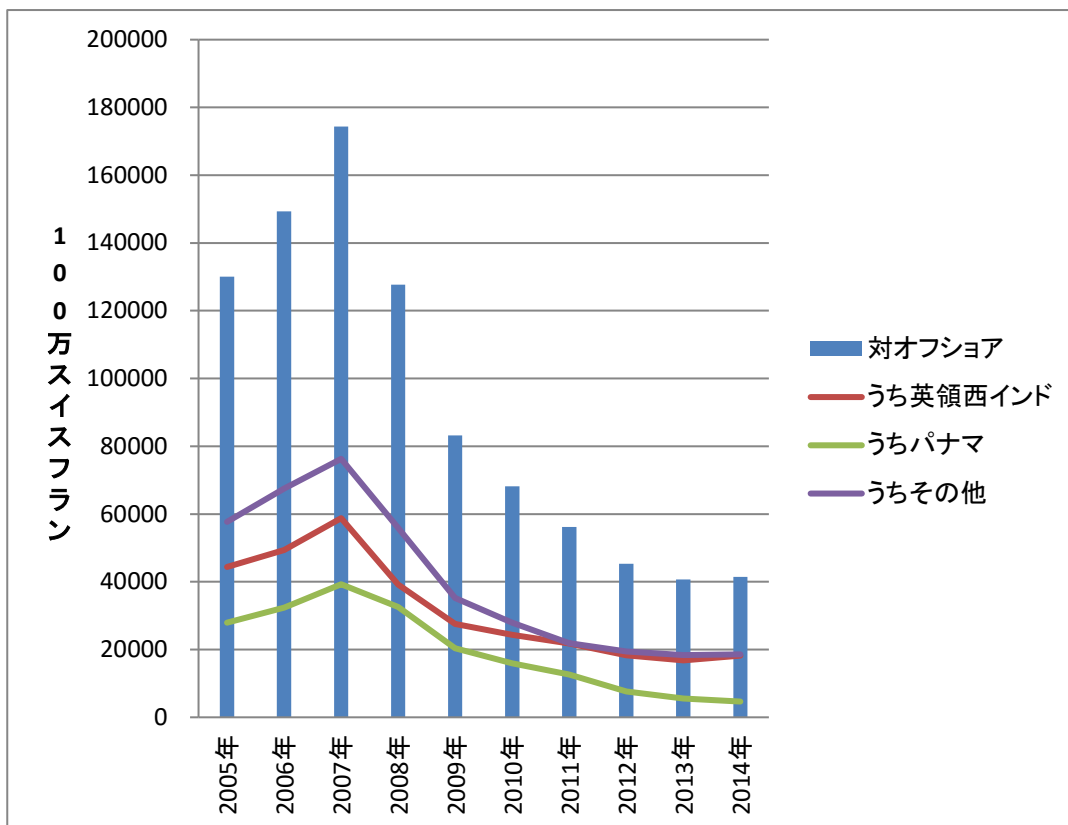
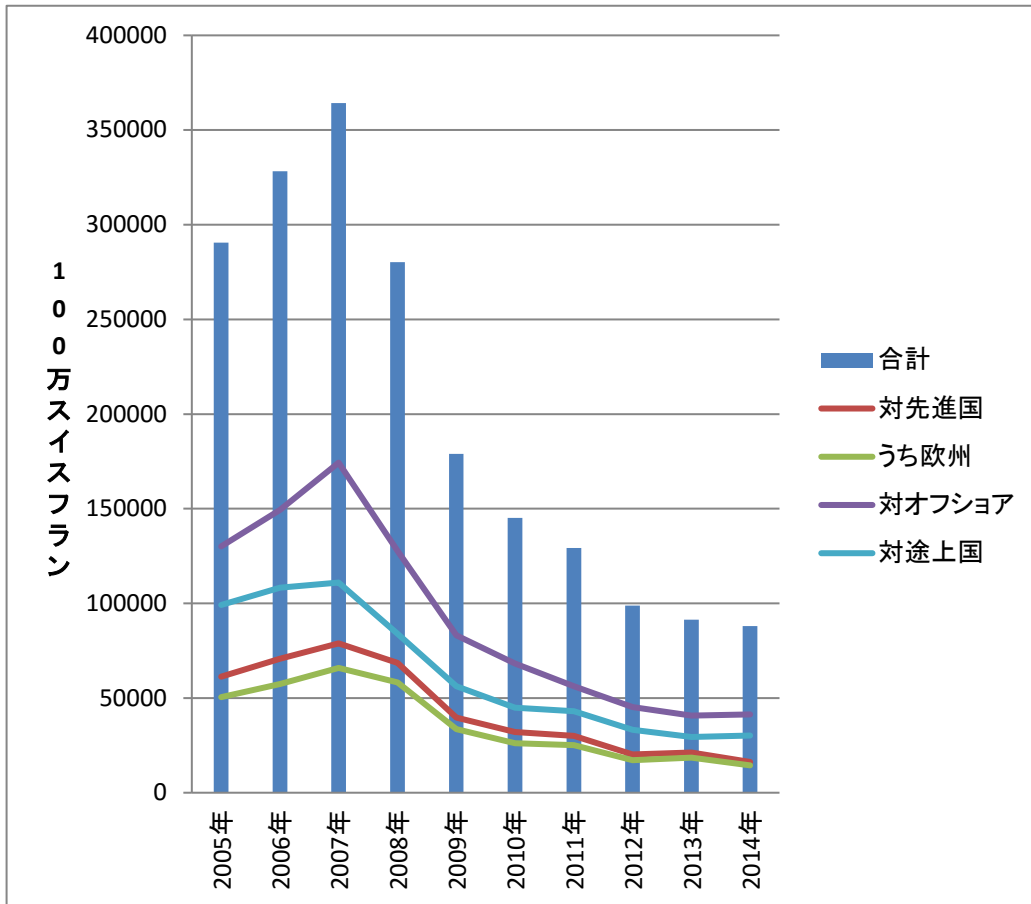
1. 図中の「ネット」は、「負債」から「資産」を差し引いたものであり、プラスは在スイス銀行の「信託」への流入超過を、マイナスは在スイス銀行の「信託」からの流出超過を示す。

図1-9. 在スイス銀行の対外取引、「信託」、地域別、資産



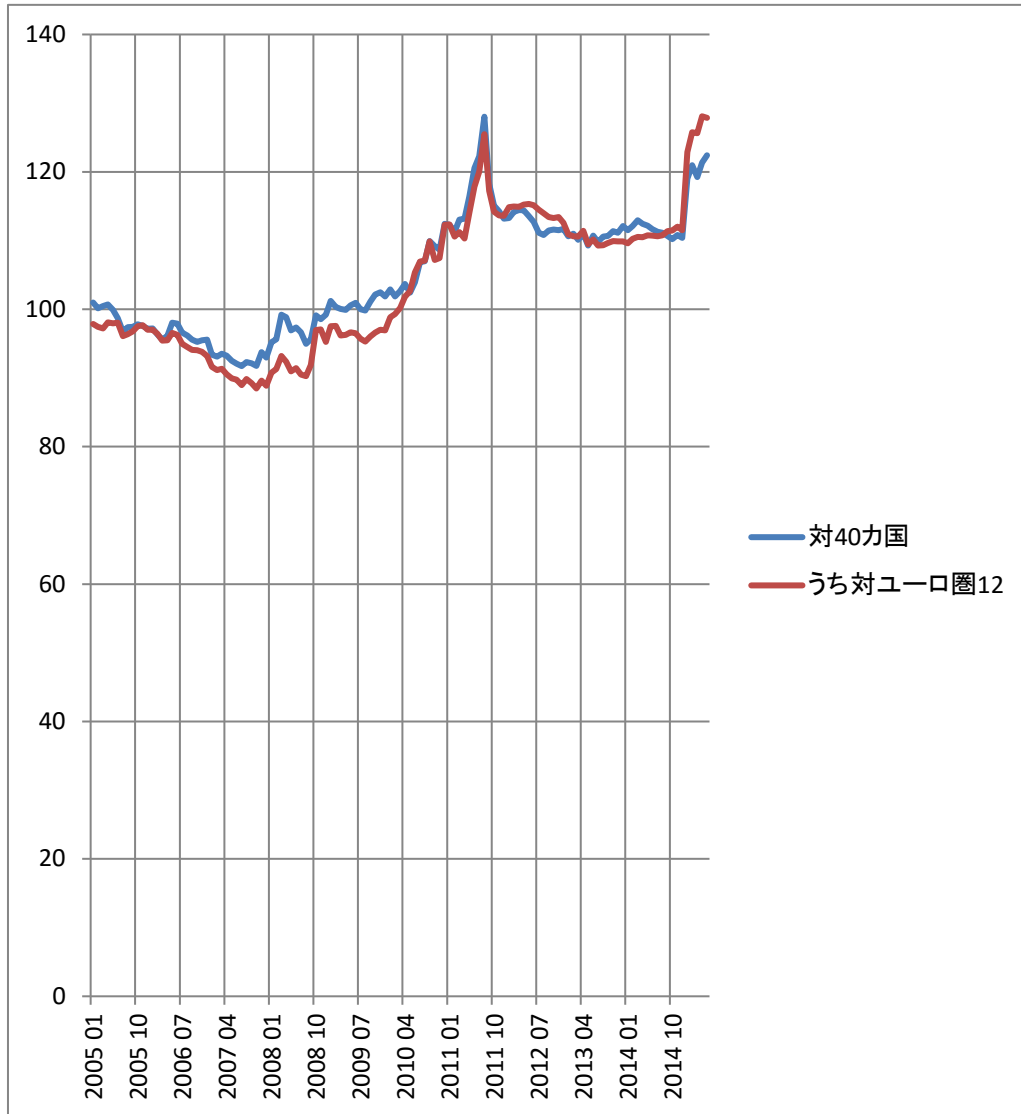
(出所)SNB, Banks in Switzerland 2014, Fiduciary transactions, by country, Time series (<http://www.snb.ch/en/i/about/stat/statpub/bchpub/stats/banken/>)より作成。

図1-10. 在スイス銀行の対外取引、「信託」、地域別、負債



(出所)図1-9に同じ。

図1-11. スイスフランの実質実効為替レートの推移(1999年1月=100)

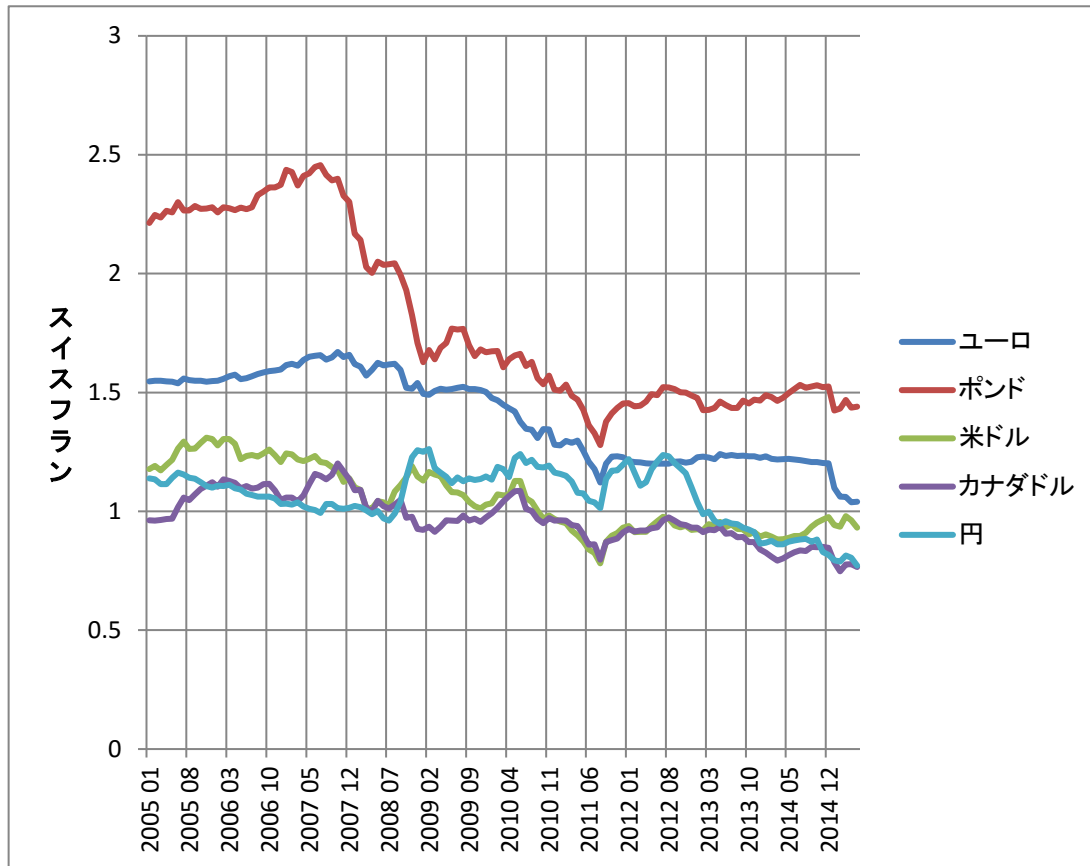


(出所) SNB, Monthly Statistical Bulletin, Exchange rate indices- by country, Time series(<http://www.snb.ch/en/iabout/stat/statpub/statmon/stats/statmon>)より作成。

注

1. 図中の数値が大きいほどスイスフランが増価していることを示す。

図1-12. スイスフランの主要通貨との為替レートの推移

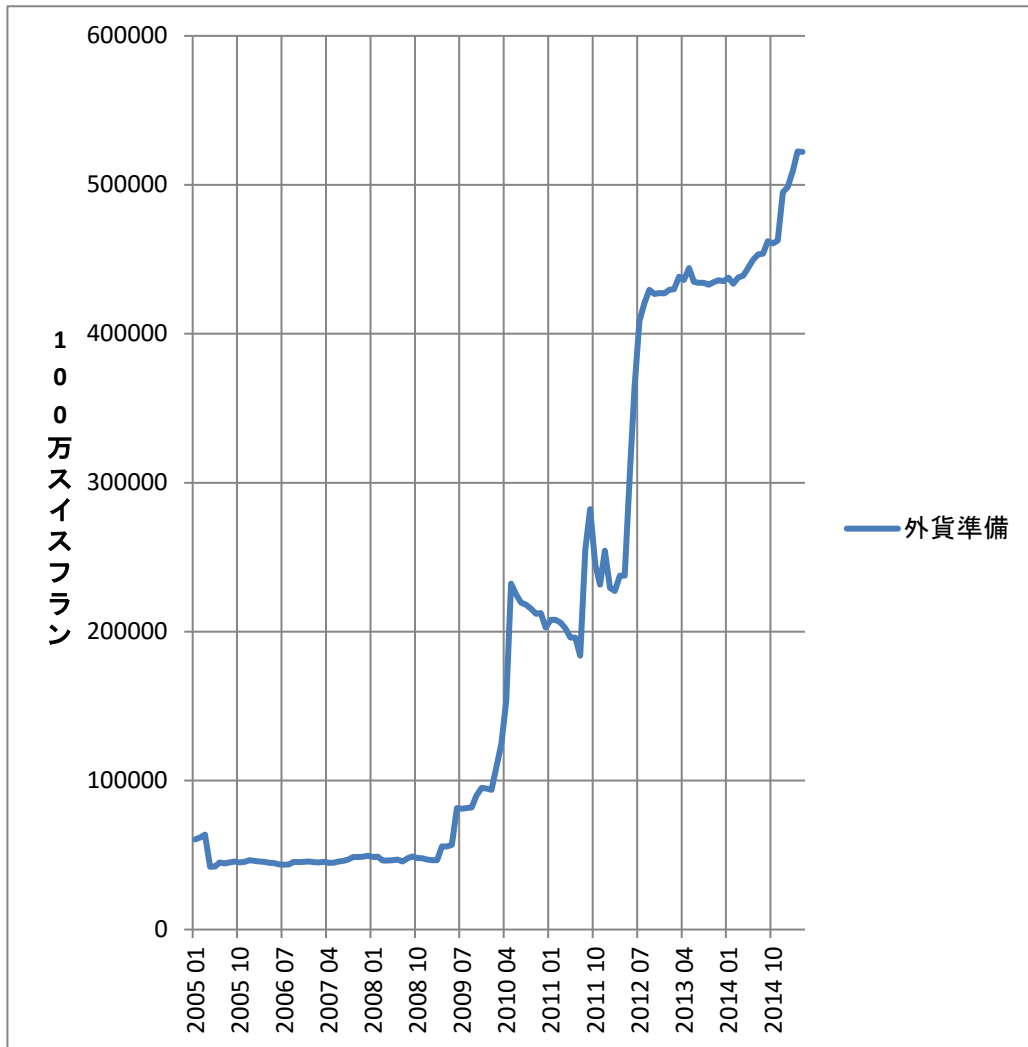


(出所) SNB, Monthly Statistical Bulletin, Foreign Exchange rates, Time series(<http://www.snb.ch/en/i/about/stat/statpub/statmon/stats/statmon>)より作成。

注

1. 図中の数値は、各国通貨に対するスイスフランの値であり、数値が小さくなるほどスイスフランが対象通貨に増価していることを示す。

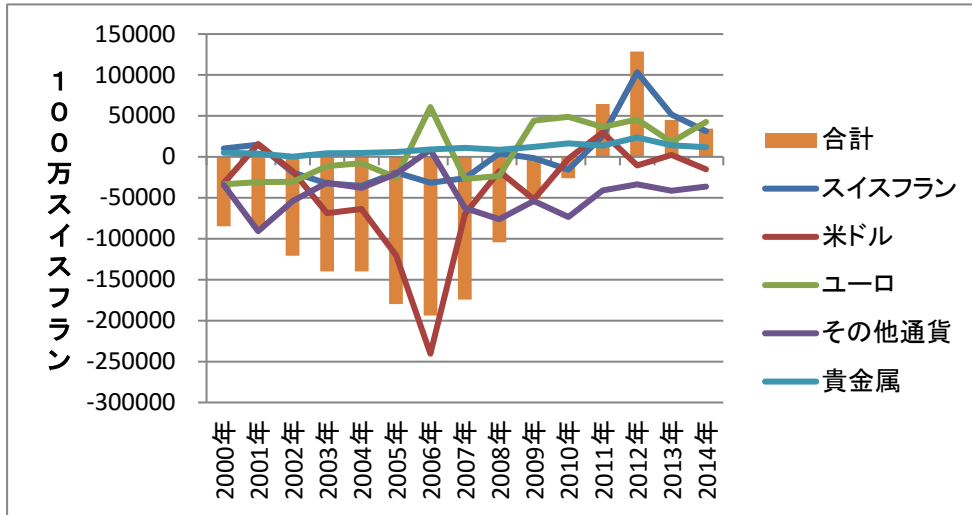
図1-13. スイスの外貨準備の推移



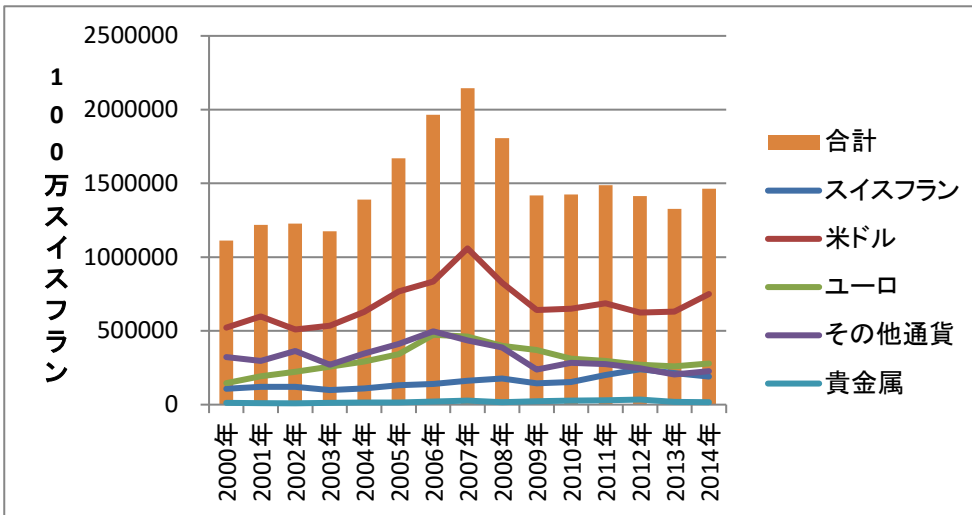
(出所) SNB, Monthly Statistical Bulletin, Switzerland's reserve assets, Time series(<http://www.snb.ch/en/iabout/stat/statpub/statmon/stats/statmon>)より作成。

図1-14. 在スイス銀行の建て通貨別対外取引

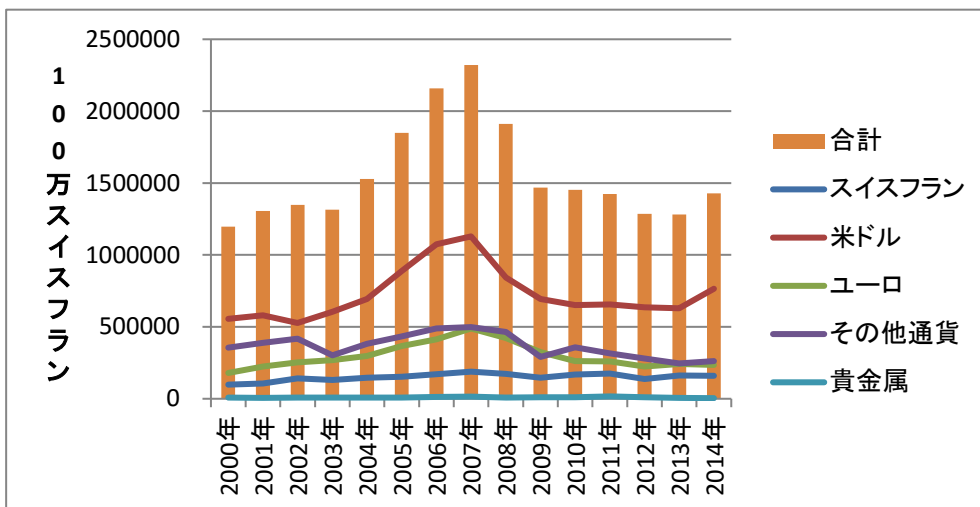
ネット



負債



資産



(出所)SNB, Banks in Switzerland 2014, Holdings of securities in the bank custody accounts, Table 38c, Time series(<http://www.snb.ch/en/iabout/stat/statpub/bchpub/stats/banken/>)より作成。

注

1. 図中の「ネット」は、「負債」から「資産」を差し引いたものであり、プラスは在スイス銀行への流入超過を、マイナスは在スイス銀行からの流出超過を示す。

表2-1.各加盟国における匿名希望者の「利子所得」の割合

| | 2006年 | 2007年 | 2009年 | 2010年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 | 2007年と2014年の差 |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| ベルギー | 91.5% | 86.5% | 82.9% | 78.1% | 65.6% | 55.1% | 28.8% | -57.8% |
| ブルガリア | — | 80.5% | 63.7% | 51.7% | 83.8% | 29.8% | 21.2% | -59.3% |
| デンマーク | 94.3% | 93.6% | 91.7% | 90.6% | 78.2% | 69.2% | 54.0% | -39.6% |
| ドイツ | 58.3% | 68.9% | 62.6% | 59.1% | 53.7% | 42.9% | 22.9% | -46.0% |
| エストニア | 98.8% | 96.0% | 96.2% | 99.4% | 94.6% | 96.4% | 77.5% | -18.5% |
| フィンランド | 93.9% | 92.0% | 91.5% | 91.6% | 74.3% | 72.1% | 65.1% | -26.9% |
| フランス | 97.5% | 97.0% | 96.1% | 91.6% | 87.7% | 87.0% | 64.5% | -32.5% |
| ギリシャ | 99.4% | 99.1% | 96.9% | 94.0% | 56.3% | 53.3% | 42.5% | -56.6% |
| アイルランド | 87.8% | 75.3% | 62.8% | 47.9% | 44.0% | 41.1% | 41.0% | -34.3% |
| イタリア | 98.9% | 99.0% | 97.9% | 95.8% | 91.1% | 87.0% | 82.5% | -16.5% |
| ラトビア | 100.0% | 98.6% | 95.6% | 92.5% | 87.1% | 89.6% | 67.8% | -30.8% |
| リトアニア | 100.0% | 97.6% | 97.3% | 93.0% | 73.1% | 50.9% | 56.7% | -40.9% |
| ルクセンブルク | 99.2% | 99.2% | 97.3% | 97.4% | 85.5% | 81.1% | 55.9% | -43.3% |
| マルタ | 60.8% | 59.5% | 51.1% | 44.0% | 26.3% | 34.3% | 10.9% | -48.6% |
| オランダ | 79.2% | 75.4% | 74.0% | 65.9% | 52.0% | 49.3% | 35.6% | -39.8% |
| オーストリア | 92.8% | 88.8% | 79.8% | 83.3% | 61.3% | 46.4% | 39.1% | -49.7% |
| ポーランド | 97.1% | 93.1% | 80.6% | 83.1% | 56.8% | 44.5% | 37.7% | -55.4% |
| ポルトガル | 94.6% | 92.6% | 87.1% | 87.4% | 48.3% | 21.4% | 14.2% | -78.4% |
| ルーマニア | — | 94.8% | 82.6% | 76.1% | 78.9% | 78.9% | 48.3% | -46.5% |
| スウェーデン | 94.4% | 92.3% | 85.3% | 77.9% | 64.8% | 57.6% | 45.1% | -47.2% |
| スロバキア | 97.9% | 97.8% | 96.0% | 89.6% | 76.0% | 75.2% | 52.6% | -45.2% |
| スロベニア | 99.9% | 98.7% | 96.8% | 98.7% | 85.1% | 83.5% | 59.5% | -39.2% |
| スペイン | 98.7% | 97.4% | 95.7% | 94.7% | 80.1% | 29.2% | 13.7% | -83.6% |
| チェコ | 94.9% | 92.3% | 83.4% | 82.6% | 59.1% | 58.7% | 46.4% | -45.9% |
| ハンガリー | 97.7% | 97.5% | 92.5% | 95.7% | 84.5% | 70.9% | 64.0% | -33.5% |
| 英国 | 71.9% | 70.8% | 57.7% | 65.7% | 49.5% | 31.0% | 17.6% | -53.2% |
| キプロス | 81.7% | 79.3% | 32.5% | 52.5% | 55.3% | 47.6% | 39.3% | -40.0% |
| EU平均 | 80.6% | 84.1% | 79.9% | 74.6% | 65.6% | 52.4% | 36.4% | -47.7% |

注

1. 表の値は、図2-4および図2-7を使って、「報告」および「匿名」希望者の「利子所得」の合計で、「匿名」希望者の「利子所得」を除いたものである。
2. 表中のブルガリアとルーマニアは加盟した2007年から含まれる。

表2-2. スイスの金融機密指数<FSI:Financial Secrecy Index>

A.全体

| | 国・地域名 | FSI-Value | Secret Score | Global Scale Weight |
|-----|---------|-----------|--------------|---------------------|
| 第1位 | スイス | 1765.3 | 78 | 4916 |
| 第2位 | ルクセンブルグ | 1454.5 | 67 | 12049 |
| 第3位 | 香港 | 1283.4 | 72 | 4206 |
| 第4位 | ケイマン諸島 | 1233.6 | 70 | 4694 |
| 第5位 | シンガポール | 1216.9 | 70 | 4280 |

B.「Secret Score」

| | 国・地域名 | 評価 |
|------|-----------|----|
| 第1位 | サモア | 88 |
| 第2位 | バヌアツ | 87 |
| 第3位 | セイシェル | 85 |
| 第4位 | セントルシア | 84 |
| | ブルネイ | 84 |
| : | | |
| 第24位 | スイス(他3カ国) | 78 |

C.「Secret Score」のうち、「銀行機密」の項目

| | 国・地域名 | 透明性格付け |
|------|------------|--------|
| 第1位 | モルジブ | 0 |
| 第2位 | マーシャル諸島 | 0.2 |
| 第3位 | セントキッツ・ネビス | 0.23 |
| 第4位 | ブルネイ | 0.27 |
| | ガーナ | 0.27 |
| : | | |
| 第15位 | スイス(他6カ国) | 0.37 |

(出所)Tax Justice Network. なお、表Aないし表Bは

(<http://www.financialsecrecyindex.com/introduction/fsi-2013-results>)より作成。また、表Cは、

(<http://www.financialsecrecyindex.com/PDF/1-Banking-Secrecy.pdf>), pp.6-7より作成した。

注

1. 表中の「FSI-Value」は15項目の指標に基づいて評価される<Secret Score>の3乗と、グローバルな金融サービスの輸出における当該地域のシェアに基づく<Global Scale Weight>の立法根を掛け合わせることによって導出したものである。

表2-3. スイスの富裕層の規模、国内シェア、および世界の中の順位

| | 資産100万ドル超の資産保有家計 | | 資産1億ドル超の資産保有家計 | |
|-------|------------------|----------|----------------|---------|
| | 数(順位) | 割合(順位) | 数(順位) | 割合(順位) |
| 2009年 | 28.5万(7) | 8.4%(3) | n.a.(9) | n.a.(2) |
| 2010年 | 33.0万(6) | 9.9%(2) | 352(10) | 10.0(2) |
| 2011年 | 32.2万(6) | 9.5%(4) | 366(8) | 11.0(1) |
| 2012年 | 39.5万(5) | 11.6%(2) | 339(9) | 10.0(2) |
| 2013年 | 43.5万(5) | 12.7%(2) | 388(9) | 11.3(2) |
| 2014年 | n.a. | 13.5%(1) | n.a. | 9.0(4) |

(出所) Boston Consulting Group, *Global Wealth* より作成。その際、2010から2015を使用した。

注

1. 表中の「資産1億ドル超の資産保有家計」の「割合」は、10万家計当たりの数値である。

表2-4.国・地域別のクロスボーダー・ウエルスマネジメントの規模 (兆ドル)

| | スイス | 英国 | チャネル+ダブリン | ルクセンブルグ | カリブ+パナマ | シンガポール | 香港 | 米国 | その他 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----------|---------|---------|--------|-----|-----|-----------|-----------|
| 2010年 | 2.1 | 1.9 | | 0.6 | 0.9 | 0.9 | | 0.7 | 0.7 | 7.8 |
| 2011年 | 2.1 | 0.9 | 1.0 | 0.5 | 1.0 | 1.0 | | 0.6 | 0.6 | 7.8 |
| 2012年 | 2.2 | 0.9 | 1.1 | 0.6 | 1.1 | 1.2 | | 0.7 | 0.7 | 8.5 |
| 2013年 | 2.3 | 1.0 | 1.1 | 0.6 | 1.2 | 1.4 | | 0.7 | 0.7 | 8.9 |
| 2014年 | 2.4 | 1.1 | 1.2 | 0.6 | 1.2 | 1.0 | 0.5 | 0.7 | (0.7~0.9) | (9.4~9.6) |

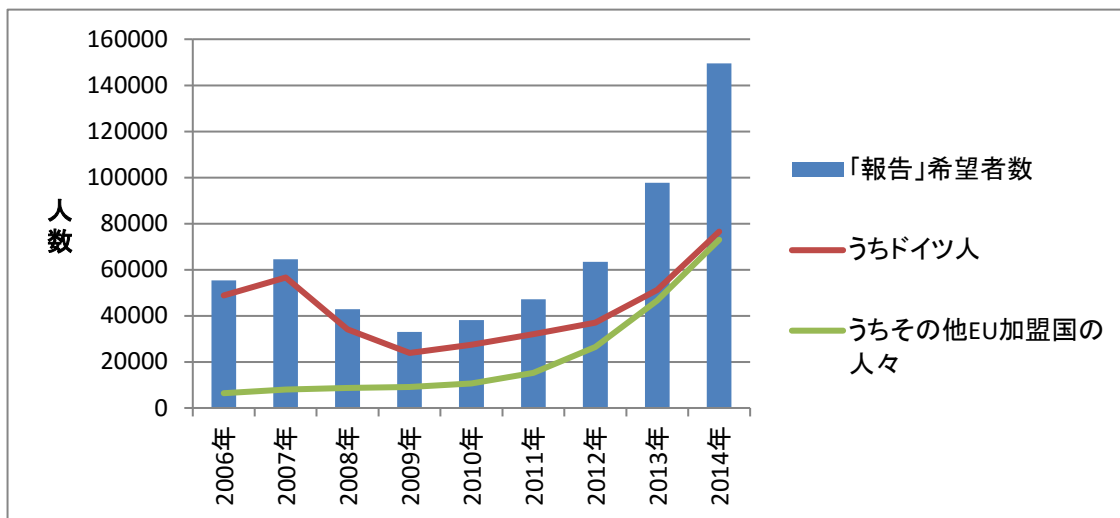
(出所)Boston Consulting Group, *Global Wealth* より作成。

その際、2011から2015を使用した。

注

1. 2010年における、「英国」と、「チャネル+ダブリン」は合計値のデータのみである。
2. 2014年は、元表の表示方式が変わり、「シンガポール」と、「香港」が別々に提示される一方で、「合計」の提示が無くなった。そのため、「合計」および「その他」は文中の指摘から推計したものである。

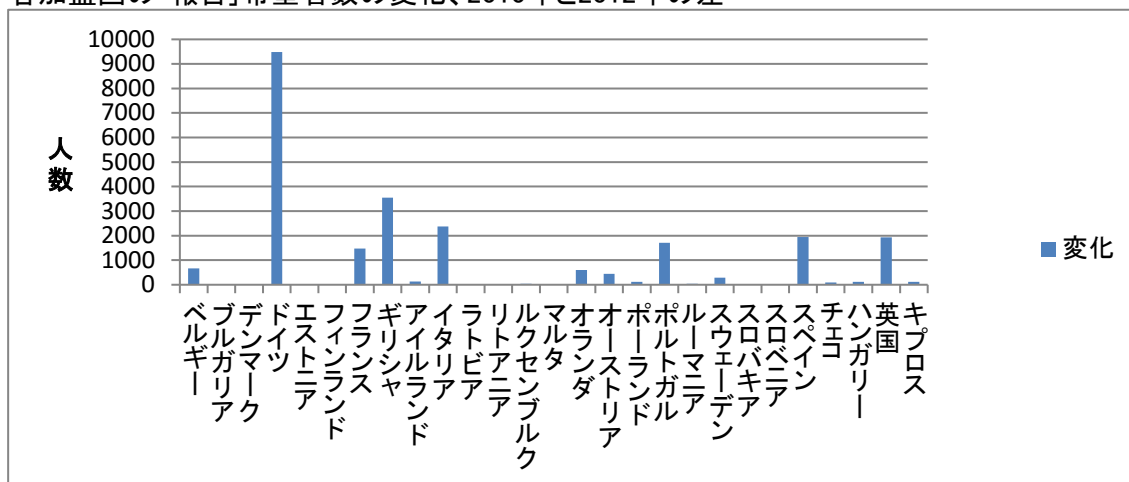
図2-1. 在スイス銀行で「利子所得」を得たEU市民のうち、同所得の「報告」希望者数とその国別内訳



(出所)FDF(<http://www.estv.admin.ch/insteuerrecht/themen/01319/01328/index.html?lang=de>)より作成。
注

1. 図中の「うちその他EU加盟国の人々」には、2013・2014年しかデータのないクロアチアと、個別に推移を提示しているドイツを除く26カ国が含まれる。なお、ブルガリアとルーマニアについては加盟した2007年からこれに含まれる。

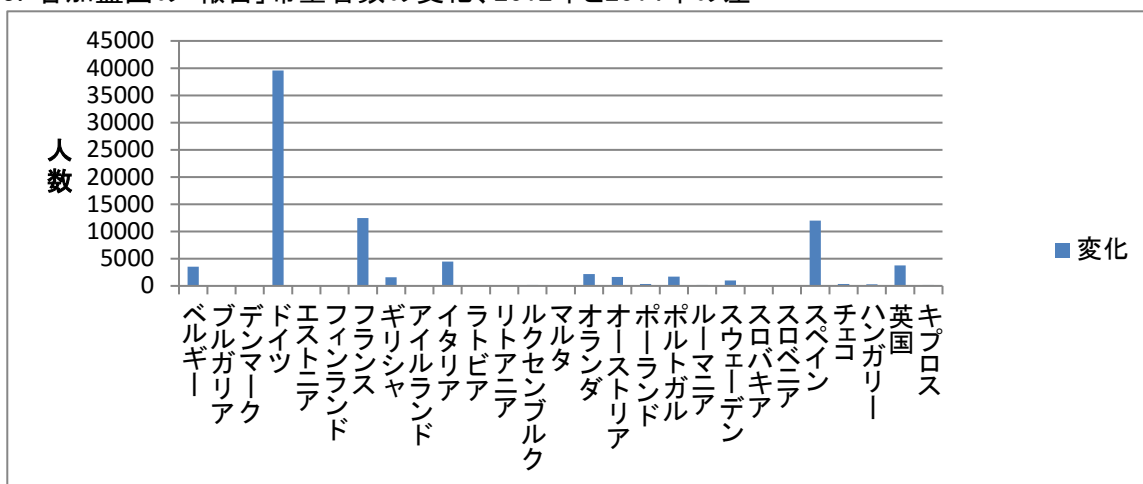
図2-2. 各加盟国の「報告」希望者数の変化、2010年と2012年の差



(出所)図2-1に同じ。

注 図2-1における、各国の2012年から2010年の値を差し引いたもの。

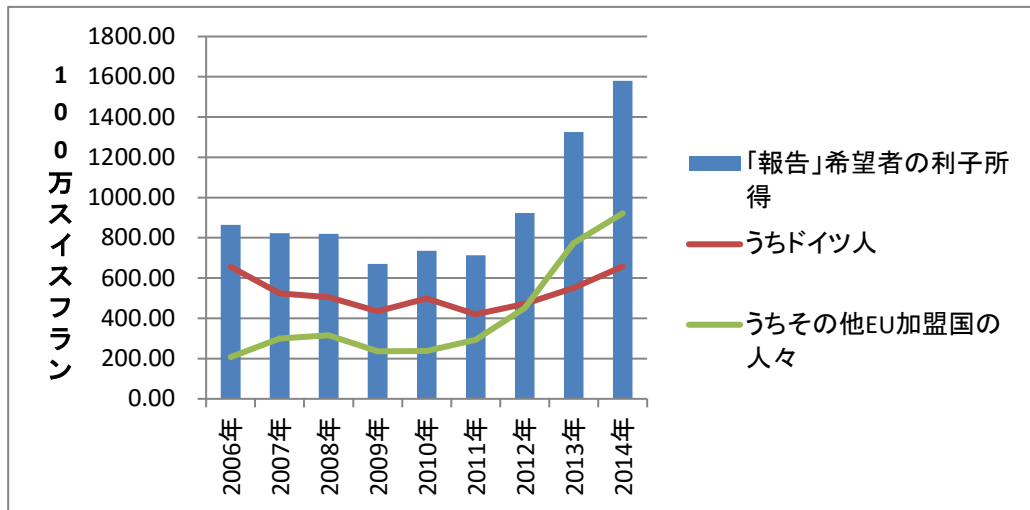
図2-3. 各加盟国の「報告」希望者数の変化、2012年と2014年の差



(出所)図2-1に同じ。

注 図2-1における、各国の2014年から2012年の値を差し引いたもの。

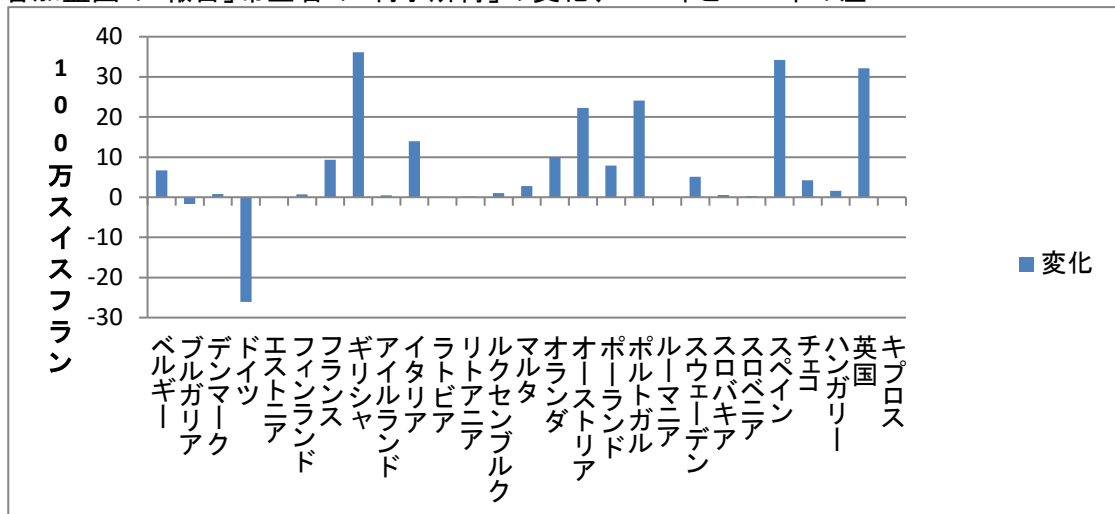
図2-4. 在スイス銀行で「利子所得」を得たEU市民のうち、「報告」希望者の「利子所得」とその国別内訳



(出所)図2-1に同じ。

注 図2-1に同じ。

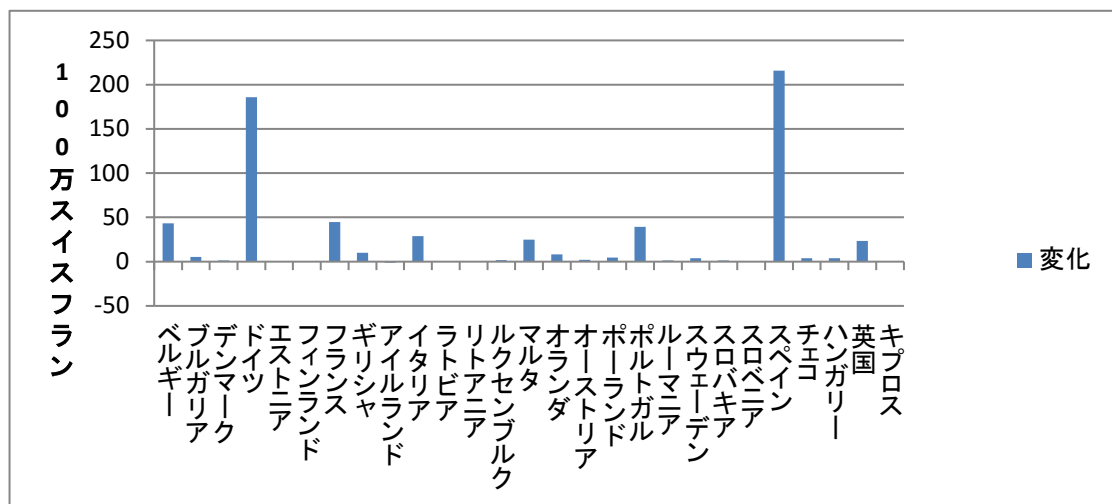
図2-5. 各加盟国の「報告」希望者の「利子所得」の変化、2010年と2012年の差



(出所)図2-1に同じ。

注 図2-4における、各国の2012年から2010年の値を差し引いたもの。

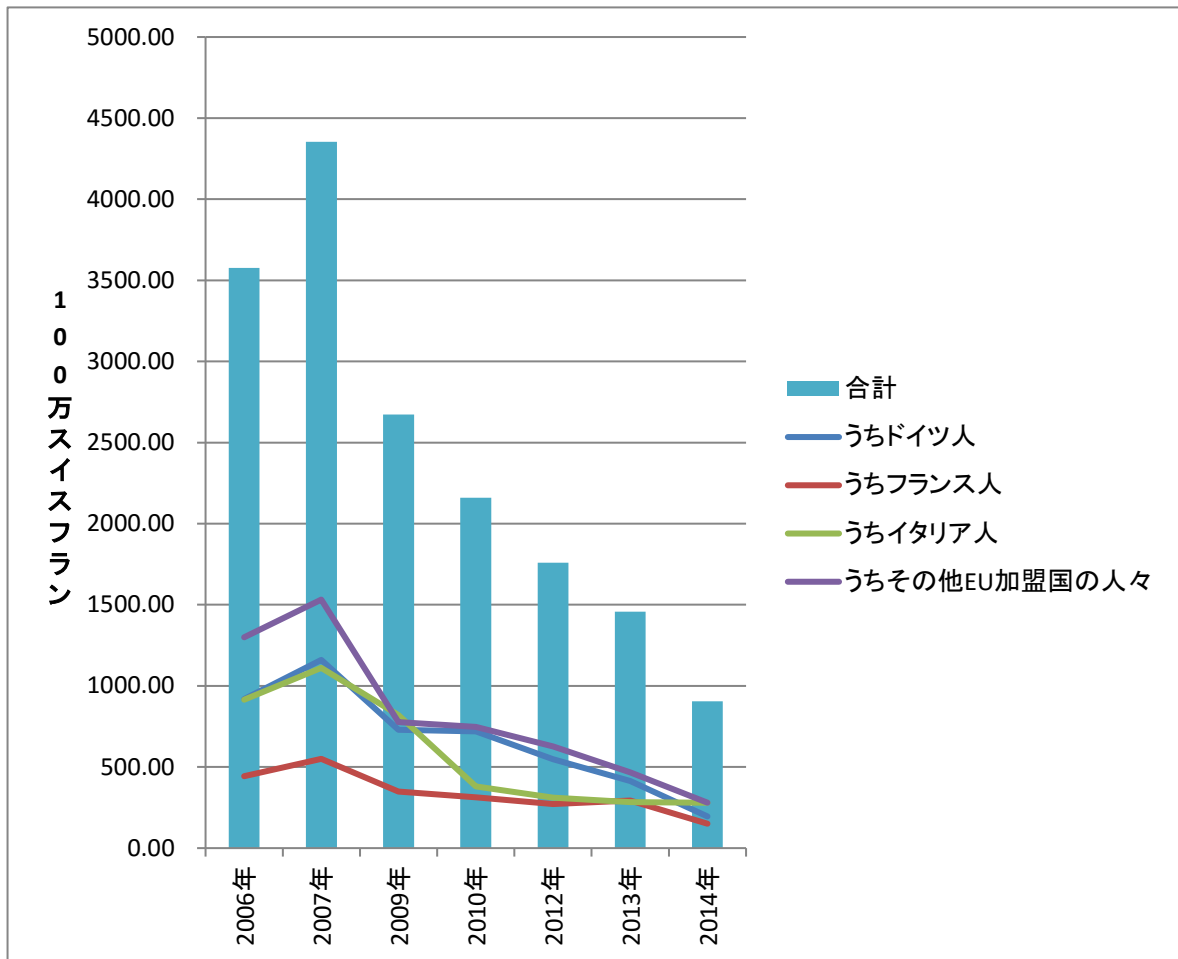
図2-6. 各加盟国の「報告」希望者の「利子所得」の変化、2012年と2014年の差



(出所)図2-1に同じ。

注 図2-4における、各国の2014年から2012年の値を差し引いたもの。

図2-7. 在スイス銀行で「利子所得」を得たEU市民のうち、「匿名」希望者の「利子所得」とその国別内訳、推計



(出所)図2-1に同じ。

注

1. 図中の値は、スイスからEU各国への利子源泉税の税収分配額(図2-7付表)を、各時期における同税率(2005年7月から15%、2008年7月から20%、および2011年7月から35%)、ならびに同税収のEUの取り分(75%)で除して算出した推計である。
2. 2005年、2008年、および2011年は、年の途中で税率が変わるため推計の都合上ここでは省いた。
3. 図中の「うちその他EU加盟国の人々」は、2013・2014年しかデータのないクロアチアと、個別に推移を提示しているドイツ、フランス、およびイタリアを除いた24カ国から成る。ただし、ルーマニアおよびブルガリアは加盟した2007年からこれに含まれる。

図2-7付表. スイスからEU加盟各国への利子源泉税の税収の分配額

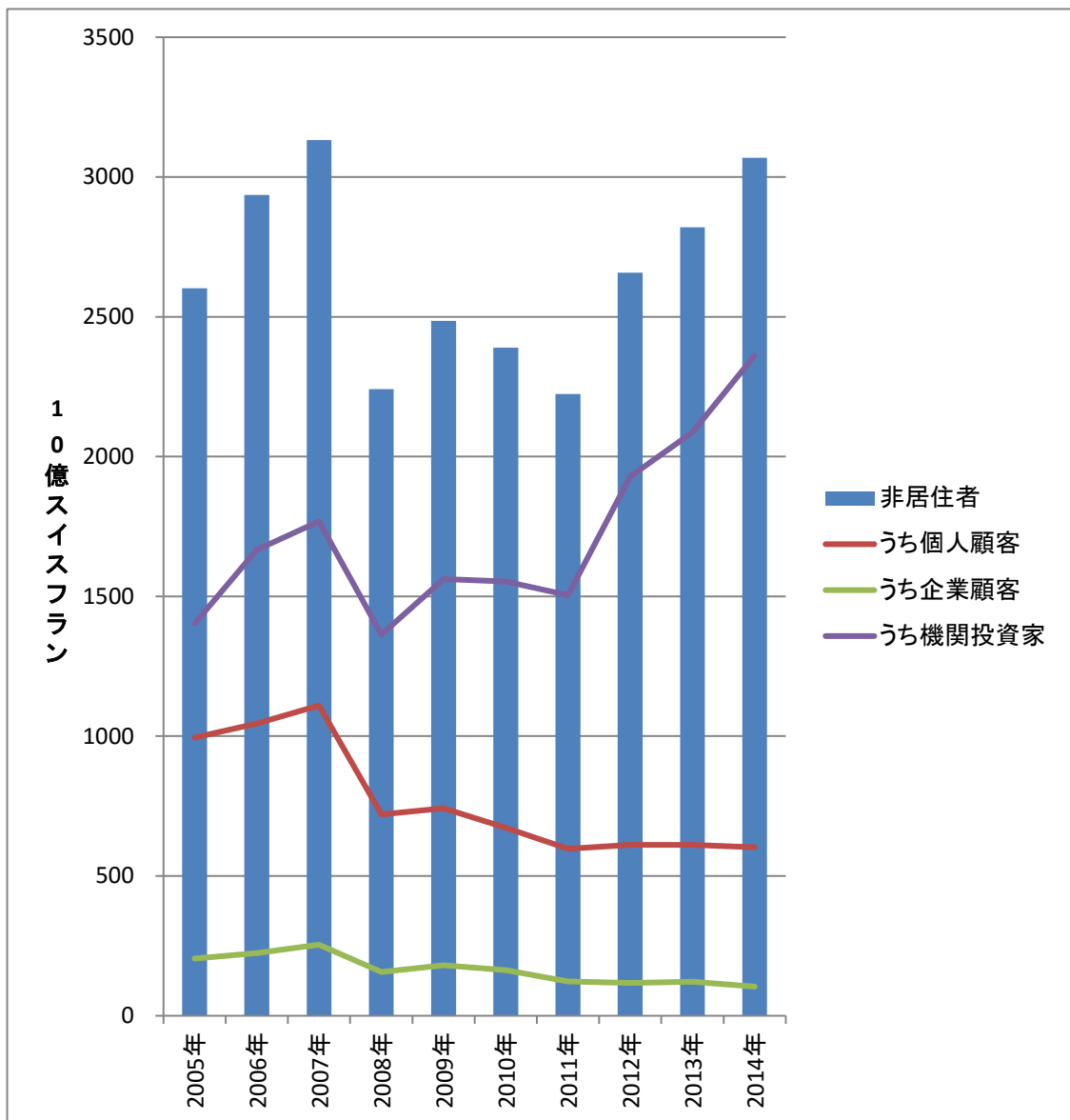
(100万スイスフラン)

| 送金額 | 2006年 | 2007年 | 2009年 | 2010年 | 2012年 | 2013年 | 2014年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ベルギー | 21 | 22 | 16 | 16 | 18 | 18 | 9 |
| ブルガリア | — | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| デンマーク | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 |
| ドイツ | 103 | 131 | 109 | 108 | 144 | 109 | 51 |
| エストニア | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| フィンランド | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| フランス | 50 | 62 | 52 | 47 | 71 | 77 | 40 |
| ギリシャ | 15 | 16 | 8 | 8 | 13 | 13 | 10 |
| アイルランド | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| イタリア | 103 | 125 | 123 | 57 | 82 | 74 | 73 |
| ラトビア | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| リトアニア | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ルクセンブルク | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 |
| マルタ | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| オランダ | 13 | 13 | 13 | 10 | 13 | 11 | 8 |
| オーストリア | 10 | 12 | 9 | 10 | 15 | 8 | 6 |
| ポーランド | 2 | 3 | 2 | 2 | 4 | 3 | 2 |
| ポルトガル | 6 | 7 | 6 | 6 | 7 | 5 | 3 |
| ルーマニア | — | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| スウェーデン | 4 | 6 | 5 | 4 | 7 | 6 | 4 |
| スロバキア | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| スロベニア | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| スペイン | 30 | 34 | 26 | 27 | 47 | 28 | 11 |
| チェコ | 3 | 4 | 2 | 2 | 3 | 3 | 2 |
| ハンガリー | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| 英国 | 32 | 40 | 18 | 18 | 25 | 12 | 7 |
| キプロス | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合計 | 402 | 490 | 401 | 324 | 462 | 383 | 238 |

(出所)図2-1に同じ。

注 表中のルーマニアおよびブルガリアは加盟した2007年から含まれる。

図2-8. 非居住者による在スイス銀行への投資、カストディー、

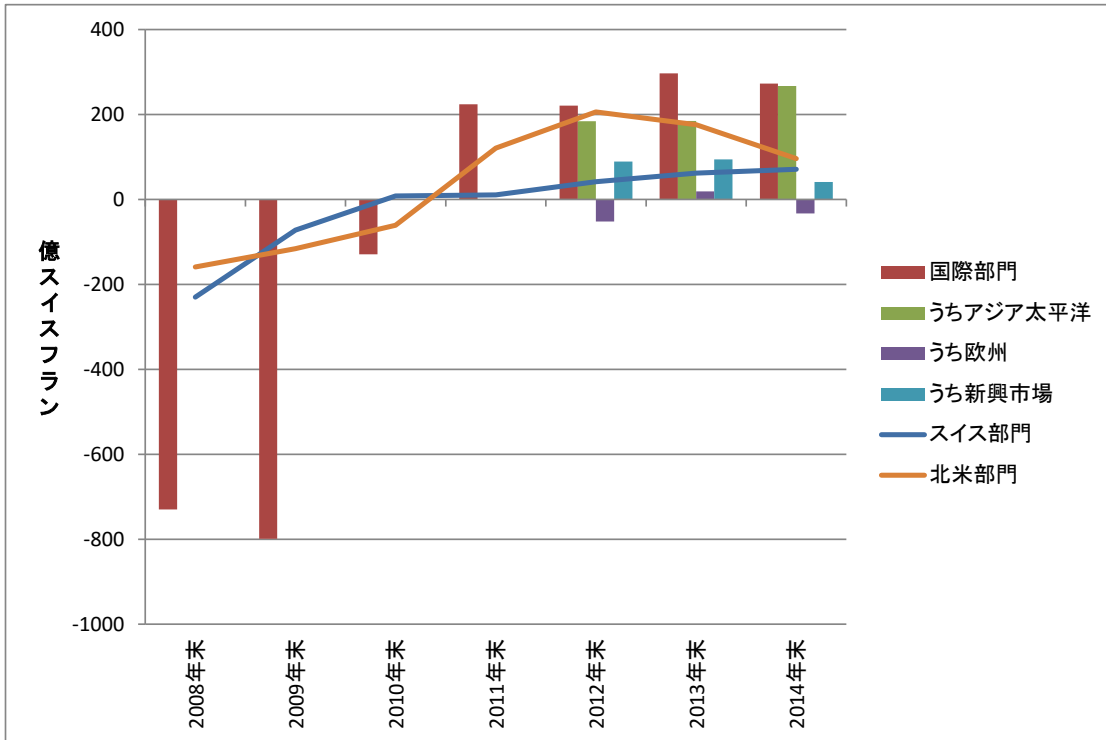


(出所)SNB, Banks in Switzerland 2014, Fiduciary transactions, by country, Time series
 (<http://www.snb.ch/en/iabout/stat/statpub/bchpub/stats/banken/>)より作成。

注

1. 2011年と、2012年の間に時系列の切れ目がある。

図2-9. UBS、ネット新規マネー、地域別内訳

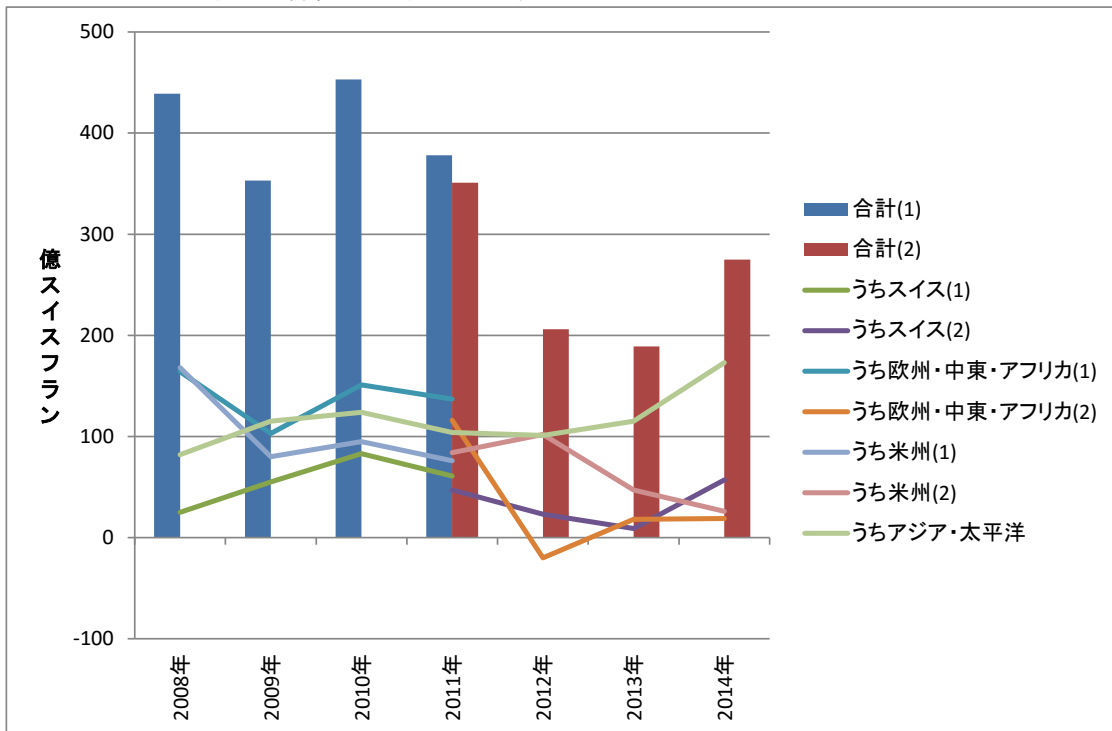


(出所)UBS, Annual Report(http://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations.html)より作成。
 なお、図中の2008年末から2010年末はAnnual report 2010を、2011年末はAnnual report 2011を、2012年末はAnnual report 2012を、2013年末は、Annual report 2013を、そして、2014年末はAnnual report 2014より作成した。

注

1. 図中のマイナスは新規マネーの流出超過を、プラスは新規マネーの流入超過を示す。
2. 2012年末から「国際部門」の内訳データが公表された。

図2-10. クレディ・スイス、ネット新規マネー、地域別内訳



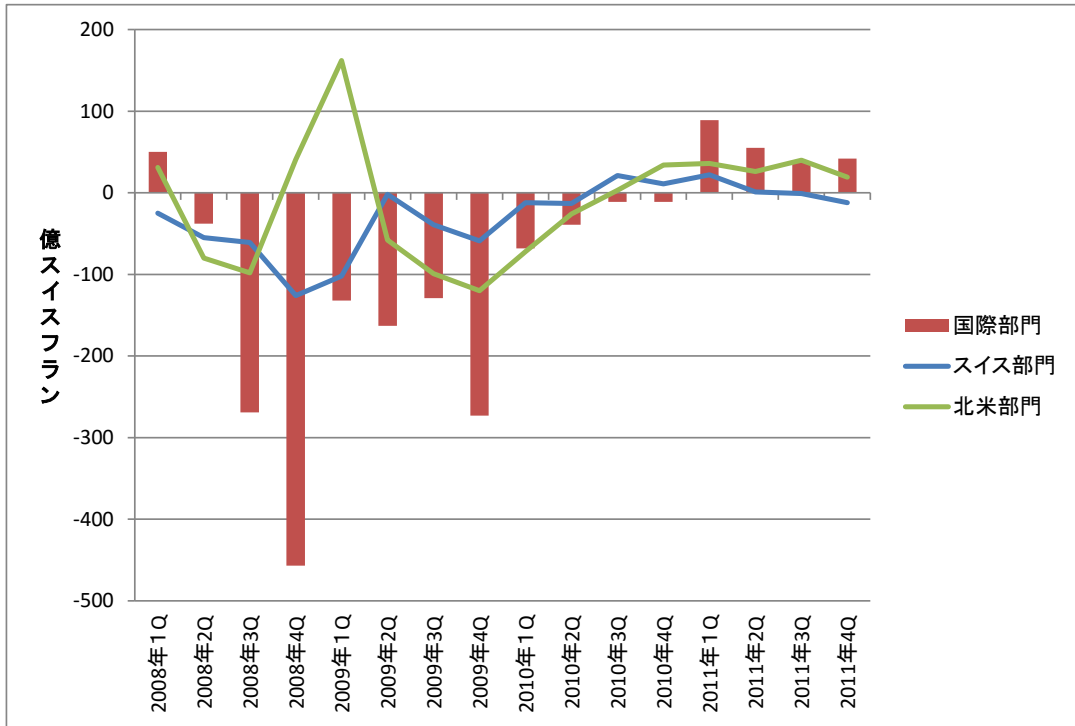
(出所)Credit Suisse, Annual Report(<http://www.credit-suisse.com/us/en/about-us/investor-relations/information.html>)より作成。

なお、2008年から2010年は、Annual report 2010を、2011年は、Annual report 2011およびAnnual report 2013を、2012年・2013年は、Annual report 2013を、そして、2014年は、Annual report 2014を使用した。

注

1. 図中のマイナスは新規マネーの流出超過を、プラスは新規マネーの流入超過を示す。
2. 「アジア・太平洋」を除いて、2011年に時系列の切れ目がある。なお、図中の(1)は2008年から2011年を、また(2)は2011年から2014年を示すものである。

図2-11. UBS、ネット新規マネー、2008年1Qから2011年4Q

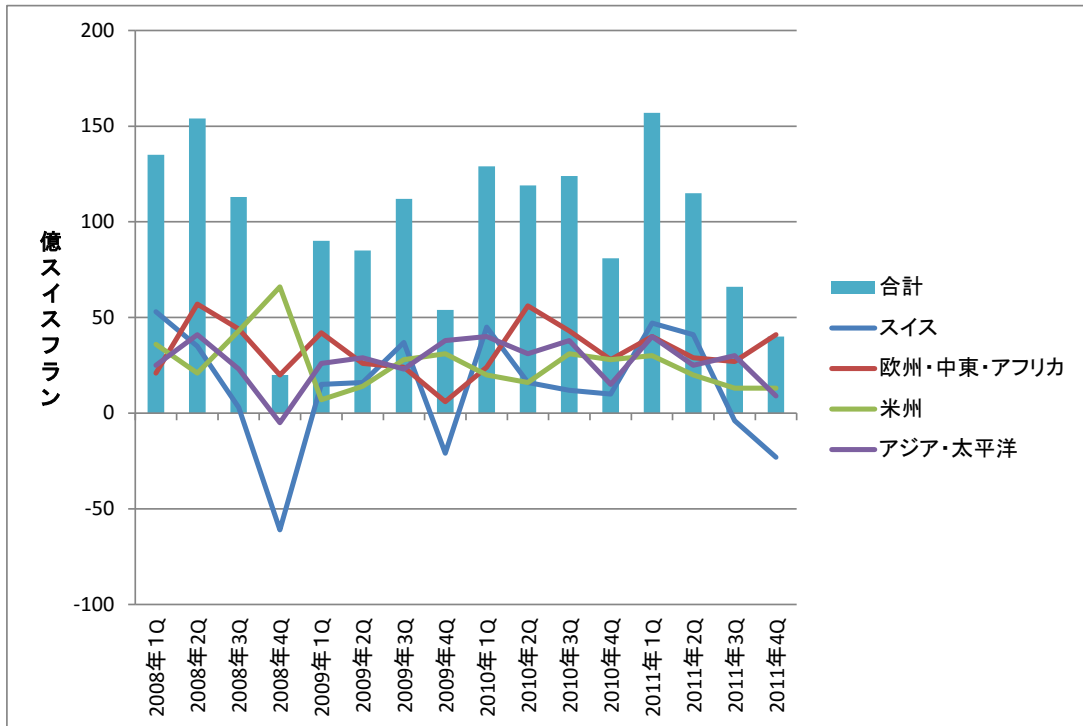


(出所)UBS, *Quarterly Report*(http://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations.html)より作成。その際、2008年から2011年のsecond quarter reportおよびfourth quarter reportを使用した。

注

1. 図中のマイナスは新規マネーの流出超過を、プラスは新規マネーの流入超過を示す。

図2-12. クレディスイス、ネット新規マネー、2008年1Qから2011年4Q



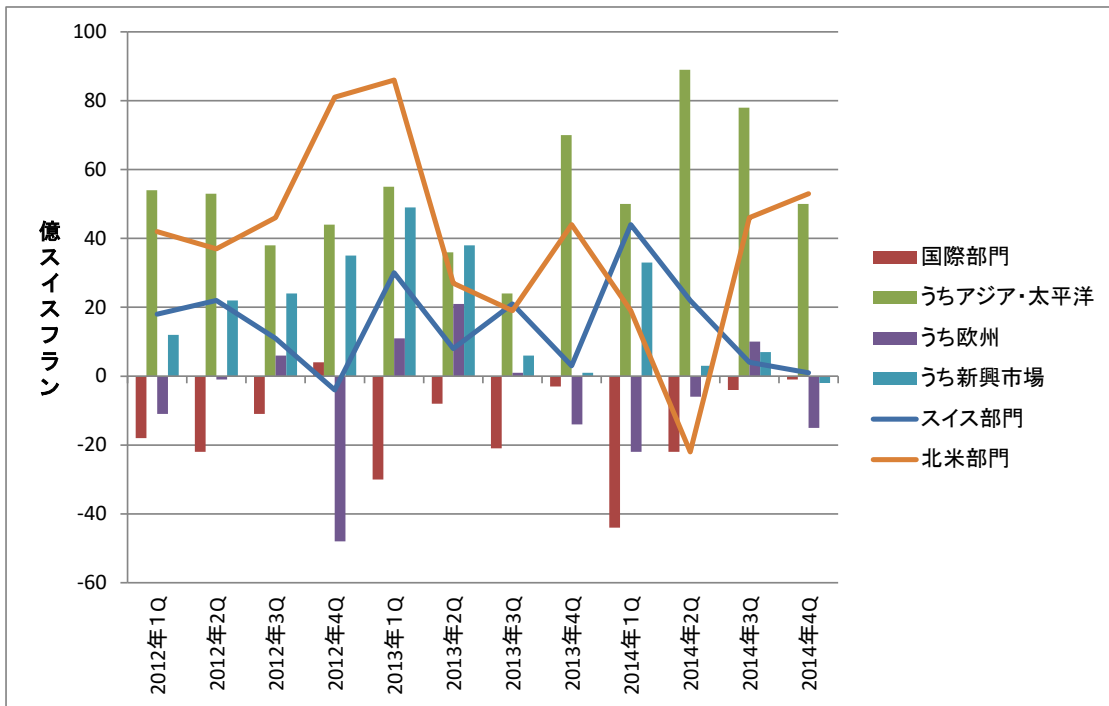
(出所)Credit Suisse, *Financial Report*(<http://www.credit-suisse.com/us/en/about-us/investor-relations/information.html>)より作成。

その際、2008年から2011年の各*Financial report* 2Qおよび4Qを使用した。

注

1. 図中のマイナスは新規マネーの流出超過を、プラスは新規マネーの流入超過を示す。

図2-13. UBS、ネット新規マネー、2012年1Q～2014年4Q

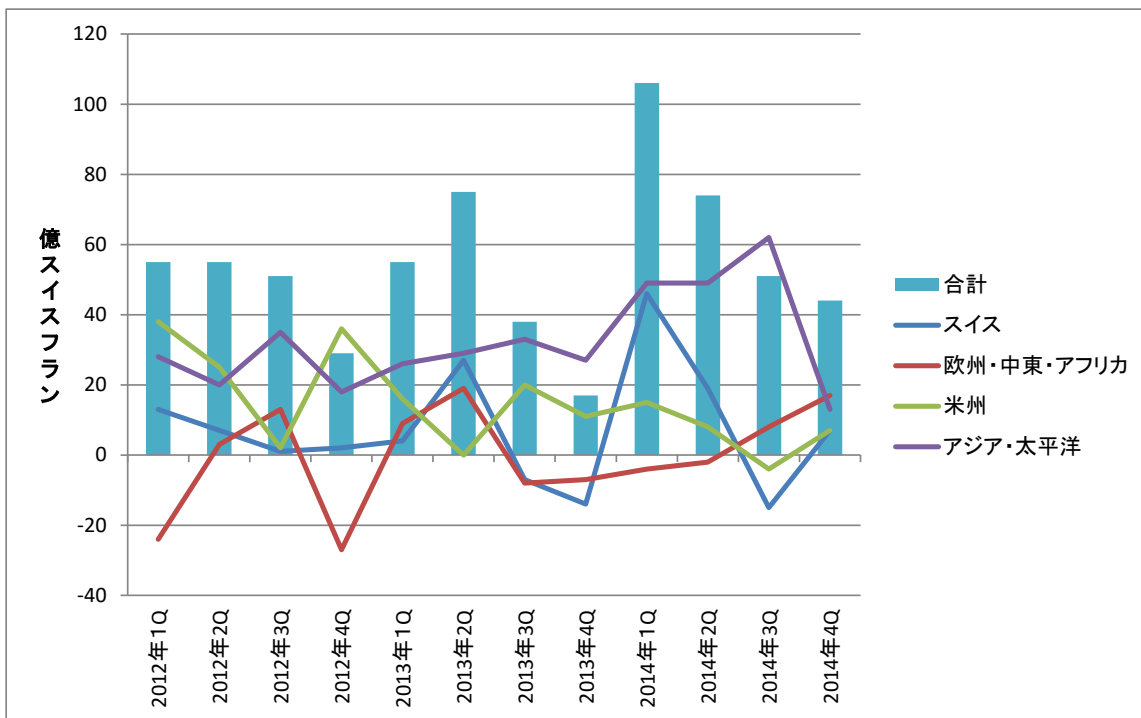


(出所)UBS, *Quarterly Report*(http://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations.html)より作成。その際、2012年から2014年のsecond quarter reportおよびfourth quarter reportを使用した。

注

1. 図中のマイナスは新規マネーの流出超過を、プラスは新規マネーの流入超過を示す。

図2-14. クレディスイス、ネット新規マネー、2012年1Q～2014年4Q



(出所)Credit Suisse, *Financial Report*(<http://www.credit-suisse.com/us/en/about-us/investor-relations/information.html>)より作成。

その際、2012年・2013年は、各Financial report 2Qおよび4Qを、また、2014年はFinancial report 2Q14および、Financial report 1Q15を使用した。

注

1. 図中のマイナスは新規マネーの流出超過を、プラスは新規マネーの流入超過を示す。